

に限る。)、第六十四條第四項、第六十九條第二項及び第三項、第七十三條、第七十四條、第一百五條から第二百二十二條まで並びに第七十七條第二号の規定並びにこれらの規定に係る第五百五十四條、第五百五十八條、第八十二條、第二百二十一條、第二百二十二條、第二百二十五條、第二百三十四條、第二百三十五條及び第二百三十九條の規定は、昭和二十八年三月一日から施行する。

(度量衡法の廃止)

第二條 度量衡法(明治四十二年法律第四号。以下「旧法」といふ。)は、廃止する。

(尺貫法による計量単位)

第三條 次條及び第五條に規定する尺貫法による計量単位(新法第二條の計量単位をいう。以下同じ。)及びその補助計量単位は、昭和三十三年十二月三十一日(土地又は建物に關しては、昭和三十三年十二月三十一日以後において政令で定める日)までは、新法による法定計量単位とみなす。

第四條 尺貫法による計量単位は、左の通りとする。

- 一 長さの計量単位は、尺及び鯨尺とする。
- 尺は、メートルの三分の一〇の長さをいう。

鯨尺尺は、メートルの六六分の二五の長さをいう。

- 二 質量の計量単位は、貫とする。貫は、三・七五キログラムの質量をいう。

- 三 面積の計量単位は、平方尺及び歩又は坪とする。

平方尺は、辺の長さが三分の一〇メートルの正方形の面積をいう。

歩又は坪は、平方メートルの二二分の四〇〇の面積をいう。

- 四 体積の計量単位は、立方尺及び升とする。

立方尺は、稜の長さが三分の一〇メートルの立方体の体積をいう。

升は、立方メートルの一、三三一、〇〇〇分の二、四〇一の体積をいう。

第五條 前條の計量単位の補助計量単位は、左の通りとする。

- 一 前條第一号の尺の補助計量単位は、毛、厘、分、寸、丈、間、町及び里とする。

毛は、尺の一〇、〇〇〇分の一をいう。

厘は、尺の一、〇〇〇分の一をいう。

分は、尺の一〇〇分の一をいう。

平方分は、平方尺の一〇、〇〇〇分の一をいう。

平方寸は、平方尺の一〇〇分の一をいう。

- 五 前條第三号の歩の補助計量単位は、勻、合、畝、反及び町とする。

勻は、歩の一〇〇分の一をいう。

合は、歩の一〇分の一をいう。

畝は、三〇歩をいう。

反は、三〇〇歩をいう。

町は、三、〇〇〇歩をいう。

- 六 前條第三号の坪の補助計量単位は、勻及び合とする。

勻は、坪の一〇〇分の一をいう。

合は、坪の一〇分の一をいう。

- 七 前條第四号の立方尺の補助計量単位は、立方分、立方寸及び立坪とする。

立方分は、立方尺の一、〇〇〇、〇〇〇分の一をいう。

立方寸は、立方尺の一、〇〇〇分の一をいう。

立坪は、二一六立方尺をいう。

- 八 前條第四号の升の補助計量単位は、勻、合、斗及び石とする。

勻は、升の一〇〇分の一をいう。

- 寸は、尺の一〇分の一をいう。
- 丈は、一〇尺をいう。
- 間は、六尺をいう。
- 町は、三六〇尺をいう。
- 里は、一二、九六〇尺をいう。
- 二 前條第一号の鯨尺尺の補助計量単位は、鯨尺分、鯨尺寸及び鯨尺丈とする。

鯨尺分は、鯨尺尺の一〇〇分の一をいう。

鯨尺寸は、鯨尺尺の一〇の一をいう。

鯨尺丈は、一〇鯨尺尺をいう。

- 三 前條第二号の貫の補助計量単位は、毛、厘、分、匁及び斤とする。

毛は、貫の一、〇〇〇、〇〇〇分の一をいう。

厘は、貫の一〇〇、〇〇〇分の一をいう。

分は、貫の一〇、〇〇〇分の一をいう。

匁は、貫の一、〇〇〇分の一をいう。

斤は、〇・一六貫をいう。

- 四 前條第三号の平方尺の補助計量単位は、平方分及び平方寸とする。

合は、升の一〇分の一をいう。
斗は、一〇升をいう。

石は、一〇〇升をいう。

(ヤードポンド法による計量単位)

第六條 次條及び第八條に規定するヤードポンド法による計量単位及びその補助計量単位は、昭和三十三年十二月三十一日までは、新法による法定計量単位とみなす。

第七條 ヤードポンド法による計量単位は、左の通りとする。

- 一 長さの計量単位は、ヤードとする。
ヤードは、 0.9144 メートルの長さをいう。
- 二 質量の計量単位は、ポンドとする。
ポンドは、 0.45359243 キログラムの質量をいう。
- 三 温度の計量単位は、カ氏度とする。
カ氏度の度は、度の九分の五とし、カ氏三二度は、 0 度の温度とする。
- 四 面積の計量単位は、平方ヤードとする。
平方ヤードは、辺の長さが 0.9144 メートルの正方形の面積をいう。
- 五 体積の計量単位は、立方ヤード及びガロンとする。

立方ヤードは、稜の長さが 0.9144 メートルの立方体の体積をいう。

ガロンは、 0.0037854117 立方メートルの体積をいう。

六 速さの計量単位は、ヤード毎秒とする。

ヤード毎秒は、 0.9144 メートル毎秒の速さをいう。

七 加速度の大きさの計量単位は、ヤード毎秒毎秒とする。

ヤード毎秒毎秒は、 0.9144 メートル毎秒毎秒の加速度の大きさをいう。

八 力の大きさの計量単位は、重量ポンドとする。

重量ポンドは、 0.45359243 キログラムの力の大きさをいう。

九 圧力の計量単位は、重量ポンド毎平方インチ、水銀柱インチ及び水柱インチとする。

重量ポンド毎平方インチは、 0.070307 重量キログラム毎平方センチメートルの圧力をいう。

水銀柱インチは、 0.0254 水銀柱メートルの圧力をいう。

水柱インチは、 0.0254 水柱メートルの圧力をいう。

十 仕事の計量単位は、フットポンドとする。

フットポンドは、 0.138255 キログラムメートルの仕事をする。

十一 熱量の計量単位は、英熱量とする。

英熱量は、 0.252 キロカロリーの熱量をいう。

十二 密度の計量単位は、ポンド毎立方フットとする。
ポンド毎立方フットは、 1.60185 キログラム毎立方メートルの密度をいう。

第八條 前條の計量単位の補助計量単位は、左の通りとする。

- 一 前條第一号のヤードの補助計量単位は、インチ、フット、チェイン及びマイルとする。
インチは、ヤードの三分の一をいう。
フットは、ヤードの三分の一をいう。
チェインは、 22 ヤードをいう。
マイルは、 1760 ヤードをいう。
- 二 前條第二号のポンドの補助計量単位は、グレイン、オンス、米トン及び英トンとする。

立方ヤードは、稜の長さが 0.9144 メートルの立方体の体積をいう。

ガロンは、 0.0037854117 立方メートルの体積をいう。

六 速さの計量単位は、ヤード毎秒とする。

ヤード毎秒は、 0.9144 メートル毎秒の速さをいう。

七 加速度の大きさの計量単位は、ヤード毎秒毎秒とする。

ヤード毎秒毎秒は、 0.9144 メートル毎秒毎秒の加速度の大きさをいう。

八 力の大きさの計量単位は、重量ポンドとする。

重量ポンドは、 0.45359243 キログラムの力の大きさをいう。

九 圧力の計量単位は、重量ポンド毎平方インチ、水銀柱インチ及び水柱インチとする。

重量ポンド毎平方インチは、 0.070307 重量キログラム毎平方センチメートルの圧力をいう。

水銀柱インチは、 0.0254 水銀柱メートルの圧力をいう。

グレインは、ポンドの七、 0.0001 分の一をいう。

オンスは、ポンドの一六分の一をいう。

米トンは、 2000 ポンドをいう。

英トンは、 2240 ポンドをいう。

三 前條第四号の平方ヤードの補助計量単位は、平方インチ、平方フット及び平方マイルとする。

平方インチは、平方ヤードの一、 29.6 分の一をいう。

平方フットは、平方ヤードの九分の一をいう。
平方マイルは、 3097.6 平方ヤードをいう。

四 前條第五号の立方ヤードの補助計量単位は、立方インチ及び立方フットとする。

立方インチは、立方ヤードの四六、 656 分の一をいう。

立方フットは、立方ヤードの二七、 135 分の一をいう。

五 前條第九号の水柱インチの補助計量単位は、水柱フットとする。

水柱フットは、 12 水柱インチをいう。

(馬力)

第九條 英馬力及び仏馬力は、昭和三十三年十二月三十一日

までは、新法による法定計量単位とみなす。

2 英馬力は、七四六ワットの工率をいう。

3 仏馬力は、七三五・五ワットの工率をいう。

(燭)

第十條 燭は、昭和三十三年十二月三十一日以前において政

令で定める日までは、新法による法定計量単位とみなす。

2 燭は、一・〇〇六七カンデラをいう。

(略字)

第十一條 第四條、第七條及び前二條の計量単位並びに第五

條及び第八條の補助計量単位の略字は、通商産業省令で定め

る。

(国の機関等における計量単位の使用)

第十二條 国又は地方公共団体の機関は、新法の施行の日以

後において、新法第三條及び第五條に規定する物象の状態の量について、取引上又は証明上の計量(新法第二條の物象の状態の量の表示を含む。)をするには、新法第三條若しくは第五條の計量単位又は新法第六條若しくは第七條の補助計量単位を用いるように努めなければならない。

(尺貫法又はヤードポンド法による計量単位の表示)

第十三條 第三條、第六條、第九條又は第十條に規定する期

間の満了前に、第四條、第五條、第七條又は第八條から第十條までに規定する計量単位又は補助計量単位による表示を文書に記載し、又は商品その他の物件に附したときは、その表示は、新法第十條第一項の規定にかかわらず、当該期間満了後であつても、取引上又は証明上の物象の状態の量の表示として用いることを妨げない。

第二章 計量器に関する事業

(製作の營業の免許)

第十四條 新法の施行の際現に旧法第六條(旧法第二十條において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により度量衡器又は計量器(以下「度量衡器等」という。)の製作の免許を受けている者は、旧度量衡法施行細則(明治四十二年農商務省令第二十八号。以下「旧則」という。)第四條第一項の願書に記載した工場又は旧則第十條第一項の認可を受けた工場(新法の施行前に廃止したものを除く。)ごとに、新法第十三條第一項の許可を受けたものとみなす。

第十五條 前條の規定により受けたものとみなされる新法第十三條第一項の認可の区分は、前條に規定する者が新法の施行の際現に製作の業を営んでいる度量衡器等が属する新

法第十四條の許可の区分とする。

第十六條 第十四條の規定により受けたものとみなされる新法第十三條第一項の許可の有効期間は、従前の免許の有効期間の満了の日までとする。但し、新法の施行の日から一〇年をこえることができない。

第十七條 第十四條の規定により新法第十三條第一項の許可を受けたものとみなされた者(以下「旧製作營業者」という。)は、新法の施行の日から六箇月以内に、第十四條に規定する工場の所在地を管轄する都道府県知事を経由して、通商産業大臣に許可証の交付の申請をしなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の申請があつたときは、新法第二十一條第一項の許可証に、第十四條の規定により受けたものとみなされた新法第十三條第一項の許可の有効期間を記載して、これを旧製作營業者に交付しなければならない。

第十八條 新法の施行前に相続により製作の營業を承継し、新法の施行の日までに旧則第十一條第二項の出願をしなかつた旧製作營業者が前條第一項の申請をする場合は、その承継の事実を証する書面を提出しなければならない。

第十九條 旧製作營業者については、新法の施行の日から一

年以内は、新法第三十二條第四号の規定(新法第十九條第一項第二号の通商産業省令で定める設備に係る部分に限る。)は、適用しない。

第二十條 旧製作營業者が旧則第四條第一項の願書に記載した營業所又は旧則第十條第一項の認可を受けた營業所(旧則第十條第二項の規定による届出があつたものを除く。)において、その者が製造又は修理をした計量器の販売の事業を行う場合は、新法第二十二條第二項の規定は、適用しない。

2 旧製作營業者は、新法の施行の際現に旧則第十九條但書の許可を受けているときは、新法第二十二條第二項の規定による届出をしたものとみなす。

第二十一條 旧製作營業者は、新法の施行の際現に旧則第十八條第二項の許可を受けているときは、新法第二十三條の規定による届出をしたものとみなす。

第二十二條 旧製作營業者が旧則第十七條第一項の規定により届け出た記号(同條第三項の規定により附記した地方名を除く。以下同じ。)は、新法第二十四條第一項の規定により届け出たものとみなす。但し、旧製作營業者が旧則第十七條第一項の規定により届け出た記号が二以上ある場合

は、新法の施行の日から三箇月を経過した後は、この限りでない。

第二十三條 新法第二十五條の規定は、旧製作業者が新法の施行前に製造又は修理をした計量器についても、適用する。但し、旧製作業者が新法の施行前に、その計量器に旧則第三十條の規定による表記をしたときは、この限りでない。

(追加計量器の製造の事業)

第二十四條 新法の施行の際現に左に掲げる計量器(以下「追加計量器」という。)の製造の事業を行つてゐる者(以下「追加計量器製造事業者」という。)は、新法の施行の日から六箇月以内は、新法第十三條第一項の許可を受けず、従前の例によりその事業を継続することを妨げない。

- 一 時間計
- 二 物体の膨脹による温度計以外の温度計
- 三 面積計
- 四 積算体積計(オイルメーターに限る。)
- 五 定休積詰込機
- 六 目盛付タンク、目盛付タンカー及び目盛付タンクローリ

- 七 速さ計
- 八 力計
- 九 仕事計
- 十 工率計
- 十一 熱量計
- 十二 角度計
- 十三 流量計
- 十四 粘度計
- 十五 浮ひより以外の密度計
- 十六 浮ひより及び乳脂計以外の濃度計
- 十七 光度計
- 十八 光束計
- 十九 照度計
- 二十 周波数計
- 二十一 騒音計
- 二十二 生糸織度計以外の織度計
- 二十三 かたさ試験機
- 二十四 衝撃値試験機
- 二十五 引張強さ試験機
- 二十六 圧縮強さ試験機

二十七 粒度計

二十八 屈折度計

二十九 乾湿球湿度計以外の湿度計

三十 浮ひより以外の比重計

三十一 耐火度計

第二十五條 追加計量器製造事業者は、前條の期間内に、新法第十四條の許可の区分に従い、その現に製造の事業を行つてゐる計量器の種類並びに新法第十六條第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる事項を、その工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事を経由して、通商産業大臣に届け出たときは、新法の施行の日、その届け出た計量器が属する新法第十四條の許可の区分について、その工場又は事業場ごとに新法第十三條第一項の許可を受けたものとみなす。

2 通商産業大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、その届出をした者に新法第二十一條第一項の許可証を交付する。

3 前項の規定による許可証の交付を受ける者は、一、〇〇〇円をこえない範囲内において政令で定める金額の手数料を納めなければならない。

計量法施行法

第二十六條 第十九條の規定は、前條第一項の規定による届出をした者に準用する。

(自己の使用にのみ供する計量器の製造)

第二十七條 新法の施行の際現に自己の使用にのみ供する計量器の製造の事業を行つてゐる者は、新法の施行の日から六〇日以内に、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(修葺の營業の免許)

第二十八條 新法の施行の際現に旧法第六條の規定により度量衡器等の修葺の免許を受けてゐる者は、旧則第四條第一項の願書に記載した工場又は旧則第十條第一項の認可を受けた工場(新法の施行前に廃止したものを除く。)ごとに、新法第三十五條第一項の許可を受けたものとみなす。

第二十九條 前條の規定により受けたものとみなされる新法第三十五條第一項の許可の区分は、前條に規定する者が新法の施行の際現に修葺の業を営んでゐる度量衡器等が属する新法第三十六條の許可の区分とする。

第三十條 第二十八條の規定により受けたものとみなされる新法第三十五條第一項の許可の有効期間は、従前の免許の有効期間の満了の日までとする。但し、新法の施行の日

から一〇年をこえることができない。

第三十一條 第二十八條の規定により新法第三十五條第一項の許可を受けたものとみなされた者（以下「旧修覆営業者」という。）は、新法の施行の日から六箇月以内に、旧法第六條の免許を受けた都道府県知事に、許可証の交付の申請をしなければならぬ。

2 都道府県知事は、前項の申請があつたときは、新法第四十六條において準用する新法第二十一條第一項の許可証に、第二十八條の規定により受けたものとみなされた新法第三十五條第一項の許可の有効期間を記載して、これを旧修覆営業者に交付しなければならぬ。

第三十二條 新法の施行前に相続により修覆の營業を承継し、新法の施行の日までに旧則第十一條第二項の出願をしなかつた旧修覆営業者が前條第一項の申請をする場合は、その承継の事実を証する書面を提出しなければならぬ。

第三十三條 旧修覆営業者については、新法の施行の日から一年以内は、新法第四十四條第四号の規定（新法第三十八條第一項第二号の通商産業省令で定める設備に係る部分に限る。）は、適用しない。

第三十四條 旧修覆営業者は、新法の施行の際現に旧則第十

八條第二項の許可を受けているときは、新法第四十條の規定による許可を受け、又は届出をしたものとみなす。

第三十五條 旧修覆営業者が旧則第十七條第一項の規定により届け出た記号は、新法第四十一條第一項の規定により届け出たものとみなす。但し、旧修覆営業者が旧則第十七條第一項の規定により届け出た記号が二以上ある場合又は旧製作業者たる旧修覆営業者が同項の規定により届け出た記号と第二十二條の規定により新法第二十四條第一項の規定により届け出たものとみなされた記号とが異なる場合は、新法の施行の日から三箇月を経過した後は、この限りでない。

第三十六條 新法第四十六條において準用する新法第二十五條の規定は、旧修覆営業者が新法の施行前に修理をした計量器についても、適用する。但し、旧修覆営業者が新法の施行前に、その計量器に旧則第三十條の規定による表記をしたときは、この限りでない。

第三十七條 新法の施行の際現に追加計量器の修理の事業を行つてゐる者（以下「追加計量器修理事業者」という。）は、新法の施行の日から六箇月以内は、新法第三十五條第一項

の許可を受けないで、従前の例によりその事業を継続することを妨げない。

第三十八條 追加計量器修理事業者は、前條の期間内に、新法第三十六條の許可の区分に従い、その現に修理の事業を行つてゐる計量器の種類並びに新法第三十七條第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる事項を、その工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事に届け出たときは、新法の施行の日に、その届け出た計量器が属する新法第三十六條の許可の区分について、その工場又は事業場ごとに新法第三十五條第一項の許可を受けたものとみなす。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、その届出をした者に新法第四十六條において準用する新法第二十一條第一項の許可証を交付する。

3 前項の規定による許可証の交付を受ける者は、五〇〇円をこえない範囲内において政令で定める金額の手料を納めなければならぬ。

第三十九條 第三十三條の規定は、前條第一項の規定による届出をした者に準用する。

（自己の使用にのみ供する計量器の修理）

第四十條 新法の施行の際現に自己の使用にのみ供する計量

器の修理の事業を行つてゐる者は、新法の施行の日から六〇日以内に、その旨をその工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならぬ。

（販売の營業の免許）

第四十一條 新法の施行の際現に旧法第六條の規定により度量衡器等の販売の免許を受けている者は、旧則第四條第二項の願書に記載した營業所又は旧則第十條第一項の認可を受けた營業所（新法の施行前に廃止したものを除く。）ごとに、新法第四十七條第一項の登録を受けたものとみなす。

2 新法の施行の際現に旧則第二十三條ノ四第一項の登録を受けている者は、その登録を受けた營業所（新法の施行前に廃止したものを除く。）ごとに、新法第四十七條第一項の登録を受けたものとみなす。

第四十二條 前條の規定により受けたものとみなされる新法第四十七條第一項の登録の区分は、前條に規定する者が新法の施行の際現に販売の業を営んでいる度量衡器等が属する新法第四十八條の登録の区分とする。

第四十三條 第四十一條第一項の規定により受けたものとみなされる新法第四十七條第一項の登録の有効期間は、従前の免許の有効期間の満了の日までとする。但し、新法の施

行の日から五年をこえることができない。

2 第四十一條第二項の規定により受けたものとみなされる新法第四十七條第一項の登録の有効期間は、新法の施行の日から五年とする。

第四十四條 第四十一條の規定により新法第四十七條第一項の登録を受けたものとみなされた者（以下「旧販売業者」という。）は、新法の施行の日から六箇月以内に、旧法第六條の免許又は旧則第二十三條ノ四第一項の登録を受けた都道府県知事に、登録証の交付の申請をしなければならない。
2 都道府県知事は、前項の申請があつたときは、新法第五十四條第一項の登録証に、第四十一條の規定により受けたものとみなされた新法第四十七條第一項の登録の有効期間を記載して、これを旧販売業者に交付しなければならない。

第四十五條 新法の施行前に相続により販売の營業を承継し、新法の施行の日までに旧則第十一條第二項の出願をなかつた旧販売業者が前條第一項の申請をする場合は、その承継の事実を証する書面を提出しなければならない。
第四十六條 新法の施行の際現に旧度量衡法施行令（明治四十二年勅令第六十九号。以下「旧令」という。）第六條第

二項の規定により修覆の業を営んでいる旧販売業者は、新法の施行の日から五年以内は、新法第三十五條第一項の許可を受けないで、従前の例により修理の事業を行うことを妨げない。

第四十七條 旧販売業者は、新法の施行の際現に旧則第十九條但書の許可を受けているときは、新法第五十五條の規定による届出をしたものとみなす。
（追加計量器の販売等の事業）

第四十八條 新法の施行の際現に追加計量器の販売等の事業を行つている者（以下「追加計量器販売事業者」という。）は、新法の施行の日から六箇月以内は、新法第四十七條第一項の登録を受けないで、従前の例によりその事業を継続することを妨げない。

第四十九條 追加計量器販売事業者は、前條の期間内に、新法第四十八條の登録の区分に従い、その現に販売等の事業を行つている計量器の種類並びに新法第五十條第一号及び第二号に掲げる事項を、その店舗の所在地を管轄する都道府県知事に届け出たときは、新法の施行の日に、その届けた計量器が属する新法第四十八條の登録の区分について、その店舗ごとに新法第四十七條第一項の登録を受けた

ものとみなす。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、その届出をした者に新法第五十四條第一項の登録証を交付する。

3 前項の規定による登録証の交付を受ける者は、二五〇円をこえない範囲内において政令で定める金額の手数料を納めなければならない。
（残存計量器の処理）

第五十條 新法第四十七條第一項但書及び第二項の規定は、新法の施行前に旧法第六條の免許又は旧則第二十三條ノ四第一項の登録が効力を失つた場合において、その免許又は登録を受けていた者がその營業上所持していた度量衡器等を処分するため販売の事業を行おうとするときに準用する。

2 前項の場合において、販売の事業を行おうとする者は、新法の施行の際現に旧則第十六條又は第二十三條ノ十一の認可を受けているときは、新法第四十七條第二項の規定による届出をしたものとみなす。

第三章 計量の安全の確保

（取引又は証明以外に使用する計量器等）

計量法施行法

第五十一條 新法の施行の際現に旧令第九條第一項第一号

（旧令第十七條ノ四において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する取引若しくは証明以外の用に供すべき度量衡器等又は特に通商産業大臣が指定した用に供すべき度量衡器であつて、同号の規定による許可を受けているものは、新法第六十四條第一項第一号の許可を受けたものとみなす。

2 新法第六十四條第三項の規定は、前項の規定により新法第六十四條第一項第一号の許可を受けたものとみなされた度量衡器等については、適用しない。

3 新法第六十七條第一号、第七十條第一号又は第三百二十九條第一項但書第一号の適用については、前項に規定する度量衡器等は、新法第六十四條第三項の表示を附したものとみなす。
（輸出すべき計量器）

第五十二條 新法の施行の際現に旧令第九條第一項第一号の規定により輸出すべき度量衡器等について許可を受けている者は、新法第六十四條第一項第二号の規定による届出をしたものとみなす。
（水道事業者）

第五十三條 新法の施行の際現に旧令第九條第一項第四号の規定による許可を受けている水道事業者は、新法第六十四條第一項第五号の許可を受けたものとみなす。
(検定を受ける義務等)

第五十四條 左に掲げる計量器については、新法の施行の日から六箇月以内は、新法第六十三條の規定は、適用しない。

- 一 左に掲げる指示目盛温度計
 - イ 蒸気張力による温度計
 - ロ 〇・〇五度未満の目盛のある温度計(体温計を除く。)
- 二 蒸気張力による自記温度計
- 二 面積計
- 四 化学用体積計(旧令第一表の種類に属し、又は度量衡法施行令第十條第二号の規定による度量衡器の検定及びその度量衡法第八條第四号の公差に関する件(大正六年農商務省令第七号)第一條の表の種類に適合する化学用量器を除く。)
- 五 口径が三〇ミリメートル以下のオイルメーターであつて、粘度が〇・五ポアズ以下の油用のもの
- 六 最大容量が三〇立方メートル以下の目盛付タンク

七 目盛付タンカー

八 目盛付タンクローリー

九 ガスビュレット

十 肺活量計

十一 環状天びん式指示圧力計

十二 環状天びん式自記圧力計

十三 最大圧力が二、〇〇〇重量キログラム毎平方センチメートル以下の分銅式標準圧力計

十四 血圧計

十五 密度計(目盛が密度〇・〇〇一グラム毎立方センチメートル以上の浮ひよを除く。)

十六 濃度計(目盛が密度〇・〇〇一グラム毎立方センチメートル以上の浮ひよ及び乳脂計を除く。)

十七 粒度計

十八 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム毎立方センチメートル以上の浮ひよを除く。)

- 2 前項各号に掲げる計量器については、新法の施行の日から一年以内は、新法第六十六條第一項の規定は、適用しない。
- 3 第一項第一号から第十六号までに掲げる計量器について

は、新法の施行の日から五年以内は、新法第六十八條の規定は、適用しない。

第五十五條 左に掲げる計量器については、新法の施行の日から一年六箇月以内は、新法第六十三條の規定は、適用しない。

- 一 基線尺
- 二 布はく用回転尺及びタキシメーター以外の回転尺
- 三 ブロックゲージ
- 四 トーションバランス
- 五 時間計
- 六 ベックマン温度計
- 七 左に掲げる速さ計
 - イ 機械的遠心式回転速さ計
 - ロ か電流式回転速さ計
 - ハ 電気式回転速さ計
- 八 力計
- 九 熱量計
- 十 光度計
- 十一 光束計
- 十二 照度計

十三 回転計

十四 生糸織度計以外の織度計

十五 最大荷重が三〇重量トン以下の引張強さ試験機

十六 最大荷重が三〇重量トン以下の圧縮強さ試験機

- 2 前項各号に掲げる計量器に関する事業については、新法の施行の日から一年九箇月以内は、新法第十九條第一項第一号、第三十二條第四号(基準器に係る部分に限る。以下同じ。)、第三十八條第一項第一号及び第四十四條第四号(基準器に係る部分に限る。以下同じ。)の規定は、適用しない。

3 第一項各号に掲げる計量器については、新法の施行の日から一年九箇月以内は、新法第六十四條第四項、第六十九條第二項及び第三項並びに第七十七條第二号の規定は、適用しない。

4 第一項各号に掲げる計量器については、新法の施行の日から二年以内は、新法第六十六條第一項の規定は、適用しない。

5 第一項第一号から第十三号までに掲げる計量器については、新法の施行の日から六年以内は、新法第六十八條の規定は、適用しない。

第五十六條 左に掲げる計量器については、新法の施行の日から二年六箇月以内は、新法第六十三條の規定は、適用しない。

- 一 左に掲げるはさみ尺
 - イ マイクロメーター
 - ロ ダイヤルゲージ
- 二 左に掲げる指示目盛温度計
 - イ 抵抗温度計
 - ロ ふく射温度計
 - ハ 光高温計
 - ニ 熱電温度計
- 三 左に掲げる自記温度計
 - イ 抵抗温度計
 - ロ ふく射温度計
 - ハ 熱電温度計
- 四 左に掲げる積算体積計
 - イ 回転子型及びピストン型ガスメーター
 - ロ 口径が三五〇ミリメートルをこえる水道メーター
- 五 左に掲げる速さ計
 - イ 粘性式回転型速さ計

ロ 時計式回転型速さ計

- ハ プロペラ式回転型速さ計
- 六 最大圧力が二、〇〇〇重量キログラム毎平方センチメートルをこえる圧力計
- 七 角度計
- 八 粘度計
- 九 かたさ試験機
- 十 衝撃値試験機
- 十一 最大荷重が三〇重量トンをこえる引張強さ試験機
- 十二 最大荷重が三〇重量トンをこえる圧縮強さ試験機
- 十三 乾湿球湿度計以外の湿度計
- 2 前項各号に掲げる計量器に関する事業については、新法の施行の日から二年九箇月以内は、新法第十九條第一項第一号、第三十二條第四号、第三十八條第一項第一号及び第四十四條第四号の規定は、適用しない。
- 3 第一項各号に掲げる計量器については、新法の施行の日から二年九箇月以内は、新法第六十四條第四項、第六十九條第二項及び第三項並びに第七十七條第二号の規定は、適用しない。
- 4 第一項各号に掲げる計量器については、新法の施行の日

から三年以内は、新法第六十六條第一項の規定は、適用しない。

5 第一項第一号から第八号までに掲げる計量器については、新法の施行の日から七年以内は、新法第六十八條の規定は、適用しない。

第五十七條 左に掲げる計量器については、新法の施行の日から三年六箇月以内は、新法第六十三條の規定は、適用しない。

- 一 積算体積計（ガスメーター、水道メーター、口径が四〇ミリメートル以下の積算式ガソリン量器及び口径が三〇ミリメートル以下のオイルメーターであつて粘度が〇・五ポアズ以下の油用のものを除く。）
- 二 定体積詰込機
- 三 最大容量が三〇立方メートルをこえる目盛付タンク
- 四 ピトー管式速さ計
- 五 仕事計
- 六 工率計
- 七 流量計
- 八 回転計以外の周波数計
- 九 騒音計

十 屈折度計

十一 耐火度計

- 2 前項各号に掲げる計量器に関する事業については、新法の施行の日から三年九箇月以内は、新法第十九條第一項第一号、第三十二條第四号、第三十八條第一項第一号及び第四十四條第四号の規定は、適用しない。
- 3 第一項各号に掲げる計量器については、新法の施行の日から三年九箇月以内は、新法第六十四條第四項、第六十九條第二項及び第三項並びに第七十七條第二号の規定は、適用しない。
- 4 第一項各号に掲げる計量器については、新法の施行の日から四年以内は、新法第六十六條第一項の規定は、適用しない。
- 5 第一項第一号から第九号までに掲げる計量器については、新法の施行の日から八年以内は、新法第六十八條の規定は、適用しない。

（正味量表記の効力）

第五十八條 新法の施行前にした旧法第八條ノ三第一項の正味量の表記（その表記正味量が実量を超過するものを除く。）は、新法第七十五條第一項の規定によつてしたものと

みなす。

2 新法の施行前に旧則第五十條ノ三の規定によつてした正味量の表記の附記は、新法第七十七條第一項の規定によつてしたものともみなす。

(使用制限)

第五十九條 鯨尺の目盛のある長さ計の鯨尺の目盛は、織物の長さを計る場合の外、取引上又は証明上の計量に使用してはならない。

第六十條 取引上又は証明上において尺貫法による計量単位により一斗以上の穀類の量を計る場合において、一斗の倍数である部分を計るには、全量一斗未満のますを使用してはならない。

第四章 検定、比較検査及び基準器検査

(検定証印の効力)

第六十一條 旧法第七條第二項(旧法第二十條において準用する場合を含む。)の規定により度量衡器等に附した検定証印は、新法第九十三條第一項の規定により附した検定証印とみなす。

(比較検査)

第六十二條 新法の施行前に度量衡器又ハ計量器比較検査規

則(大正四年農商務省令第七号。以下「旧比較検査規則」という。)の規定による比較検査を受けた度量衡器等の所有者又は占有者がその度量衡器等に係る同則第二條第一項の検査成績書の交付を受けているときは、その度量衡器等は、新法の施行の日に、新法による比較検査に合格したものとみなす。

2 前項の規定により比較検査に合格したものとみなされる度量衡器等は、新法第六十六條第一項第一号、第六十八條第二号及び第三百三十五條第一項第一号の規定の適用については、新法第一百一條の比較検査証印が附されているものとみなす。

3 新法の施行前に旧比較検査規則第二條第一項の規定により交付した検査成績書は、新法第二百二條第一項の規定により交付した比較検査成績書とみなす。

(現に使用している基準器)

第六十三條 新法第七條第一項第一号の政令で定める種類に属する基準器であつて、通商産業大臣、都道府県知事又は市町村長が新法の施行の際現に旧法第七條第一項(旧法第二十條において準用する場合を含む。以下同じ。)の検定又は旧令第十四條(旧令第十七條ノ四において準用する場

合を含む。以下同じ。)の取締に使用しているものは、新法の施行の日に、新法による基準器検査に合格したものとみなす。

第五章 取締

(定期検査等の実施期日)

第六十四條 第五十四條第一項各号に掲げる計量器については、新法の施行の日から五年以内は、新法第三百三十二條、第三百三十九條第一項、第四百四十九條及び第五百四十四條第一項の規定は、適用しない。

2 第五十五條第一項各号に掲げる計量器については、新法の施行の日から六年以内は、新法第三百三十二條、第三百三十九條第一項、第四百四十九條及び第五百四十四條第一項の規定は、適用しない。

3 第五十六條第一項各号に掲げる計量器については、新法の施行の日から七年以内は、新法第三百三十二條、第三百三十九條第一項、第四百四十九條及び第五百四十四條第一項の規定は、適用しない。

4 第五十七條第一項各号に掲げる計量器については、新法の施行の日から八年以内は、新法第三百三十二條、第三百三十九條第一項、第四百四十九條及び第五百四十四條第一項の規定

計量法施行法

は、適用しない。

(定期検査の告示)

第六十五條 新法の施行前に都道府県知事が旧則第四十八條第一項の規定によつてした告示は、検査の期日前二箇月以内にしたものであつても、都道府県知事又は特定市町村の長が新法第四百三十三條第一項の規定によつてした公示とみなす。

(定期検査証印)

第六十六條 昭和二十七年一月一日から同年二月二十九日まで旧令第十五條(旧令第十七條ノ四において準用する場合を含む。)の規定により度量衡器等に附した検査済印は、新法第四百四十六條の規定により附した定期検査済証印であつて、昭和二十七年を表示する数字があるものとみなす。

第六章 雑則

(計量士)

第六十七條 新法の施行の日から三年以内は、新法第六十二條の規定にかかわらず、計量に関する実務に八年以上従事した者であつて、計量行政審議会が同條第一号に掲げる者と同等以上の学識経験を有すると認められたものは、新法第六十條の登録を受けることができる。

(講習)

第六十八條 新法の施行前に旧法第七條第一項の検定又は旧令第十四條の取締の事務に一〇年以上従事した者であつて、新法の施行の日から六箇月以内に通商産業大臣が新法第二百二十四條の計量教習所の課程を修了した者と同等以上の学識経験を有する者と認められたもの及び新法の施行前に度量衡講習規程(昭和二年商工省告示第十四号)に基く講習を修了した者は、新法第二百二十四條の計量教習所の課程を修了したものとみなす。

(欠格事由)

第六十九條 新法の施行前に旧法第十二條(旧法第二十條において準用する場合を含む。)の規定により営業免許を取り消された者は、新法第十五條第二号(新法第四十六條において準用する場合を含む。)、第四十九條第二号又は第六百六十一條第二号の規定の適用に関しては、新法の規定により、製造若しくは修理の事業の許可又は販売等の事業の登録を取り消されたものとみなす。

(処分)

第七十條 第十四條、第二十條第二項、第二十一條、第二十二條、第二十八條、第三十四條、第三十五條、第四十一條、

こと。

第十六條中「化学製品検査所」を「化学製品検査所」に改める。

第二十一條の次に次の一條を加える。

(計量教習所)

第二十一條の二 計量教習所については、計量法(昭和二十六年法律第二百七号)の定めるところによる。

第二十二條第一項の表中高压ガス保安審議会の部の次に次のように加える。

計量行政 計量に関する重要事項 審議會 を調査審議すること。

(工業技術庁設置法の改正)

第七十三條 工業技術庁設置法(昭和二十三年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第三條第三号を次のように改める。

三 計量の標準を設定すること、メートル原器、キログラム原器、カンデラの標準器及び電気の標準器を保管すること、計量器の検定に関する事務を処理すること並びに計量器の検定、検査、試験、研究、技術調査、技術指導その他これらに附帯する業務を行うこと。

商法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

第四十七條、第五十條第二項、第五十一條第一項、第五十二條、第五十三條、第五十八條、第六十一條、第六十二條第一項若しくは第三項、第六十五條、第六十六條又は前條に規定する場合の外、新法の施行前に旧法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、新法中にこれに相当する規定があるときは、新法によつてしたものとみなす。

(罰則の適用)

第七十一條 新法の施行前にした行為に対する罰則の適用に關しては、第二條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第七章 他の法律の改正

(通商産業省設置法の改正)

第七十二條 通商産業省設置法(昭和二十四年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

第三條第三号及び第十三條第一項第四号中「度量衡及び」を削る。

第四條第一項第二十七号中「度量衡器及び計量器の製作の營業」を「計量器の製造の事業」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二十七の二 計量士国家試験を行い、計量士を登録する

第七條第三号を次のように改める。

三 計量に関する標準の設定並びに検定及び検査の總括に關する事項

(地方自治法の改正)

第七十四條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第一百五十八條第一項第一第四号及び第二第三号並びに第三項第一第二号中「度量衡」を「計量」に改める。

附則

この法律は、昭和二十七年三月一日から施行する。

商法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

(昭和二十六年六月八日 法律第二百九号)

商法の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第五十九條の改正規定を次のように改める。

第五十九條 株主、債権者其ノ他ノ利害關係人ガ前條第一項

ノ請求ヲ為シタルトキハ裁判所ハ会社ノ請求ニ依リ相当ノ担保ヲ供スベキコトヲ命ズルコトヲ得
会社ガ前項ノ請求ヲ為スニハ前條第一項ノ請求ガ悪意ニ出デタルモノナルコトヲ疎明スルコトヲ要ス

第二百六十七條の改正規定に次の二項を加える。
株主ガ前二項ノ訴ヲ提起シタルトキハ裁判所ハ被告ノ請求ニ依リ相当ノ担保ヲ供スベキコトヲ命ズルコトヲ得
第二百六條第二項ノ規定ハ前項ノ請求ニ之ヲ準用ス

第二百六條の改正規定を次のように改める。
第六六條 債権者ガ第四百條第一項ノ訴ヲ提起シタルトキハ裁判所ハ会社ノ請求ニ依リ相当ノ担保ヲ供スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第三百八十七條及第二百四十九條」に改める。
第三百八十條の改正規定を次のように改める。
第三百八十條第一項中「資本減少ノ登記」を「資本減少ニ因ル変更ノ登記」に改め、同條第二項中「監査役」及び同條第三項中「第七七條」を削る。

会社ガ前項ノ請求ヲ為スニハ同項ノ訴ノ提起ガ悪意ニ出デタルモノナルコトヲ疎明スルコトヲ要ス
第二百四十九條の改正規定を次のように改める。

第四百十六條第一項の改正規定を次のように改める。
第四百十六條第一項中「及第五百五條乃至第一百一十一條」を、「及第五百五條、第六六條及第八八條乃至第一百一十一條」に改める。

第二百四十九條の改正規定を次のように改める。
第二百四十九條 株主ガ決議取消ノ訴ヲ提起シタルトキハ裁判所ハ会社ノ請求ニ依リ相当ノ担保ヲ供スベキコトヲ命ズルコトヲ得但シ其ノ株主ガ取締役ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第四百三十條第二項の改正規定中「第二百四十七條、」を「第二百四十七條、第二百四十九條、」に改める。
第四百八十四條の改正規定中「第五十八條第二項」を「第五十八條第二項及第五十九條」に改める。

第六六條第二項ノ規定ハ前項ノ請求ニ之ヲ準用ス
第二百五十二條の改正規定を削る。
第二百五十三條の改正規定を次のように改める。
第二百五十三條第一項中「第四項」を「第五項」に改める。

附則
この法律は、昭和二十六年七月一日から施行する。

商法の一部を改正する法律施行法

(昭和二十六年六月八日法律第二百十号)

(定義)

第一條 この法律で、「新法」とは、商法の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第六十七号)による改正後の商法をい、「旧法」とは、従前の商法及び商法の一部を改正する法律附則第二項の規定をいう。

(原則)

第二條 新法は、特別の定がある場合を除いては、新法施行前に生じた事項にも適用する。但し、旧法によつて生じた効力を妨げない。

2 新法にてい触する定款の定及び契約の條項は、新法施行の日から、その効力を失う。

(解散命令)

第三條 新法施行前に、裁判所が請求を受け、又は着手した旧法第五十八條に定める事件及びその事件に関連する同條に定める事件については、新法施行後も、なお旧法を適用する。その事件について請求を却下された者の責任について

商法の一部を改正する法律施行法

ても、同様とする。

(訴の提起等についての担保)

第四條 解散命令の請求又は訴の提起について供すべき担保に関する旧法の規定は、新法施行前に供した担保に関してのみ適用する。

(株式会社の設立)

第五條 新法施行前に、発起人が株式の総数を引き受け、又は株主の募集に着手した場合には、その設立については、新法施行後も、なお旧法を適用する。但し、新法施行後に設立の登記をするときは、その登記事項については、この限りでない。

(株式会社の定款)

第六條 新法施行前に成立した株式会社については、新法施行前に発行した株式の総数、新法施行後に旧法によつて成立する株式会社については、設立に際して発行する株式の数が、会社が発行する株式の総数として、定款に定められているものとみなす。

2 旧法第六十八條第一項第二号の規定によつて定款に定めた事項は、新法第二百二十二條第二項の規定によつて定めたものとみなす。

(株式会社の登記)

第七條 新法施行前に成立した株式会社は、新法施行の日から六月内に、新法によつて新たに登記すべきものとなつた事項を登記しなければならない。

2 前項の登記をするまでに他の登記をするときは、その登記と同時に同項の登記をしなければならない。

3 第一項の登記をするまでに同項の事項に変更を生じたときは、遅滞なく、変更前の事項につき同項の登記をしなければならない。

4 前三項の規定に違反したときは、その会社の代表取締役を三万円以下の過料に処する。

(発起人のてん補責任)

第八條 新法第九十二條第一項の規定は、会社が新法施行後に旧法によつて成立した場合にも適用する。会社が新法施行前に旧法によつて成立した場合に、新法施行後に株式の申込が取り消されたときも、同様とする。

(設立に関する責任の免除及び追及)

第九條 発起人、取締役又は監査役の会社の設立に関する責任を、新法施行後に免除する場合には、その免除については、会社が旧法によつて成立したときでも、新法を適用する。

(株式名簿の閉鎖期間及び基準日)

第十三條 新法第二百二十四條ノ二の規定は、新法施行後最初の定時総会の終結の日から、新法施行の際現に進行している株主名簿の閉鎖期間がその日以後に終了するとき、その期間の終了の翌日から適用する。

(株券の取得)

第十四條 新法施行前に裏書によつて株券を取得した場合には、その取得については、新法施行後も、なお旧法第二百二十九條第二項の規定を適用する。但し、新法施行後にされた裏書によつてその株券を取得した場合には、その取得については、新法第二百二十九條の規定を適用する。

(監査役による臨時総会の招集)

第十五條 新法施行前に、監査役が臨時総会を招集した場合には、その臨時総会については、新法施行後も、なお旧法第二百三十五條第二項の規定を適用する。

(少数株主の総会招集の請求)

第十六條 新法施行前に、旧法第二百三十七條第一項の規定による総会招集の請求があつた場合には、その請求は、新法第二百三十七條第一項の規定による請求とみなす。

商法の一部を改正する法律施行法

る。

2 新法施行後に前項の責任を追及する訴を提起する場合には、その訴についても、同項と同様とする。

(額面株式の金額、株式の併合)

第十條 新法施行後に旧法によつて成立する株式会社の発行する額面株式の金額については、旧法第二百二條第二項の規定を適用する。

2 旧法によつて成立した株式会社は、額面五百円未満の株式を額面五百円以上の株式とするために、新法第三百四十三條に定める決議によつて、株式を併合することができ、この場合には、新法第三百七十七條から第三百七十九條までの規定を準用する。

(記名株式の移転)

第十一條 新法施行前にされた記名株式の移転については、新法施行後も、なお旧法を適用する。但し、新法第二百五條第二項及び第三項の規定の適用を妨げない。

(株主名簿の記載)

第十二條 旧法によつて成立した株式会社の株主名簿には、会社が無額面株式を発行するまでは、株式が額面株式である旨を記載することを要しない。

(総会の決議)

第十七條 旧法によつて成立した株式会社の総会の決議の要件については、左に掲げる日のうちいずれか早い日までは、新法施行後も、なお旧法を適用する。

一 新法施行後最初の定時総会の終結の日

二 毎年一回定時総会を招集すべき会社については昭和二十七年六月三十日、その他の会社については昭和二十六年十二月三十一日

2 前項の規定は、同項各号に掲げる日のうちいずれか早い日の前に新法に従うより定款を変更した場合には、適用しない。

3 第一項の規定は、新法第二百六十四條第二項及び第二百六十六條第五項の決議については、適用しない。

4 新法施行後に決議をする総会について、新法施行前に招集の通知を発し、又は公告をした場合には、新法の施行によつて議決権を有することとなつた株主に対しては、招集の通知及び公告を要しない。

5 前項の規定は、ある種類の株主の総会に準用する。

(総会招集の通知及び公告)

第十八條 新法第二百四十五條第一項各号に掲げる事項につ

き決議すべき総会について、新法施行前に、株主に対して招集の通知を發し、又は公告をした場合には、その通知又は公告については、同條第二項の規定を適用しない。

(決議取消の訴)

第十九條 決議取消の訴について、新法施行の際旧法第二百四十八條第一項に定める期間が経過していない場合には、その決議取消の訴の提起期間については、新法を適用する。
(取締役の選任及び任期)

第二十條 新法第二百五十六條ノ三及び第二百五十六條ノ四の規定は、新法施行後最初の定時総会の終結の翌日から適用する。

2 新法施行の際現に在任する取締役の任期については、新法施行後も、なお旧法を適用する。但し、その任期は、新法施行の日から二年を経過した後の最初の定時総会の終結の日をこえることができない。

(代表取締役)

第二十一條 旧法によつて会社を代表する権限を有する取締役は、新法による会社を代表すべき取締役とみなす。

2 旧法によつて数人の取締役が共同して会社を代表すべきことを定めた場合には、その定は、新法第二百六十一條第

二項の規定による定とみなす。

3 新法施行の際会社を代表すべき取締役の定がない場合には、旧法第百八十八條第二項第九号の取締役の登記は、新法第百八十八條第二項第八号の登記があるまでは、その登記と同一の効力を有する。

(取締役の行為の責任)

第二十二條 取締役が新法施行前にした行為の責任については、新法施行後も、なお旧法を適用する。

2 新法施行後に前項の責任を免除する場合には、その免除については、同項の規定にかかわらず、新法を適用する。

3 新法施行後に第一項の責任を追及する訴を提起する場合には、その訴についても、前項と同様とする。

(取締役に対する訴及び訴の提起を請求した株主の責任)

第二十三條 新法施行前に、旧法第二百六十七條第一項又は第二百六十八條第一項の規定によつて取締役に対する訴を提起した場合には、その訴及び訴の提起を請求した株主の責任については、新法施行後も、なお旧法を適用する。
(旧法第二百七十二條の請求等)

第二十四條 新法施行前に、旧法第二百七十二條の規定によつて取締役の職務の執行の停止又は職務代行者の選任の請

求があつた場合については、新法施行後も、なお同條の規定を適用する。

(監査役の任期)

第二十五條 新法施行の際現に在任する監査役の任期については、新法施行後も、なお旧法を適用する。但し、その任期は、新法施行の日から一年を経過した後の最初の定時総会の終結の日をこえることができない。

(一時取締役の職務を行ふべき監査役)

第二十六條 新法施行前に一時取締役の職務を行ふべき監査役を定めた場合には、その監査役については、新法施行後も、なお旧法第二百七十六條第一項但書、第二項及び第三項の規定を適用する。

(会社と取締役との間の訴についての会社代表)

第二十七條 新法施行前に、会社が取締役に対し又は取締役が会社に対して訴を提起した場合には、その訴について会社を代表すべき者については、新法施行後も、なお旧法第二百七十七條の規定を適用する。但し、新法によつて会社を代表すべき者を定めた後は、この限りでない。

(監査役のした訴の提起等)

第二十八條 新法施行前に、監査役が裁判所に対して訴の提

起、請求又は申立をした場合には、その訴、請求又は申立については、新法施行後も、なお旧法を適用する。

(監査役に対する訴及び訴の提起を請求した株主の責任)

第二十九條 第二十三條の規定は、新法施行前に、旧法第二百七十九條第一項の規定によつて監査役に対して提起した訴及びその訴の提起を請求した株主の責任について準用する。

(監査役に関する準用規定)

第三十條 第二十二條及び第二十四條の規定は、監査役に準用する。

(新株の発行費用)

第三十一條 新法施行後に旧法によつて資本を増加する場合には、株式の発行のために必要な費用の額については、新法第二百八十六條ノ二の規定を適用する。

(額面超過額)

第三十二條 新法施行後に旧法によつて成立し又は資本を増加する株式会社は、額面以上の価額で株式を発行する場合には、その額面をこえる金額については、新法第二百八十八條ノ二の規定を適用する。

(準備金)

第三十三條

旧法第二百八十八條の規定によつて積み立てた準備金は、利益準備金として積み立てたものとみなす。

2 会社は、新法施行後最初に到来する決算期までに、前項の利益準備金の一部を資本準備金とすることができる。
(建設利息)

第三十四條

開業前に利息を配当すべき旨の旧法による定款の定は、新法施行前に発行した株式及び新法施行後に資本増加によつて発行する株式又は新法施行後に旧法によつて成立する株式会社が発立に際して発行する株式について、開業前に利息を配当すべき旨の新法による定款の定とみなす。但し、その定款に、資本増加によつて発行する株式に對しては利息を配当しない旨の定があるときは、その株式については、この限りでない。

2 新法施行前に旧法によつて配当した利息の金額は、新法によつて配当した利息の金額とみなす。
(附屬明細書)

第三十五條

新法第二百九十三條ノ五の規定は、新法施行後最初に到来する決算期から適用する。

(總會招集の命令)

第三十六條

新法施行前に、旧法第二百九十四條第三項の規

の資本増加によつて生ずる株式の数の増加は、定款に定められているものとみなされた会社が発行する株式の総数の増加とみなす。

(新株引受権を与える契約)

第四十條

新法施行前に旧法第三百四十九條の契約をしたときは、新法によつて会社が発行する株式の総数を増加する際、その契約によつて新株の引受権を与える者に對して、新株の引受権を与える旨の定をしなければならぬ。
(取締役のてん補責任)

(取締役のてん補責任)

第四十一條

新法第二百八十條ノ十三の規定は、新法施行後に旧法によつて資本を増加する場合に準用する。

(轉換株式)

第四十二條

新法施行前に旧法第三百五十九條の規定によつて、定款で、株主がその引き受けた新株を他の種類の株式に轉換することを請求することができる旨を定めた場合には、その株式については、新法施行後も、なお旧法第三百六十條から第三百六十二條までの規定を適用する。

2 前項の株式について新法施行後に轉換があつた場合には、その轉換によつて生ずる各種の株式の数の増減は、定款に定められているものとみなされた会社が発行する各種

商法の一部を改正する法律施行法

定によつて株主總會招集の命令があつた場合には、その總會の招集については、新法施行後も、なお旧法を適用する。
(社債の募集)

第三十七條

新法施行前に社債募集の決議をした場合には、その社債の募集については、新法施行後も、なお旧法を適用する。

(社債権者集會の決議)

第三十八條

新法施行後に社債権者集會の決議をする場合には、新法施行前に、招集の通知を發し、又は公告をしたときでも、その決議の要件については、新法を適用する。
(資本増加)

第三十九條

新法施行前に資本増加の決議をした場合には、その資本増加については、新法施行後も、なお旧法を適用する。但し、新法施行後にする資本増加の登記については、旧法によるその登記に代えて、新法による新株発行による変更の登記をするものとする。

2 前項の場合に、株金の払込期日が新法施行後であるものについては、同項の規定にかかわらず、新法第二百八十條ノ三の規定を適用する。

3 新法施行後に旧法によつて資本を増加する場合には、そ

の株式の数の増減とみなす。

3 前項の場合に、轉換による変更の登記は、毎營業年度の終から一月内に本店及び支店の所在地でしなければならぬ。
(轉換社債)

(轉換社債)

第四十三條

新法施行前に旧法第三百六十四條の規定によつて、社債権者が社債を株式に轉換することを請求することができる旨を決議した場合には、その社債については、新法施行後も、なお旧法第三百六十五條から第三百六十八條までの規定を適用する。

2 前項の場合に、新法施行後に轉換によつて発行すべき株式の数及び各種の株式の数は、第六條の規定によつて、定款に定められているものとみなされる会社が発行する株式の総数及び各種の株式の数に加えるものとする。

3 新法第二百二十二條ノ二第二項の規定は、前項の場合に準用する。

4 第一項の社債について新法施行後に轉換があつた場合には、轉換による変更の登記は、毎營業年度の終から一月内に本店及び支店の所在地でしなければならぬ。
(会社の合併)

第四十四條 合併後存続する会社又は合併によつて設立する会社が株式会社である場合に、新法施行前に合併契約書について、合併をする会社の一方の総社員の同意又は株主總會の承認があつたときは、その合併については、新法施行後も、なお旧法を適用する。但し、新法施行後にする合併による変更又は設立の登記については、旧法によるその登記に代えて、新法によるその登記をするものとする。

2 前項の場合に、新法施行後に合併契約書承認の決議をする株式会社については、同項の規定にかかわらず、新法第四百八條ノ二の規定を適用する。

(清算人に関する準用規定)

第四十五條 第十六條、第二十一條から第二十四條まで、第二十六條、第二十七條及び第三十五條の規定は清算人に準用する。

(株式会社)

第四十六條 新法施行前に成立した株式会社については、新法施行後も、なお旧法を適用する。

2 株式会社が新法施行後に合併をする場合には、前項の規定にかかわらず、合併後存続する会社又は合併によつて設立する会社は、株式会社でなければならない。この場

合には、合併契約書は、新法第四百九條及び第四百十條の規定に従つて作らなければならない。

3 新法施行の日から五年を経過した時に現に存する株式会社は、その時に解散する。

(外国会社の登記)

第四十七條 新法施行前に、外国会社が旧法によつて支店設置の登記をした場合には、その支店設置の登記は、新法第四百七十九條第二項に定める登記とみなす。但し、その会社は、新法施行の日から六月内に、新法によつて新たに登記すべきものとなつた事項を登記しなければならぬ。

2 新法第四百七十九條第二項及び第三項に定める登記をすることを要することとなつた外国会社は、前項の場合を除いて、新法施行の日から六月内に、その登記をしなければならぬ。

3 第一項但書又は前項の規定に違反したときは、その会社の日本における代表者を三万円以下の過料に処する。

(外国会社の支店閉鎖命令)

第四十八條 第三條の規定は、旧法第四百八十四條に定める事件及びその事件について請求を却下された者の責任について準用する。

(罰則)

第四十九條 新法施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 新法施行後の行為について旧法第二編第七章の規定を適用する場合には、その規定中、「一万円」とあるのは「五十万円」とし、「五千元」とあるのは「三十万円」とし、「三千元」とあるのは「二十万円」とし、「千円」とあるのは「五万円」とする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十六年七月一日から施行する。但し、附則第二項及び第三項の規定は、公布の日から施行する。

(定款変更の特例)

2 新法施行前に成立した株式会社は、新法施行前に、新法施行の日に効力を生ずる定款の変更をすることができる。

3 新法施行後に旧法によつて成立する会社にあつては、発起人全員の同意又は創立總會の決議で、新法施行前に、新法施行の日に効力を生ずる定款の変更をし、又は新法施行後に、新法に従りより定款を変更することができる。

(旧合資会社の組織変更及び解散)

商法の一部を改正する法律の施行に伴り関係法律の整理等に関する法律

商法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律

(昭和二十六年六月八日 法律第二百一十一号)

4 新法第九十九條、第百條及び第百十四條の規定は、商法(明治三十二年法律第四十八号)施行前に設立した合資会社が、商法施行法(明治三十二年法律第四十九号)第四十條の規定によつて組織変更をする場合に準用する。

5 第四十六條第三項の規定は、前項の合資会社に準用する。

第一條 運河法(大正二年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第十一條を次のように改める。

第十一條 削除

第二條 会社經理応急措置法(昭和二十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第二十三條第二項中「若しくは第百五十四條又は有限会社法第十九條第一項」を「又は第百五十四條」に改め、「又は承諾の決議をしよるとするとき」を削る。

商法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律

一〇六六

第三十一條第四号中「若しくは承諾の決議に賛成」を削る。

第三條 会社利益配当等臨時措置法（昭和二十二年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「（当該事業年度において取り崩した積立金及び前事業年度から繰り越した益金は、これを含まないものとする。）を（商法第二百九十三條ノ二の規定による配当をする場合を除き、当該事業年度において取り崩した積立金及び前事業年度から繰り越した益金は、これを含まないものとする。）に、「第三項」を「第二項」に改め同項第二号から第五号までを削り、同項第一号の次に次の二号を加える。

二、商法第二百八十八條（有限会社法第四十六條第一項において準用する場合を含む。）の規定により利益準備金として積み立てるべき金額

三、商法第二百八十八條ノ二（有限会社法第四十六條第一項において準用する場合を含む。）の規定により資本準備金として積み立てるべき金額

第二條第一項第六号中「前四号」を「前号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第七号を同項第五号とし、同條

第二項を削る。

第三條第二項に次の但書を加える。

但し、商法第二百九十三條ノ二の規定による配当をする場合は、この限りでない。

第六條第二項を次のように改める。

前項の規定により当該官吏が臨検検査する場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを呈示しなければならぬ。

第六條に次の一項を加える。

第一項の規定による報告の徴取又は臨時検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

附則第三項中「第六号」を「第四号」に改める。

第四條 軌道法（大正十年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二十一條を次のように改める。

第二十一條 削除

第二十六條中「第七條、」及び「第七條第二項及」を削る。

第五條 旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭和二十四年政令第二百九十一

号の一部を次のように改正する。

第十七條第一項第二号中「資本を倍額以上に増加する会社」を「発行済株式の総数と同数以上の新株を発行する会社」に、「その設立され、又は資本を増加する会社（以下「新会社」という。）の商号、目的、資本金額及びその発起人の氏名又は名称」を「新たに設立する会社又は新株を発行する会社（以下「新会社」という。）について商法第六十六條第一項第一号から第四号までに掲げる事項及び発起人又は取締役の氏名」に、同條第四項中「株金」を「発行価額」に、同條第五項中「資本の増加」を「新株の発行」に改める。

第二十五條の見出し中「資本の増加」を「新株の発行」に、同條第三項中「資本の増加」を「新株の発行」に、「第三百四十八條第二号から第四号まで、第三百五十三條、第三百五十四條第二項及び第三項並びに第三百五十五條」を「第二百八十條ノ二第三号並びに第二百八十條ノ八」に改める。

第六條 建設業法（昭和二十四年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第六條第三号中「資本金額（出資総額、株金総額又は出資総額及び株金総額の合計額をいう。以下同じ。）」を「資

商法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律

一〇六七

本金額（出資総額を含む。以下同じ。）に改める。

第七條 公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三号）の一部を次のように改正する。

第四十七條第一項中「会社の資本金額」を「会社の発行する株式の総数又は額面株式を発行するときの一株の金額」に改める。

第四十九條を次のように改める。

（会計の整理）

第四十九條 公益事業者は、委員会規則で定めるところによりその事業年度を定め、且つ、勘定科目の分類並びに貸借対照表、損益計算書及びその他の財務計算に関する諸表の様式によりその会計を整理しなければならない。

第八條 財閥商号の使用の禁止等に関する政令（昭和二十五年政令第七号）の一部を次のように改正する。

第三條第二項中「第五十八條第二項」を「第五十八條第一項」に、「検察官」を「法務総裁」に、「第十六條」を「第三十五條ノ五」に改める。

第九條 資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第一百十二條第三項を削り、同條第四項中「第二項」を「前

項」に改め、同項を第三項とし、同條第五項中「第一項から第三項まで」を「第一項及び第二項」に改め、同項を第四項とする。

第十條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十一條第二項中「他の会社の株式」を「他の会社の発行済株式の」に改める。

第十四條第二項中「いずれか一の会社の株式をその総数の百分の十を超えて」を「いずれか一の会社の発行済株式の総数の百分の十を超えてその会社の株式を」に改める。

第十一條 商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

第十二條第七項を次のように改める。

7 第六十六條第六項本文及び第七十條並びに商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項（特別利害関係人の議決権）、第二百四十四條（株主総会の議事録）、第二百四十七條から第二百五十條まで、第二百五十二條及び第二百五十三條（株主総会の決議の取消又は無効の訴）の規定は、創立総会につ

いて準用する。この場合において、商法第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」とあるのは「商品取引所法第十二條第四項」と読み替えるものとする。

第十八條を次のように改める。

（商法の準用）

第十八條 商法第九十三條、第九十四條及び第九十六條（発起人の責任）の規定は、取引所の発起人について、同法第四百二十八條（設立の無効の訴）の規定は、取引所の設立について準用する。

第四十四條第一項第四号中「資本金額（出資総額若しくは株金総額又は出資総額及び株金総額の合計額をいう。）」を「資本金額（出資総額を含む。）」に改める。

第五十六條の見出しを「（理事長及び理事の権限）」に、同條第三項を次のように改める。

3 取引所の事務の執行は、定款に別段の定がないときは、理事長及び理事の過半数で決する。

第五十六條の次に次の一條を加える。

（監事の権限）

第五十六條の二 監事は、取引所の事務を監査する。

2 監事は、いつでも理事長又は理事に対して事務の報告

を求め、又は取引所の事務及び財産の状況を調査することができ。

3 監事は、理事長が総会に提出しようとする書類を調査し、総会にその意見を報告しなければならない。

4 第十二條第七項又は第七十一條において準用する商法第二百四十七條第一項の訴及び第十八條において準用する商法第四百二十八條の訴は、監事も提起することができ。

第六十條の次に次の一條を加える。

（理事長及び理事の責任）

第六十條の二 理事長又は理事がその任務を怠つたときは、その理事長又は理事は、取引所に対して連帯して損害賠償の責に任ずる。

2 理事長又は理事が法令又は定款に違反する行為をしたときは、総会の決議によつた場合でもその理事長又は理事は、第三者に対して連帯して損害賠償の責に任ずる。

第六十五條を次のように改める。

（商法等の準用）

第六十五條 商法第二百五十四條第三項（取締役と会社との関係）、第二百六十六條第四項（取締役の責任の免除）、

商法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律

第二百六十七條から第二百六十八條ノ三まで（取締役に對する責任追及の訴）及び第二百八十四條（取締役又は監査役に対する責任の解除）の規定は、理事長、理事及び監事について、民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十五條（理事の行為の代理）並びに商法第三十九條第二項、第七十八條、第二百六十二條（表見代表取締役の責任）及び第二百六十九條（取締役の報酬）の規定は、理事長及び理事について、第六十條の二及び商法第二百七十八條（監査役と取締役との連帯責任）の規定は、監事について準用する。

第六十九條に第五項として次の一項を加える。

5 総会の議事録には、出席した監事も署名しなければならない。

第七十一條を次のように改める。

（商法の準用）

第七十一條 商法第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項（特別利害関係人の議決権）、第二百四十四條（株主総会の議事録）、第二百四十七條から第二百五十條まで、第二百五十二條及び第二百五十三條（株主総会の決議の取消又は無効の訴）の規定は、総会について準用する。

この場合において、商法第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」とあるのは「商品取引所法第六十八條第一項」と読み替えるものとする。

第七十六條中「商法第二百八十二條から第二百八十五條まで」を「商法第二百八十二條から第二百八十四條まで及び第二百八十五條」に改める。

第百一條第二項を次のように改める。

2 第五十六條の二第二項及び第三項、第六十條の二、第六十二條から第六十四條まで、第六十六條及び第七十五條並びに商法第七十六條から第七十八條まで（合名会社の社員の代表権）、第二百四十四條第二項（議事録署名義務者）、第二百四十七條、第二百四十九條（株主総会の決議の取消の訴）、第二百五十四條第三項（取締役と会社との関係）、第二百六十六條第四項（取締役の責任の免除）、第二百六十七條から第二百六十八條ノ三まで（取締役に対する責任追及の訴）、第二百六十九條（取締役の報酬）、第二百七十八條（監査役と取締役との連帯責任）及び第二百八十二條から第二百八十四條まで（取締役の計算書類の公示及び総会への提出義務並びに取締役又は監査役に対する責任の解除）の規定は、清算人について準

用する。この場合において、商法第七十六條及び第七十七條第一項中「総社員の同意」とあるのは「総会の決議」と、同法第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」とあるのは「商品取引所法第六十八條第一項」と、同法第二百八十二條第一項又は第二百八十三條第一項中「前掲ニ掲グル書類」又は「第二百八十一條ニ掲グル書類」とあるのは「商品取引所法第一條第二項において準用する同法第七十五條に規定する書類」と読み替えるものとする。

第十二條 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。
第一條第一項第三号中「及び株式会社」及び同條第二項を削る。

第十三條 地方鉄道法（大正八年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。
第五條から第七條までを次のように改める。

第五條乃至第七條 削除

第十四條 鉄道抵当法（明治三十八年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第五條中「総株金四分ノ一以上ノ払込アリタル後定款変

更同一方法ノ決議ヲ経」を削る。

第六條を次のように改める。

第六條 削除

附則

1 この法律は、昭和二十六年七月一日から施行する。

2 この法律施行前に株主総会の承認その他適法の手続を経て確定した利益又は剰余金の配当については、なお従前の例による。

3 株式会社合資会社及び商法（明治三十二年法律第四十八号）施行前に設立した合資会社については、なお従前の例による。

4 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社及び有限会社の株式及び持分の譲渡の制限等に関する法律

（昭和二十六年六月八日法律第二百十二号）

日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社及び有限会社の株式及び持分の譲渡の制限等に関する法律

（株式の譲渡制限等）

第一條 一定の題号を用い時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社にあつては、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百四條の規定にかかわらず、株式の譲受人を、その株式会社の事業に係る者であつて取締役会が承認をしたものに限り、ことのできる。

2 前項の規定による株式の譲渡の制限は、定款をもつて定めなければならない。

（株式申込証及び株券）

第二條 前條第二項の定款の規定は、株式申込証及び株券に記載しなければならない。

2 発起人、取締役、外国会社の代表者又は商法第二百五十八條第二項若しくは第二百七十條第一項の職務代行者が株式申込証又は株券に前條第二項の定款の規定を記載せず、又はその規定について不実の記載をしたときは、三十万円以下の過料に処する。
（定款の変更）

第三條 第一條第一項の株式会社が同項の日刊新聞紙の発行を廃止し、又は引き続き百日以上休止し若しくは休止しよ

非訟事件手続法の一部を改正する法律

一〇七二

うとするときは、すみやかに定款を変更して、同條第二項の規定による株式の譲渡の制限に関する規定を削除しなければならぬ。

(登記)

第四條 第一條第一項の株式会社の設立の登記にあつては、同條第二項の定款の規定をも登記しなければならない。
(有限会社の準用)

第五條 一定の題号を用い時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙の発行を目的とする有限会社の持分の譲渡については、第一條、第三條及び前條の規定を準用する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十六年七月一日から施行する。
(経過規定)

2 第一條の株式会社又は第五條の有限会社で、この法律施行の際、株式又は持分の譲渡の制限を定めた定款の規定、株式申込証及び株券のその記載並びにその登記があるときは、その規定、記載及び登記は、この法律の規定によつてされたものとみなす。

非訟事件手続法の一部を改正する法律

(昭和二十六年六月八日法律第二百十三号)

非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

目錄中「第七節 株式合資会社ノ登記」を「第七節 削除」に改める。

第二十六條中「檢察官」の下に「又ハ法務總裁」を加える。

第二百二十四條中「第二百二條乃至第二百四條」を「第二百二條及び第二百四條」に改める。

第二百二十五條第一項中「第四百十一條」を「第四百十二條」に改める。

第二百二十六條第一項を次のように改め、同條第三項中「支店」を「營業所」に改める。

商法第五十八條、第七十八條、第二百三十七條第二項、第二百四十五條ノ三第三項、第二百五十八條第二項、第二百八十條ノ十八第二項及び第三百七十九條第一項、基準用規定、同法第五百三十三條第二項、第七十三條第一項第二項、第八十一條第一項、第二百八十條ノ八第一項第二

項、第二百九十一條第二項、第二百九十四條並ニ有限会社法第八條第一項但書、第四十五條及び第六十七條第三項ニ定メタル事件ハ会社ノ本店所在地ノ地方裁判所ノ管轄トス

第二百二十九條第一項中「第二項」の下に「又ハ第二百八十八條ノ八第二項」を、同條第二項及び第三項中「発起人」の下に「又ハ現物出資ヲ為ス者」を加える。

第二百二十九條ノ三中「第二百九十四條第一項又ハ第三百五十三條第一項」を「第二百八十八條ノ八第一項又ハ第二百九十四條第一項」に改める。

第三百二十二條ノ二中「第三百七十條第一項」を「第二百八十條ノ十四」に改める。

第三百二十二條ノ四第一項中「同法」の下に「第二百六十一條第三項及ビ」を加える。

第三百二十二條ノ五第一項中「同法第二百七十二條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム」を削る。

第三百二十二條ノ六を次のように改める。

第三百二十二條ノ六 商法第二百四十五條ノ三第三項(同法第四百八條ノ二第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル申請ニ対スル審問ハ同項ノ期間ヲ経過シタル後ニ非ザ

非訟事件手続法の一部を改正する法律

レバ之ヲ為スコトヲ得ズ

裁判所ハ裁判ヲ為ス前取締役及ビ申請ヲ為シタル株主ノ陳述ヲ聴クベシ

第二百二十九條第一項、第二百二十九條ノ四、前條第三項及ビ第三百三十三條ノ二第三項ノ規定ハ第一項ノ申請ニ対スル裁判ニ付キ之ヲ準用ス

第三百三十三條中「同法第二百九十二條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム」を削る。

第三百三十三條ノ二第一項中「第三百七十四條」を「第二百八十條ノ十八」に、「資本ノ増加」を「新株發行」に改める。

第三百三十四條第一項中「及ビ第二項」を削り、同條第二項中「檢察官」を「法務總裁」に改め、同條に次の三項を加える。

法務總裁ハ裁判所ガ審問ヲ為ス場合ニ於テハ之ニ立会フコトヲ得

事件及ビ審問期日ハ法務總裁ニ之ヲ通知スベシ

第十五條ノ規定ハ第一項ノ事件ニハ之ヲ適用セズ

第三百三十四條ノ二中「檢察官」を「法務總裁」に改める。

第三百三十四條ノ三中「又ハ第二項」を削り、同條の次に次の一條を加える。

第三百三十四條ノ四 第十六條ニ規定スル者ハ其職務上商法第

一〇七三

非訟事件手続法の一部を改正する法律

五十八條第一項ノ請求又ハ警告ヲ為スベキ事由アルコトヲ知リタルトキハ之ヲ法務総裁ニ通知スベシ
第三百三十五條ノ二第一項中「第三項」を「第二項」に改める。

第三百三十五條ノ三第三項中「檢察官」を「法務総裁」に改める。
第三百三十五條ノ四第一項中「第三項」を「第二項」に改める。

第三百三十五條ノ九第三項中「支店」を「營業所」に改め、同條第一項を削る。

第三百三十五條ノ十第一項中「及ビ第四百五十八條第一項」を削る。

第三百三十五條ノ十五第一項中「及ビ第三百七十六條第三項並ニ其準用規定」を「並ニ第三百七十六條第三項及ビ其準用規定」に改める。

第三百三十五條ノ二十二を次のように改める。

第三百三十五條ノ二十二 削除

第三百三十五條ノ三十五中「整理開始ノ登記ノ嘱託」を「前項ノ嘱託」に改め、同條に第一項として次の一項を加える。
整理開始ノ命令アリタルトキハ直ニ裁判所ハ会社ノ本店及

ビ支店ノ所在地ノ登記所ニ其登記ヲ嘱託スルコトヲ要ス
第三百三十五條ノ三十八中「取消シ又ハ」を「為シ又ハ其処分ヲ取消シ若クハ」に改める。

第三百三十五條ノ三十九第一項中「商法第三百八十七條又ハ」及び同條第二項中「商法第三百八十七條第二項又ハ」を削る。
第三百三十五條ノ五十八第一項中「商法第三百八十七條ノ登記若クハ登録又ハ第三百三十五條ノ三十八ノ登記若クハ登録」を「第三百三十五條ノ三十八ノ登記又ハ登録」に改める。

第三百三十六條中「株式会社」を削る。
第三百三十七條ノ二中「第三百三十二條ノ四乃至第三百三十二條ノ六」を「第三百三十二條ノ四及ビ第三百三十二條ノ五」に改め、「株式会社」を削る。

第四百十條中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とする。

第四百十一條を次のように改める。

第四百十一條 削除

第四百十五條第一項及ビ第四百十六條中「司法事務局」を「法務局又ハ地方法務局」に改める。

第四百十六條ノ二の次に次の一條を加える。

第四百十六條ノ三 各登記所ニ閉鎖登記簿ヲ備フ

第四百二十二條、第四百二十三條及ビ前條ノ規定ハ閉鎖登記簿ニ之ヲ準用ス

第四百五十七條中「第十八條、第二十條、」を削り、「及ビ第四百五十四條」を、「第四百五十四條及ビ第四百五十七條」に改める。

第四百七十七條ノ二を次のように改める。

第四百七十七條ノ二 第三百三十五條ノ六ノ規定ハ清算人ノ解任ノ裁判アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第四百七十七條ノ二の次に次の一條を加える。

第四百七十七條ノ三 第三百八十八條ノ二ノ規定ハ株式会社及ビ有限会社ノ清算人ノ職務執行停止及ビ職務代行者ニ付キ之ヲ準用ス

第四百八十二條第三項中「(同法第四百五十八條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」を削る。

第四百八十七條第二項各号を次のように改める。

一 定款

二 株式ノ申込及び引受ヲ証スル書面

三 発起人ガ商法第六十八條ノ二ニ規定スル事項ヲ定メタルトキハ之ヲ証スル書面

四 取締役及ビ監査役又ハ検査役ノ調査報告書及ビ其附属

非訟事件手続法の一部を改正する法律

書類

五 検査役ノ報告ニ関スル裁判アリタルトキハ其謄本

六 発起人ガ取締役及ビ監査役ヲ選任シタルトキハ之ニ関スル書類

七 創立總會ノ議事録

八 代表取締役ニ関スル取締役会ノ議事録

九 名義書換代理人又ハ登録機関ヲ置キタルトキハ之ヲ証スル書面

十 払込ヲ取扱ヒタル銀行又ハ信託会社ノ払込金ノ保管ニ関スル証明書

第四百八十八條第一項中「会社ヲ代表スベキ取締役」を「代表取締役」に改める。

第四百八十八條ノ二第一項中「同法第二百八十條」を「同法第二百六十一條第三項及ビ第二百八十條」に改め、「第二百七十二條第二項及ビ」を削る。

第四百八十八條ノ三を次のように改める。

第四百八十八條ノ三 会社が発行スル株式ノ総数ノ増加ニ因ル変更ノ登記ノ申請書ニハ商法第三百四十七條第二項ノ定ヲ記載スルコトヲ要ス

第四百八十八條ノ三の次に次の一條を加える。

非訟事件手続法の一部を改正する法律

第百八十八條ノ四 第百三十五條ノ六ノ規定ハ取締役又ハ監査役ノ解任ノ判決ガ確定シタル場合ニ之ヲ準用ス

受」に改め、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同号中「株主總會」を「取締役会」に改め、第六号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

第百八十九條 会社ノ新株發行ニ因ル變更ノ登記ノ申請書ニハ左ノ書類ヲ添付スルコトヲ要ス

六 名義書換代理人ヲ置キタルトキハ之ヲ証スル書面
第百九十三條第一項中「營業全部ノ讓渡ニ因リテ解散シタルトキハ其讓渡ヲ証スル書面」を削る。

- 一 定款
- 二 株式ノ申込及ビ引受ヲ証スル書面
- 三 商法第百八十條ノ八ノ規定ニ從ヒテ検査役ガ為シタル調査報告書及ビ其附属書類

第百九十三條ノ二第一項中第二号及び第四号を削り、第三号を第二号とし、第五号を第三号とし、同條第二項に次の但書を加える。

- 四 検査役ノ報告ニ関スル裁判アリタルトキハ其謄本
- 五 新株發行ニ関スル取締役会又ハ株主總會ノ議事録
- 六 払込ヲ取扱ヒタル銀行又ハ信託会社ノ払込金ノ保管ニ関スル証明書

但シ合併後存続スル会社ノ本店ノ所在地ト合併ニ因リテ消滅スル会社ノ本店ノ所在地ガ同一登記所ノ管轄内ニ在ルトキハ登記簿ノ抄本ハ之ヲ添付スルコトヲ要セス

第百八十九條ノ二中「第三百六十三條第一項及ビ第三百六十九條第一項」を「第二百二十二條ノ七（同法第三百四十一條ノ五ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」に改める。

第百九十五條を次のように改める。

第百九十條第一項を削り、同條第二項中「資本減少」を資本減少ニ因ル變更」に改める。

第百九十五條 解散、合併ニ因ル變更及ビ設立並ニ繼續ノ登記ハ總取締役及ビ總監査役ノ申請ニ因リテ之ヲ為ス

第百九十一條第一項中「会社ヲ代表スベキ取締役」を「代表取締役」に、同條第二項第二号中「引受」を「申込及ビ引

「第七節 株式会社ノ登記」を「第七節 削除」に改め

る。

第百九十六條から第二百一條ノ三までを次のように改める。

効ノ判決ガ確定シタル場合ニ之ヲ準用ス

第百九十六條及び第百九十七條を次のように改める。

る。

第百九十六條乃至第二百一條ノ三 削除

第百九十六條 外国会社ノ營業所ノ設置ノ登記ハ日本ニ於ケル代表者ノ申請ニ因リテ之ヲ為ス

第百九十七條ノ五中「資本増加ノ登記」を「資本増加ニ因ル變更ノ登記」に改める。

- 一 本店ノ存在ヲ認ムルニ足ル書面
- 二 日本ニ於ケル代表者タル資格を証スル書面
- 三 会社ノ定款又ハ会社ノ性質ヲ識別スルニ足ル書面

第百九十八條ノ六中「資本減少ノ登記」を「資本減少ニ因ル變更ノ登記」に改める。

第百九十九條ノ八第一項中第三号を削り、第四号を第三号とする。

第百九十九條 前項ノ書類ハ外国会社ノ本国ノ管轄官庁又ハ日本ニ在ル領事其他権限アル官憲ノ認証ヲ受ケタルモノナルコトヲ要ス

第百九十九條ノ九第一項第三号を次のように改める。

三 定款

第百九十九條第一項中「支店ノ廃止」を「營業所ノ廃止」に、「支店ノ代表者」を「日本ニ於ケル代表者」に改め、同條第二項中「日本ニ於テ登記シタル外国会社ノ支店ノ代表者ガ」を「日本ニ於ケル代表者ノ變更又ハ」に、「領事」を「領事其他権限アル官憲」に改める。

第百九十九條ノ十一中「資本ノ増加及ビ減少」を削る。

第百九十九條ノ十二第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、以下一号ずつ順次繰り上げる。

第百九十九條ノ十三中「乃至第百八十八條ノ三」を「第百八十八條ノ二、第百八十八條ノ四」に改め、同條を第二百一條ノ十四とする。

第百九十九條ノ十二の次に次の一條を加える。

第百九十九條ノ十三 第百三十五條ノ六ノ規定ハ資本増加ノ無

- 1 この法律は、昭和二十六年七月一日から施行する。
- 2 商法の一部を改正する法律施行法（昭和二十六年法律第

非訟事件手続法の一部を改正する法律

非訟事件手続法の一部を改正する法律

二百十号)の規定により同法に旧法を適用する場合に
關しては、従前の規定を適用する。他の法令の適用上従前
の規定を適用すべきとき、及び他の法令中非訟事件手続法
を準用する場合において改正規定によることができな
きも、同様とする。

- 3 非訟事件手続法第二百二十六條第一項及び第三百三十二條ノ
二の規定は、商法の一部を改正する法律施行法第十條第二
項において準用する商法第三百七十九條第一項但書の規定
による許可の申請に準用する。
- 4 この法律施行前に清算人の解任の裁判があつた場合にお
ける登記については、なお従前の例による。
- 5 商法の一部を改正する法律施行法第七條第一項の登記
は、代表取締役の申請によつてする。
- 6 この法律施行前に營業全部の譲渡により解散した株式會
社又は有限会社の解散の登記については、なお従前の例に
よる。
- 7 商法の一部を改正する法律施行法第四十七條第一項但書
の登記は、当該会社の日本における代表者の申請によつて
する。
- 8 商法(明治三十二年法律第四十八号)の一部を次のよう

に改正する。

第三十一條中「裁判所」を「登記所」に改める。

9 左に掲げる法律の規定中「第四百十一條」を「第四百十
二條」に改める。

- 一 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)第
九十二條
- 二 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第
第二百一十一條
- 三 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一
号)第百三條
- 四 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百三十二号)第
九十二條
- 五 農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)第
七十七條

有限会社法の一部を改正する

法律(昭和二十六年六月八日)
(法律第二百十四号)

有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)の一部を次のよ
うに改正する。

第四條中「及第五十七條乃至第六十一條」を「第五十七
條乃至第五十九條及第六十一條」に改める。
第七條第一号を次のように改める。

一 削除

第八條第二項中「遺産相続」を「相続」に改める。
第九條中「一万円」を「十万円」に改める。
第十條中「百円」を「千円」に改める。
第十三條第二項第六号中「又ハ取締役ガ支配人ト共同シ」
を削る。

第十五條中「監査役」を削る。

第十六條を次のように改める。

第十六條 前二條ニ定ムル社員ノ義務ハ之ヲ免除スルコトヲ
得ズ

前條ニ定ムル取締役ノ義務ハ総社員ノ同意アルニ非ザレバ

有限会社法の一部を改正する法律

之ヲ免除スルコトヲ得ズ

第十九條を次のように改める。

第十九條 社員ハ其ノ持分ノ全部又ハ一部ヲ他ノ社員ニ譲渡
スコトヲ得

社員ハ其ノ持分ノ全部又ハ一部ヲ社員ニ非ザル者ニ譲渡サ
ントスルトキハ会社ニ対シ書面ヲ以テ譲渡ノ相手方、譲渡
サントスル出資口数及譲渡価格ヲ通知スルコトヲ要ス
前項ノ通知アリタルトキハ社員總會ハ第四十八條ニ定ムル
決議ニ依リ他ニ譲渡ノ相手方ヲ指定スルコトヲ得
社員總會ガ第二項ノ通知アリタル日ヨリ二週間内ニ前項ノ
指定ヲ為サザル場合及同項ノ規定ニ依リ指定セラレタル者
ガ決議ノ日ヨリ一週間内ニ第二項ノ社員ニ対シ書面ヲ以テ
譲受ノ申出ヲ為サザル場合ニ於テハ同項ノ社員ハ其ノ通知
ニ係ル譲渡ノ相手方ニ対シテ其ノ持分ヲ譲渡スコトヲ得但
シ其ノ価格ハ第二項ノ通知ニ係ル譲渡価格ヲ下ルコトヲ得
ズ

前項ノ申出期間内ニ同項ノ申出ヲ為シタル者数人アルトキ
ハ第二項ノ社員ハ其ノ申出期間経過ノ日ヨリ五日内ニ其ノ
一人ヲ選択シ申出ヲ為シタル者ニ通知スルコトヲ要ス此ノ
場合ニ於テハ選択セラレタル者其ノ通知アリタル日ニ於テ

譲受人トナル

前項ノ場合ヲ除キ第四項ノ申出期間内ニ同項ノ申出ヲ為シタル者ハ其ノ期間経過ノ日ニ於テ譲受人トナル

前二項ノ場合ニ於テハ別段ノ合意ナキ限り第二項ノ通知ニ係ル価格ヲ以テ譲受価格トシ持分ノ移転ハ代金支払ノ時ニ其ノ効力ヲ生ズ

譲渡ニ因リ社員ノ総数が第八條第一項ノ規定ニ依ル制限ヲ超ユル場合ニ於テハ遺贈ノ場合ヲ除クノ外其ノ譲渡ヲ無効トス第二項若ハ第四項但書ノ規定ニ違反シ又ハ同項ノ申出アリタルニ拘ラズ社員ニ非ザル者ニ対シテ為シタル持分ノ譲渡亦同ジ

第二十三條第二項中「第一項」を削る。

第二十五條の次に次の一條を加える。

第二十五條ノ二 二人以上ノ取締役ノ選任ニ付テハ定款ヲ以テ累積投票ニ依ルベキ旨ヲ定ムルコトヲ得

商法第二百五十六條ノ三ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス第二十七條に次の二項を加える。

取締役数人アルトキハ各自会社ヲ代表ス

前項ノ規定ハ定款若ハ社員總會ノ決議ヲ以テ会社ヲ代表スベキ取締役ヲ定メ、数人ノ取締役が共同シテ会社ヲ代表ス

ベキコトヲ定メ又ハ定款ノ規定ニ基キ取締役ノ互選ヲ以テ会社ヲ代表スベキ取締役ヲ定ムルコトヲ妨ゲズ

第二十七條の次に次の一條を加える。

第二十七條ノ二 会社が取締役ニ対シ又ハ取締役が会社ニ対シ訴ヲ提起スル場合ニ於テハ其ノ訴ニ付テハ社員總會ノ定ムル者会社ヲ代表ス

第二十九條及び第三十條を次のように改める。

第二十九條 取締役が自己又ハ第三者ノ為ニ会社ノ營業ノ部類ニ属スル取引ヲ為スニハ社員總會ニ於テ其ノ取引ニ付重要ナル事実ヲ開示シ其ノ認許ヲ受クルコトヲ要ス

前項ノ認許ハ第四十八條ニ定ムル決議ニ依ルコトヲ要ス
取締役が第一項ノ規定ニ違反シテ自己ノ為ニ取引ヲ為シタルトキハ社員總會ハ之ヲ以テ会社ノ為ニ為シタルモノト看做スコトヲ得

前項ニ定ムル権利ハ取引ノ時ヨリ一年ヲ経過シタルトキハ消滅ス

第三十條 前條第一項及第二項ノ規定ハ取締役が会社ノ製品其ノ他ノ財産ヲ讓受ケ会社ニ対シ自己ノ製品其ノ他ノ財産ヲ讓渡シ会社ヨリ金銭ノ貸付ヲ受ケ其ノ他自己又ハ第三者ノ為ニ会社ト取引ヲ為ス場合ニ之ヲ準用ス

前項ニ規定スル場合ニ於テハ民法第百八條ノ規定ヲ適用セズ

第三十條の次に次の二條を加える。

第三十條ノ二 左ノ場合ニ於テハ其ノ行為ヲ為シタル取締役ハ会社ニ対シ連帶シテ第一号ニ在リテハ違法ニ配当セラレタル額、第二号及第三号ニ在リテハ会社が蒙リタル損害額ニ付弁済又ハ賠償ノ責ニ任ズ

一 第四十六條第一項ニ於テ準用スル商法第二百九十條第一項ノ規定ニ違反スル利益ノ配当ニ関スル議案ヲ總會ニ提出シタルトキ

二 第二十九條第一項又ハ前條第一項ノ規定ニ違反シテ取引ヲ為シタルトキ

三 法令又ハ定款ニ違反スル行為ヲ為シタルトキ
前項ノ行為ヲ為スニ付之ニ同意シタル取締役ハ其ノ行為ヲ為シタルモノト看做ス

第一項ノ取締役ノ責任ハ総社員ノ同意アルニ非ザレバ之ヲ免除スルコトヲ得ズ

第三十條ノ三 取締役が其ノ職務ヲ行フニ付悪意又ハ重大ナル過失アリタルトキハ其ノ取締役ハ第三者ニ対シテモ亦連帶シテ損害賠償ノ責ニ任ズ重要ナル事項ニ付第四十三條第

有限会社法の一部を改正する法律

一項ニ掲グル書類若ハ第四十六條第一項ニ於テ準用スル商法第二百九十三條ノ五ノ附属明細書ニ虚偽ノ記載ヲ為シ又ハ虚偽ノ登記若ハ公告ヲ為シタルトキ亦同ジ
前條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三十一條を次のように改める。

第三十一條 社員ハ会社ニ対シ書面ヲ以テ取締役ノ責任ヲ追及スル訴ヲ提起スルコトヲ得

商法第二百六十七條第二項乃至第五項及第二百六十八條乃至第二百六十八條ノ三ノ規定ハ取締役ノ責任ヲ追及スル訴ニ之ヲ準用ス

第三十一條の次に次の二條を加える。

第三十一條ノ二 取締役が会社ノ目的ノ範圍内ニ在ラザル行為其ノ他法令又ハ定款ニ違反スル行為ヲ為シ之ニ因リ会社ニ回復スベカラザル損害ヲ生ズル虞アル場合ニ於テハ社員ハ会社ノ為取締役ニ対シ其ノ行為ヲ止ムベキコトヲ請求スルコトヲ得

第三十一條ノ三 取締役ノ職務遂行ニ関シ不正ノ行為又ハ法令若ハ定款ニ違反スル重大ナル事実アリタルニ拘ラズ社員總會ニ於テ其ノ取締役ヲ解任スルコトヲ否決シタルトキハ資本ノ十分ノ一以上ニ当ル出資口数ヲ有スル社員ハ三十日

内ニ其ノ取締役ノ解任ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得
商法第八十八條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
第三十二條を次のように改める。

第三十二條 商法第三十九條第二項、第七十八條、第二百五十四條第一項第三項、第二百五十四條ノ二、第二百五十七條第一項、第二百五十八條、第二百六十二條、第二百六十六條ノ二及第二百六十九條乃至第二百七十一條ノ規定ハ取締役ニ之ヲ準用ス
第三十四條を次のように改める。

第三十四條 第三十條ノ二第三項、第三十條ノ三、第三十一條、第三十一條ノ三並ニ商法第二百五十四條第一項第三項、第二百五十七條第一項、第二百五十八條、第二百六十九條、第二百七十條及第二百七十四條乃至第二百七十八條ノ規定ハ監査役ニ之ヲ準用ス
第三十六條の次に次の一條を加える。

第三十六條ノ二 取締役ガ總會ヲ招集スルニハ其ノ過半数ノ決議アルコトヲ要ス
第三十七條第二項を次のように改める。
前項ノ規定ハ定款ヲ以テ別段ノ定ヲ為スコトヲ妨ゲズ
第三十七條に次の一項を加える。

商法第二百三十七條第二項第三項ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス
第三十八條の次に次の一條を加える。

第三十八條ノ二 總會ノ決議ハ本法又ハ定款ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外取締役ノ決議ハ過半数ヲ有スル社員出席シ出席シタル社員ノ議決權ノ過半数ヲ以テ之ヲ爲ス
第四十條第一項第一号中「一部」を「重要ナル一部」に改め、同條同項第四号を削り、同條第二項を次のように改める。

前項ノ行為ノ要領ハ第三十六條ニ定ムル通知ニ之ヲ記載スルコトヲ要ス
第四十一條を次のように改める。

第四十一條 商法第二百三十四條、第二百三十五條、第二百三十八條、第二百三十九條第三項乃至第五項、第二百四十四條第二項、第二百四十一條第二項、第二百四十三條、第二百四十四條、第二百四十五條ノ二乃至第二百四十五條ノ四、第二百四十七條乃至第二百五十條、第二百五十二條及第二百五十三條ノ規定ハ社員總會ニ之ヲ準用ス
第四十四條の次に次の一條を加える。
第四十四條ノ二 資本ノ十分ノ一以上ニ当ル出資口数ヲ有ス

ル社員ハ會計ノ帳簿及書類ノ閲覧又ハ謄写ヲ求ムルコトヲ得
会社ハ定款ヲ以テ各社員ガ前項ノ請求ヲ為スコトヲ得ル旨ヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第四十六條第一項ノ規定ニ拘ラズ商法第二百九十三條ノ五ノ規定ハ之ヲ準用セズ
第四十五條第三項中「監査役アルトキハ監査役、監査役ナキトキハ」を削る。

第四十六條第一項を次のように改める。
商法第二百八十二條、第二百八十三條第一項、第二百八十四條、第二百八十五條、第二百八十六條、第二百八十八條、第二百八十八條ノ二、第二百八十九條第一項本文第二項、第二百九十條、第二百九十三條ノ五、第二百九十三條ノ六第二項及第二百九十三條ノ七ノ規定ハ有限会社ノ計算ニ之ヲ準用ス
第五十二條の次に次の一條を加える。

第五十二條ノ二 資本増加ノ場合ニ於テ出資ノ引受ヲ為シタル者ハ出資ノ払込ノ期日又ハ現物出資ノ目的タル財産ノ給付ノ期日ヨリ利益ノ配当ニ付社員ト同一ノ權利ヲ有ス
第五十三條第一項中「資本増加ノ登記」を「資本増加ニ因ル変更ノ登記」に改め、同條第二項を削る。

有限会社法の一部を改正する法律

第五十三條の次に次の一條を加える。

第五十三條ノ二 資本ノ増加ハ本店ノ所在地ニ於テ前條ノ登記ヲ為スニ因リテ其ノ効力ヲ生ズ
第五十四條に次の一項を加える。
第五十四條第一項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
第五十五條及び第五十六條を次のように改める。

第五十五條 資本増加後仍引受ナキ出資アルトキハ取締役ハ共同シテ之ヲ引受ケタルモノト看做ス
資本増加後仍出資全額ノ払込又ハ現物出資ノ目的タル財産ノ給付ノ未済ナル出資アルトキハ取締役ハ連帯シテ其ノ払込又ハ給付未済財産ノ価額ノ支払ヲ為ス義務ヲ負フ
第五十六條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五十六條 資本増加ノ無効ハ第五十三條ノ規定ニ依リ本店ノ所在地ニ於テ登記ヲ為シタル日ヨリ六月内ニ訴ヲ以テノミ之ヲ主張スルコトヲ得
前項ノ訴ハ社員又ハ取締役ニ限り之ヲ提起スルコトヲ得
商法第二百八十條ノ十六、第二百八十條ノ十七第一項及第二百八十條ノ十八ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス
第五十七條中「第三百五十二條、第三百五十八條第一項、第三百七十一條、第三百七十二條、第三百七十三條第一項

第三百七十一條、第三百七十二條、第三百七十三條第一項

及第三百七十四條」を削る。

第六十三條中「第二百二條乃至第一百一十一條」を「第二百二條乃至第六百六條、第八百八條乃至第一百一十一條」に改める。

第六十五條第一項中「監査役」を削る。

第六十七條第二項を次のように改める。

前項の場合ニ於テハ組織変更ニ際シテ発行スル株式ノ発行価額ノ総額ハ会社ニ現存スル純財産額ヲ超ユルコトヲ得ズ
第六十七條第四項中「第六十五條」を削り、「第二百九條第三項」を「第二百九條第四項」に改め、同條第三項の次に次の一項を加える。

第六十五條ノ規定ハ第一項ノ場合ニ於テ会社ニ現存スル純財産額ガ組織変更ニ際シテ発行スル株式ノ発行価額ノ総額ニ不足スルトキニ之ヲ準用ス

第六十九條第一項第四号を次のように改める。

四 削除

第七十一條の次に次の一條を加える。

第七十一條ノ二 左ノ場合ニ於テ已ムコトヲ得ザル事由アルトキハ資本ノ十分ノ一以上ニ当ル出資口數ヲ有スル社員ハ会社ノ解散ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得

一 会社ノ業務ノ執行上著シキ難局ニ逢著シ会社ニ回復ス

ベカラザル損害ヲ生ジ又ハ生ズル虞アルトキ

二 会社財産ノ管理又ハ処分ガ著シク失当ニシテ会社ノ存立ヲ危殆ナラシムルトキ

商法第百十二條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七十四條第二項中「監査役又ハ」を削る。

第七十五條第二項を次のように改める。

第二十七條乃至第二十八條、第三十條乃至第三十一條ノ二、第三十五條、第三十六條ノ二、第三十七條第一項及第四十四條ノ二並ニ商法第三十九條第二項、第七十八條、第二百三十七條第二項第三項、第二百三十八條、第二百四十四條第二項、第二百四十七條、第二百四十九條、第二百五十四條第三項、第二百五十四條ノ二、第二百五十八條、第二百六十六條ノ二、第二百六十九條乃至第二百七十一條、第二百七十四條乃至第二百七十六條、第二百七十八條、第二百八十二條、第二百八十三條第一項、第二百八十四條、第二百九十三條ノ五及第二百九十三條ノ七ノ規定ハ清算人ニ之ヲ準用ス

第七十七條第一項及び第二項中「第二百七十條第一項若ハ第二百七十二條第一項」を「若ハ第二百七十條第一項」に、同條第一項中「五千元」を「三十万円」に改める。

第七十八條第一項中「三千元」を「二十万円」に改め、同條第二項中「第二百七十條第一項若ハ第二百七十二條第一項」を「若ハ第二百七十條第一項」に改め、「第二百七十二條第一項」を削る。

第七十九條中「三千元」を「二十万円」に改める。

第八十一條第一項中「三千元」を「二十万円」に改める。

第八十二條第一項中「千元」を「五万円」に改め、同項第二号中「訴ノ提起又ハ」を「訴ノ提起、第三十一條第二項ニ於テ準用スル商法第二百六十八條第二項ニ定ムル訴訟参加」に改め、「社員ノ権利ノ行使」の下に「又ハ第三十一條ノ二ニ定ムル権利ノ行使」を加える。

第八十五條第一項中「五千元」を「三十万円」に、同項第三号中「閲覧」を「閲覧若ハ謄写」に、同項第十号中「又ハ商法第三十二條第一項ノ帳簿」を「商法第三十二條第一項ノ帳簿又ハ第四十六條第一項ニ於テ準用スル商法第二百九十三條ノ五第一項ノ附屬明細書」に、同項第十一号中「又ハ監査役ノ報告書」を、「監査役ノ報告書又ハ第四十六條第一項ニ於テ準用スル商法第二百九十三條ノ五第一項ノ附屬明細書」に、同項第十三号中「第二百八十八條第一項又ハ第二百八十九條」を「第二百八十八條、第二百八十八條ノ二又ハ第二百

有限会社法の一部を改正する法律

八十九條第一項本文第二項」に改め、同項第二十一号中「又ハ第二項」を削り、同條第二項中「第二百七十條第一項若ハ第二百七十二條第一項」を「若ハ第二百七十條第一項」に改める。

第八十六條中「千元」を「五万円」に改める。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、昭和二十六年七月一日から施行する。

(定義)

第二條 この附則で、「新法」とはこの法律による改正後の有限会社法を、「旧法」とは従前の有限会社法を、「新商法」とは商法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第百六十七号）による改正後の商法を、「旧商法」とは従前の商法をいう。

(原則)

第三條 新法は、特別の定がある場合を除いては、新法施行前に生じた事項にも適用する。但し、旧法によつて生じた終つた効力を妨げない。
2 新法にてい触する定款の定及び契約の條項は、新法施行の日から、その効力を失う。

(解散命令)

第四條 新法施行前に、裁判所が請求を受け、又は着手した旧法第四條において準用する旧商法第五十八條に定める事件及びその事件に関連する同條に定める事件については、新法施行後も、なお従前の例による。その事件について請求を却下された者の責任についても、同様とする。

(訴の提起等についての担保)

第五條 解散命令の請求又は訴の提起について供すべき担保に関する旧商法の規定は、新法施行前に供した担保に関するのみ準用する。

(資本の総額及び出資一口の金額の制限)

第六條 新法施行前に成立した有限会社については、新法施行後も、なお旧法第九條及び第十條の規定を適用する。

(取締役の行為の責任)

第七條 取締役が新法施行前にした行為の責任については、新法施行後も、なお従前の例による。
2 新法施行後に前項の責任を免除する場合には、その免除については、同項の規定にかかわらず、新法を適用する。
3 新法施行後に第一項の責任を追及する訴を提起する場合

合には、その訴についても、前項と同様とする。

(取締役に対する訴及び訴の提起を請求した社員の責任)

第八條 新法施行前に、旧法第三十一條の規定又は旧法第三十二條において準用する旧商法第二百六十七條第一項の規定によつて、取締役に対する訴を提起した場合には、その訴及び訴の提起を請求した社員の責任については、新法施行後も、なお従前の例による。

(取締役の職務執行停止の請求等)

第九條 新法施行前に、旧法第三十二條において準用する旧商法第二百七十二條の規定によつて、取締役の職務の執行の停止又は職務代行者の選任の請求があつた場合には、新法施行後も、なお同條の規定を適用する。

(一時取締役の職務を行ふべき監査役)

第十條 新法施行前に一時取締役の職務を行ふべき監査役を定めた場合には、その監査役については、新法施行後も、なお旧商法第二百七十六條第一項但書、第二項及び第三項の規定を準用する。

(会社と取締役との間の訴についての会社代表)

第十一條 新法施行前に、会社が取締役に対し又は取締役が会社に対して訴を提起した場合には、その訴については会社

を代表すべき者については、新法施行後も、なお旧商法第二百七十七條の規定を準用する。但し、新法によつて会社を代表すべき者を定めた後は、この限りでない。

(監査役のした訴の提起等)

第十二條 新法施行前に、監査役が裁判所に対して訴の提起又は請求をした場合には、その訴又は請求については、新法施行後も、なお従前の例による。

(監査役に対する訴及び訴の提起を請求した社員の責任)

第十三條 附則第八條の規定は、新法施行前に、旧法第三十四條において準用する旧法第三十一條又は旧商法第二百六十七條第一項の規定によつて、監査役に対して提起した訴及びその訴の提起を請求した社員の責任について準用する。

(監査役のてん補責任の免除)

第十四條 新法第十六條第二項の規定は、旧法第十五條、第五十五條若しくは第六十五條第一項の規定又は旧法第六十七條第四項において準用する旧法第六十五條第一項の規定によつて生じた監査役の義務を、新法施行後に免除する場合に準用する。

(監査役に関する準用規定)

有限会社法の一部を改正する法律

第十五條 附則第七條及び第九條の規定は、監査役に準用する。

(総会の決議)

第十六條 新法施行後に総会の決議をする場合には、新法施行前に、招集の通知を発したときでも、その総会の決議については、新法を適用する。

(総会招集の通知)

第十七條 新法第四十條第一項各号に掲げる事項につき決議すべき総会について、新法施行前に、社員に対して招集の通知を発した場合には、その通知については、同條第二項の規定を適用しない。

(監査役による臨時総会の招集)

第十八條 新法施行前に、監査役が臨時総会を招集した場合には、その臨時総会については、新法施行後も、なお旧商法第二百三十五條第二項の規定を準用する。

(決議取消の訴)

第十九條 決議取消の訴について、新法施行の際旧法第四十一條において準用する旧商法第二百四十八條第一項に定める期間が経過していない場合には、その決議取消の訴の提起期間については、新商法第二百四十八條第一項の規定を

準用する。

(準備金)

第二十條 旧法第四十六條第一項において準用する旧商法第二百八十八條第一項の規定によつて積み立てた準備金は、利益準備金として積み立てたものとみなす。

2 会社は、新法施行後最初に到来する決算期までに、前項の利益準備金の一部を資本準備金とすることができる。

(附属明細書)

第二十一條 新商法第二百九十三條ノ五の規定は、新法施行後最初に到来する決算期から準用する。

(總會招集の命令)

第二十二條 新法施行前に、旧法第四十五條第三項の規定によつて監査役に対して社員總會招集の命令があつた場合には、その總會の招集については、新法施行後も、なお従前の例による。

(清算人に関する準用規定)

第二十三條 附則第七條から第十一條まで及び第二十一條の規定は、清算人に準用する。

(外国会社の登記)

第二十四條 新法施行前に、外国会社が旧法第七十六條にお

いて準用する旧商法第四百七十九條の規定によつて、支店設置の登記をした場合には、その支店設置の登記は、新法第七十六條において準用する新商法第四百七十九條第二項に定める登記とみなす。但し、その会社は、新法施行の日から六月内に、新法によつて新たに登記すべきものとなつた事項を登記しなければならぬ。

2 新法第七十六條において準用する新商法第四百七十九條第二項及び第三項に定める登記をすることを要することとなつた外国会社は前項の場合を除いて、新法施行の日から六月内にその登記をしなければならぬ。

3 第一項但書又は前項の規定に違反したときは、その会社の日本における代表者を三万円以下の過料に処する。

(外国会社の支店閉鎖命令)

第二十五條 附則第四條の規定は、旧法第七十六條において準用する旧商法第四百八十四條に定める事件及びその事件について請求を却下された者の責任について準用する。

(罰則)

第二十六條 新法施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 新法施行後の行為について旧法第九章の規定を適用する

場合には、その規定中、「五千元」とあるのは「三十万円」とし、「三千元」とあるのは「二十万円」とし、「千元」とあるのは「五万円」とする。

保険業法の一部を改正する法

律 (昭和二十六年六月八日
法律第二百十五号)

保険業法(昭和十四年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「保険事業」の下に「(売買、雇傭、請負其ノ他ノ契約ニ基ク債務ノ履行ニ関シ生ズルコトアルベキ債権者ノ損害ヲ填補スルコトヲ債務者ニ対シ約シ債務者ヨリ其ノ報酬ヲ收受スル事業ヲ含ム。以下同ジ)」を加える。

第十三條の次に次の一條を加える。

第十三條ノ二 保険事業ヲ営ム株式会社ハ無額面株式ヲ発行スルコトヲ得ズ

第三十一條中「第二百八條第一項」を「第二百八條」に改める。

第三十六條第二項中「第七十一條第二項」を削る。

第三十九條第一項中「第一回」を削り、同條第三項中

保険業法の一部を改正する法律

「第二百三十九條第三項第四項、第二百四十條」を「第二百三十九條第三項第五項、第二百四十條第二項」に、「及第二百四十七條乃至第二百五十三條」を「第二百四十七條乃至第二百五十條、第二百五十二條及第二百五十三條」に改める。

第四十條第二項中第四号及び第五号を次のように改める。

四 代表取締役ノ氏名

五 数人ノ代表取締役ガ共同シテ会社ヲ代表スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ規定

第四十一條を次のように改める。

第四十一條 第五十七條及商法第二百六十六條第四項ノ規定

ハ相互会社ノ發起人ニ之ヲ準用ス

第四十二條中「第五十七條乃至」を「第五十七條乃至第五十九條」に、「第六十六條第二項」を「第六十六條第三項」に、「第九十六條」を「第九十五條」に改め、同條但書を削る。

第五十三條第一項中「十分ノ一」を「百分ノ三」に改める。

第五十四條及び第五十五條を次のように改める。

第五十四條 商法第二百三十條ノ二、第二百三十一條、第二百三十二條第一項第二項、第二百三十三條、第二百三十四

條第一項、第二百三十五條、第二百三十八條、第二百三十九條第一項第三項乃至第五項、第二百四十條第二項、第二百四十三條、第二百四十四條、第二百四十六條乃至第二百五十條、第二百五十二條及第二百五十三條ノ規定ハ相互会社ノ社員總會ニ之ヲ準用ス但シ商法第二百三十九條第一項中發行済株式ノ總數ノ過半数ニ当ル株式ヲ有スル株主トアルハ之ヲ社員ノ過半数トシ同法第二百四十六條ニ於テ準用スル同法第二百四十五條第一項及同法第二百四十七條第一項中第三百四十三條トアルハ之ヲ保險業法第三十九條第二項トス

第五十五條 削除

第五十六條第一項中「及總會」を「並ニ總會及取締役會」に改め、同條第二項中「閲覧」の下に「又は騰写」を加える。

第五十七條から第六十二條までを次のように改める。

第五十七條 百分ノ三以上ノ社員ハ会社ニ對シ書面ヲ以テ取締役ノ責任ヲ追及スル訴ノ提起ヲ請求スルコトヲ得

商法第二百六十七條第二項乃至第五項及第二百六十八條乃至第二百六十八條ノ三ノ規定ハ前項ノ取締役ノ責任ヲ追及スル訴ニ之ヲ準用ス

第五十八條 削除

第五十九條 削除

第六十條 商法第二百五十四條第一項第三項、第二百五十四條ノ二乃至第二百五十六條、第二百五十七條第一項第三項第四項、第二百五十八條乃至第二百六十二條、第二百六十五條乃至第二百六十六條ノ三及第二百六十九條乃至第七十二條ノ規定ハ相互会社ノ取締役ニ之ヲ準用ス但シ商法第二百五十七條第三項中六月前ヨリ引続キ發行済株式ノ總數ノ百分ノ三以上ニ当ル株式ヲ有スル株主トアルハ之ヲ百分ノ三以上ノ社員トシ同法第二百六十六條第一項第一号中第二百九十條第一項トアルハ之ヲ保險業法第六十四條第二項トシ商法第二百六十六條第五項中發行済株式ノ總數ノ三分ノ二以上ノ多數トアルハ之ヲ社員總數ノ三分ノ二以上ノ多數トシ同法第二百七十二條中六月前ヨリ引続キ株式ヲ有スル株主トアルハ之ヲ百分ノ三以上ノ社員トス

第六十一條 削除

第六十二條 第五十七條並ニ商法第二百五十四條第一項第三項、第二百五十六條第三項、第二百五十七條第一項第三項第四項、第二百五十八條、第二百六十六條第四項、第二百六十六條ノ三、第二百六十九條、第二百七十條及第二百七十三條乃至第二百七十八條ノ規定ハ相互会社ノ監査役ニ之

ヲ準用ス但シ商法第二百五十七條第三項中六月前ヨリ引続キ發行済株式ノ總數ノ百分ノ三以上ニ当ル株式ヲ有スル株主トアルハ之ヲ百分ノ三以上ノ社員トス

第六十七條を次のように改める。

第六十七條 商法第二百八十一條乃至第二百八十四條、第二百八十五條、第二百九十三條ノ五第一項第三項及第二百九十五條ノ規定ハ相互会社ノ計算ニ之ヲ準用ス

前項ニ於テ準用スル商法第二百九十三條ノ五第一項ノ附屬明細書ノ記載事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七十三條第一項中「第百五條」の下に「第百六條、第百八條」を加える。

第七十七條を次のように改める。

第七十七條 第五十三條、第五十六條、第五十七條及第六十七條第二項並ニ商法第百十六條、第百二十三條乃至第百二十五條、第百二十八條、第百二十九條第二項、第百三十一條但書、第百三十四條、第百三十一條、第百三十八條、第二百四十四條第二項、第二百四十七條、第二百四十九條、第二百五十四條第三項、第二百五十四條ノ二、第二百五十八條乃至第二百六十一條ノ二、第二百六十五條乃至第二百六十六條ノ三、第二百六十九條乃至第二百七十二條、第二

百七十四條乃至第二百七十六條、第二百七十八條、第二百八十二條乃至第二百八十四條、第二百九十三條ノ五第一項第三項、第四百十七條乃至第四百二十四條、第四百二十六條第一項及第四百二十七條乃至第四百二十九條ノ規定ハ相互会社ノ清算ノ場合ニ之ヲ準用ス但シ商法第二百四十七條第一項中第三百四十三條トアルハ之ヲ保險業法第三十九條第二項トシ商法第二百六十六條第一項第一号中第二百九十五條第一項トアルハ之ヲ保險業法第六十四條第二項トシ商法第二百六十六條第五項中發行済株式ノ總數ノ三分ノ二以上ノ多數トアルハ之ヲ社員總數ノ三分ノ二以上ノ多數トシ同法第二百七十二條中六月前ヨリ引続キ株式ヲ有スル株主トアルハ之ヲ百分ノ三以上ノ社員トス

第七十八條但書を次のように改める。

但シ同法第三百八十一條第一項及第四百五十二條第一項中六月前ヨリ引続キ發行済株式ノ總數ノ百分ノ三以上ニ当ル株式ヲ有スル株主トアルハ之ヲ百分ノ三以上ノ社員トス

第八十六條に次の一項を加える。

商法第二百八十八條ノ二第三号ノ規定ハ保險事業ヲ営ム株式會社ニハ之ヲ適用セズ

第九十一條を次のように改める。

第九十一條 削除

第七七條中「第三項」を削る。

第三百三十二條第四項中「監査役又ハ三月前ヨリ引続キ資本ノ十分ノ一以上ニ当ル株式ヲ有スル株主若ハ十分ノ一以上ニ当ル株式ヲ有スル株主若ハ十分ノ一以上ノ社員」を「六月前ヨリ引続キ発行済株式ノ総数ノ百分ノ三以上ニ当ル株式ヲ有スル株主若ハ百分ノ三以上ノ社員」に改める。

第三百三十八條中「五千円以下ノ罰金ニ処ス」を「三年以下ノ懲役若ハ三十万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス」に改める。

第三百三十九條第一項中「第二百七十條第一項若ハ第二百七十二條第一項」を「若ハ第二百七十條第一項」に、「一万円」を「五十万円」に改め、同條第二項中「第二百七十條第一項若ハ第二百七十二條第一項」を「若ハ第二百七十條第一項」に改める。

第四百四十條及び第四百四十二條中「五十万円」を「三十万円」に改める。

第四百四十四條第一項中「三十万円」を「二十万円」に改める。

第四百四十四條ノ二第二項を削る。

第四百四十五條第一項中「千円」を「五十万円」に改め、同項

第二号中「訴ノ提起」を「訴ノ提起、第五十七條第二項ニ於テ準用スル商法第二百六十八條第二項ニ定ムル訴訟参加」に、「資本ノ十分ノ一以上ニ当ル株主若ハ十分ノ一以上ノ社員ノ権利ノ行使」を「発行済株式ノ総数ノ百分ノ三以上ニ当ル株主若ハ百分ノ三以上ノ社員ノ権利ノ行使」に改める。

第四百四十八條中「千円」を「五十万円」に改める。

第四百四十九條及び第五百十條を次のように改める。

第四百四十九條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ第三百三十八條又ハ第四百四十四條ノ二ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ各本條ノ罰金刑ヲ科ス但シ法人又ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ノ当該違反行為ヲ防止スル為其ノ業務ニ付相当ノ注意及監督ガ尽サレタルコトノ証明アリタルトキハ其ノ法人又ハ人ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第五百十條 削除

第五百五十二條中「第二百七十條第一項若ハ第二百七十二條第一項」を「若ハ第二百七十條第一項」に、「五十万円」を「三十万円」に改め、同條第九号中「閲覧」を「閲覧若ハ謄写」に改め、同條第十三号中「監査書」を削り、「商法第三十二條

第一項の帳簿」の下に「第六十七條若ハ第七十七條ニ於テ準

用スル商法第二百九十三條ノ五第一項ノ附屬明細書」を加え、同條第十四号中「第九十一條」を削り、「商法第二百八十二條第一項」の下に「若ハ第二百九十三條ノ五第一項」を加える。

第五百五十二條ノ二中「千円」を「五十万円」に改める。

第五百五十三條中「五千円」を「三十万円」に改める。

第五百五十四條及第五百五十五條中「千円」を「五十万円」に改める。

附則

1 この法律は、商法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第六十七号）施行の日から施行する。但し、第一條の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この附則（附則第五項を除く。）において「新法」とは、この法律による改正後の保険業法をいい、「旧法」とは、この法律による改正前の保険業法をいい、附則第五項において「新保険業法」とは、この法律による改正後の保険業法をいい、「旧保険業法」とは、この法律による改正前の保険業法をいう。

3 新法は、特別の定がある場合を除いては、この法律施行前に生じた事項にも適用する。但し、旧法によつて生じた

保険業法の一部を改正する法律

効力を妨げない。

4 新法にてい触する定款の定及び契約の條項は、この法律施行の日から、その効力を失う。

5 商法の一部を改正する法律施行法（昭和二十六年法律第二百十号）第三條（解散命令）の規定は、相互会社に対する解散命令に、同法第四條（訴の提起等）についての担保の規定は、相互会社に対する解散命令の請求並びに相互会社の発起人、取締役、監査役及び清算人に対する訴並びに相互会社の社員總會の決議の取消又は変更及び決議の無効確認の訴の提起について供すべき担保に、同法第五條（株式会社設立）及び第九條（設立に関する責任の免除及び追及）の規定は、相互会社の設立に、同法第七條（株式会社登記）の規定は、相互会社の登記に、同法第十六條（少数株主の總會招集の請求）の規定は、相互会社の社員總會及び清算人に、同法第十五條（監査役による臨時總會の招集）、第十七條第一項から第三項まで（總會の決議）及び第十九條（決議取消の訴）の規定は、相互会社の社員總會に、同法第二十二條（取締役の行為の責任）及び第二十四條（旧法第二百七十二條の請求等）の規定は、相互会社の取締役、監査役及び清算人に、同法第二十三條（取締役に

保険業法の一部を改正する法律

対する訴及び訴の提起を請求した株主の責任)の規定は、相互会社の取締役及び監査役に、同法第二十一條第一項及び第二項(代表取締役)並びに第三十五條(附属明細書)の規定は、相互会社の取締役及び清算人に、同法第二十條第二項(取締役の任期)及び第二十一條第三項(代表取締役)の規定は、相互会社の取締役に、同法第二十六條(一時取締役の職務を行うべき監査役)及び第二十七條(会社と取締役との間の訴についての会社代表)の規定は、相互会社の監査役及び清算人に、同法第二十五條(監査役の任期)及び第二十八條(監査役のした訴の提起等)の規定は、相互会社の監査役に準用する。この場合において、商法の一部を改正する法律施行法の準用規定中「新法」又は「旧法」とあるのは、本項において読み替える場合を除く外、それぞれ「新保険業法」又は「旧保険業法」と、同法第三條中「旧法第五十八條」とあるのは「旧保険業法第四十二條において準用する旧法第五十八條」と、同法第五條中「発起人が株式の総数を引き受け、又は株主の募集に着手した場合」とあるのは「基金の総額の引受があつた場合」と、同法第十五條中「旧法第二百三十五條第二項」とあるのは「旧保険業法第五十四條において準用する旧法第二百三十五條第二

項」と、同法第十六條中「旧法第二百三十七條第一項」とあるのは「旧保険業法第五十三條第一項(旧保険業法第七十七條において準用する場合を含む。）」と、「新法第二百三十七條第一項」とあるのは「新保険業法第五十三條第二項(新保険業法第七十七條において準用する場合を含む。）」と、同法第十七條第三項中「新法第二百六十四條第二項及び第二百六十六條第五項」とあるのは「新保険業法第六十條又は第七十七條において準用する新法第二百六十六條第五項」と、同法第十九條中「旧法第二百四十八條第一項」とあるのは「旧保険業法第五十四條において準用する旧法第二百四十八條第一項」と、同法第二十一條第二項中「新法第二百六十一條第二項」とあるのは「新保険業法第六十條又は第七十七條において準用する新法第二百六十一條第二項」と、同法第二十一條第三項中「旧法第八十八條第二項第九号」とあるのは「旧保険業法第四十條第二項第三号」と、「新法第八十八條第二項第八号」とあるのは「新保険業法第四十條第二項第四号」と、同法第二十三條中「旧法第二百六十七條第一項又は第二百六十八條第一項」とあるのは「旧保険業法第五十七條第一項若しくは第五十八條第一項又は第六十一條第一項前段」と、同法第二十四條

外国保険事業者に関する法律の一部を改正する法律

(昭和二十六年六月八日
法律第二百十六号)

外国保険事業者に関する法律(昭和二十四年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第一條中「保険事業」の下に「(売買、雇用、請負その他の契約に基づく債務の履行に関し生ずることあるべき債権者の損害をてん補することを債務者に対し約し、債務者よりその報酬を收受する事業を含む。以下同じ。)」を加える。

第十條第二項中「第四百七十九條第二項」を「第四百七十九條第三項」に改める。

第二十九條中「(支店閉鎖命令)」を「(営業所閉鎖命令)」に改める。

第三十三條中「第三百三十五條ノ九第三項」を「第三百三十五條ノ九第二項」に、「及び第二百三條から第二百五條まで」を「第二百四條及び第二百五條」に、「(商事非訟事件の登記関係)」を「(商事非訟事件及び登記関係)」に改める。

外国保険事業者に関する法律の一部を改正する法律

中「旧法第二百七十二條」とあるのは「旧保険業法第六十二條、第六十二條又は第七十七條において準用する旧法第二百七十二條」と、同法第二十六條中「旧法第二百七十六條第一項但書、第二項及び第三項」とあるのは「旧保険業法第六十二條又は第七十七條において準用する旧法第二百七十六條第一項但書、第二項及び第三項」と、同法第二十七條中「旧法第二百七十七條」とあるのは「旧保険業法第六十二條又は第七十七條において準用する旧法第二百七十七條第一項及び旧保険業法第五十九條(旧保険業法第七十七條において準用する場合を含む。）」と、同法第三十五條中「新法第二百九十三條ノ五」とあるのは「新保険業法第六十七條又は第七十七條において準用する新法第二百九十三條ノ五第一項及び第三項」と読み替えるものとする。

6 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

7 この法律施行後の行為について旧法第八章の規定を適用する場合には、その規定中、「一万円」とあるのは「五十万円」とし、「五千元」とあるのは「三十万円」とし、「三千元」とあるのは「二十万円」とし、「千円」とあるのは「五万円」とする。

船主相互保険組合法の一部を改正する法律

第三十四條中「五千元以下の罰金に処する。」を「三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」に改める。

第三十五條第一項に次の但書を加える。

但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するためその業務につき相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人についてはこの限りでない。

第三十六條中「五千元」を「三十万円」に改める。

附則

- 1 この法律は、商法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第六十七号）施行の日から施行する。但し、第一條の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

船主相互保険組合法の一部を改正する法律

（昭和二十六年六月八日法律第二百十七号）

船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）の

一部を次のように改正する。

第十五條第七項中「第二百三十九條第四項及び第二百四十四條」を「第二百三十九條第五項及び第二百四十四條第二項」に、「及び第二百四十七條から第二百五十三條まで（株主總會の決議の取消）」を「、並びに第二百四十七條から第二百五十條まで、第二百五十二條及び第二百五十三條（株主總會の決議の取消又は無効）」に改める。

第二十條を次のように改める。

（商法の準用）

第二十條 商法第九十三條及び第九十四條（発起人の責任）、第二百六十六條第四項（取締役の責任の免除）並びに第二百六十七條から第二百六十八條ノ三まで（取締役の責任を追及する訴）の規定は、組合の発起人に準用する。この場合において、商法第二百六十七條第一項中「六月前ヨリ引続キ株式ヲ有スル株主」とあるのは「組合員」と読み替へるものとする。

第三十條中第四項及び第五項を次のように改める。

4 前項の場合において、同項の期間内に、正当の理由がないのに、理事が臨時總會招集の手續をしないときは、同項の組合員は、主務大臣の認可を受けて、臨時總會の招集を

することができる。

5 五分の一以上の組合員が臨時總會を招集する必要があると認める場合において理事がないときは、その組合員は、主務大臣の認可を受けて、臨時總會の招集をすることができる。

第三十二條第一項中「出席した組合員の」を「半数以上の組合員が出席し、その」に改める。

第三十四條を次のように改める。

（商法の準用）

第三十四條 商法第二百三十九條第四項及び第五項並びに第二百四十條第二項（特別利害関係人の議決権等）、第二百四十四條（株主總會の議事録）並びに第二百四十七條から第二百五十條まで、第二百五十二條及び第二百五十三條（株主總會の決議の取消又は無効）の規定は、總會に準用する。この場合において、商法第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」とあるのは「船主相互保険組合法第三十二條第四項」と読み替へるものとする。

第三十五條第四項を同條第五項とし、同條第三項の次に次の一項を加える。

4 役員は、定款で定めるところにより、總會において、解

船主相互保険組合法の一部を改正する法律

任することができる。

同條の次に次の二條を加える。

（業務の執行）

第三十五條之二 組合の業務の執行は、定款に特別の定めがある場合を除いて、理事の過半数で決する。

（組合の代表）

第三十五條之三 理事は各自組合を代表する。

2 組合は、前項の規定にかかわらず、定款で定めるところ若しくは總會の決議により、組合を代表すべき理事を定め、若しくは数人の理事が共同して組合を代表すべきことを定め、又は定款で定めるところにより理事のうちから互選した者が組合を代表すべきことを定めることができる。

第三十七條を次のように改める。

（理事の自己契約等）

第三十七條 組合が理事と契約するときは、他の理事の過半数の承認を受けなければならない。この場合においては、民法（明治二十九年法律第八十九号）第八八條（自己契約の禁止）の規定は、適用しない。

2 組合と理事との訴訟については、總會の定める者が組合を代表する。

船主相互保険組合法の一部を改正する法律

第四十條を次のように改める。

(商法等の準用)

第四十條 商法第二百五十四條第三項(取締役と会社との関係)、第二百六十六條第四項(取締役の責任の免除)、第二百六十六條ノ三第一項(取締役の第三者に対する責任)、第二百六十七條から第二百六十八條ノ三まで(取締役の責任を追究する訴)及び第二百六十九條(取締役の報酬)の規定は、理事及び監事に、民法第五十五條(代表権の委任)並びに商法第三十九條第二項(共同支配人に対する意思表示の効力)、第七十八條(代表社員の特権)、第二百五十四條ノ二(取締役の忠実義務)、第二百六十二條(表見代表取締役の行為についての責任)、第二百六十六條第一項及び第二項(取締役の連帯責任)、第二百六十六條ノ二(取締役の求償権)並びに第二百七十二條(株主の差止請求権)の規定は、理事に、同法第二百七十四條及び第二百七十五條(監査役の監査権限等)並びに第二百七十七條及び第二百七十八條(監査役の責任)の規定は、監事に、同法第三十八條第一項及び第三項、第三十九條、第四十一條並びに第四十二條(支配人の権限等)の規定は、参事に準用する。この場合において、商法第二百六十六條第一項第一号中「第

二百九十條第一項ノ規定ニ違反スル利益ノ配当ニ関スル議案」とあるのは「船主相互保険組合法第四十二條の規定に違反する剰余金処分案」と、同法第二百六十六條第一項第四号中「前項ノ取引」とあるのは「船主相互保険組合法第三十七條第一項の契約」と、同法第二百六十六條第二項中「前項ノ行為ガ取締役ノ決議ニ基キテ為サレタルトキハ其ノ決議」とあるのは「前項の行為」と、同法第二百六十七條第一項及び第二百七十二條中「六月前ヨリ引続キ株式ヲ有スル株主」とあるのは「組合員」と読み替へるものとする。第四十四條第一項を次のように改める。

商法第二百八十一條から第二百八十四條まで(計算書類の作成等)、第二百八十五條(財産評価に関する特則)及び第二百九十三條ノ五から第二百九十三條ノ七まで(計算書類附属明細書の備置、公示等)の規定は、組合の計算に準用する。この場合において、商法第二百八十一條第五号中「準備金及利益又ハ利息ノ配当ニ関スル議案」とあるのは「剰余金処分案若しくは損失処理案」と、同法第二百九十三條ノ六第一項中「発行済株式ノ総数ノ十分ノ一以上ニ当ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「五分の一以上の組合員」と読み替へるものとする。

第四十四條第二項中「第八十八條及び第九十一條」を「及び第八十八條」に改める。

第四十八條第二項を次のように改める。

2 第三十條及び第三十五條の二から第三十八條第一項まで、商法第三十九條第二項(共同支配人に対する意思表示の効力)、第七十八條(代表社員の特権)、第二百四十四條第二項(議事録署名義務者)、第二百四十七條及び第二百四十九條(決議取消の訴等)、第二百五十四條第三項(会社と取締役との委任関係)、第二百五十四條ノ二(取締役の忠実義務)、第二百六十六條第一項、第二項及び第四項、第二百六十六條ノ二並びに第二百六十六條ノ三(取締役の責任等)、第二百六十七條から第二百六十八條ノ三まで(取締役の責任を追究する訴)、第二百六十九條(取締役の報酬)、第二百七十四條及び第二百七十五條(監査役の監査権限等)、第二百七十八條(監査役と取締役との連帯責任)、第二百八十二條から第二百八十四條まで(計算書類の作成等)並びに第二百九十三條ノ五から第二百九十三條ノ七まで(計算書類附属明細書の備置、公示等)の規定は、清算人に準用する。この場合において、商法第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」とあるのは「船主相互保険組合法第三十二條第四項」と、同法第二百六十六條第一項第一号中「第二百九十條第一項ノ規定ニ違反スル利益ノ配当ニ

船主相互保険組合法の一部を改正する法律

関スル議案」とあるのは「船主相互保険組合法第四十二條の規定に違反する剰余金処分案」と、同法第二百六十六條第一項第四号中「前項ノ取引」とあるのは「船主相互保険組合法第三十七條第一項の契約」と、同法第二百六十六條第二項中「前項ノ行為ガ取締役会ノ決議ニ基キテ為サレタルトキハ其ノ決議」とあるのは「前項の行為」と、同法第二百六十七條中「六月前ヨリ引続キ株式ヲ有スル株主」とあるのは「組合員」と、同法第二百九十三條ノ六第一項中「発行済株式ノ総数ノ十分ノ一以上ニ当ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「五分の一以上の組合員」と読み替へるものとする。

第六十條第三号中「第四十四條第二項において準用する保険業法第九十一條」を削り、同條第十号中「若しくは」を「又は」に改め、「第二百八十二條第一項」の下に「若しくは」第二百九十三條ノ五第一項を加え、「又は第四十四條第二項において準用する保険業法第九十一條」を削り、同條第十二号中「第三十八條第三項」の下に「第四十條において準用する商法第二百七十四條第一項」を、「第二百八十二條第二項」の下に「第二百九十三條ノ五第三項若しくは第二百九十三條ノ六第一項」を加え、「書類の閲覧又は」を「帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写又はその」に改め、同條第十三号を同條第十四号とし、同條第十二号の次に次の一号を加える。

十三 第四十四條第一項若しくは第四十八條第二項において準用する商法第二百九十三條ノ五第二項の規定に違反して、附屬明細書に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

附則

- 1 この法律は、商法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第六十七号）施行の日から施行する。
- 2 この附則（附則第六項を除く。）において「新法」とは、この法律による改正後の船主相互保険組合法をいい、「旧法」とは、この法律による改正前の船主相互保険組合法をいい、附則第六項において「新組合法」とは、この法律による改正後の船主相互保険組合法をいい、「旧組合法」とは、この法律による改正前の船主相互保険組合法をいう。
- 3 新法は、特別の定がある場合を除いては、この法律施行前に生じた事項にも適用する。但し、旧法によつて生じた効力を妨げない。
- 4 新法にてい触する定款の定及び契約の條項は、この法律施行の日から、その効力を失う。
- 5 この法律施行前に、旧法第三十條第三項の規定による總會招集の請求があつた場合には、その總會招集については、この法律施行後も、なお従前の例による。
- 6 商法の一部を改正する法律施行法（昭和二十六年法律第

二百十号）第四條（訴の提起等）についての担保の規定は、船主相互保険組合（以下「組合」という。）の理事及び清算人に対する訴並びに組合の總會の決議の取消又は変更及び決議の無効確認の訴の提起について供すべき担保に、同法第九條（設立に關する責任の免除及び追及）の規定は、組合の發起人に、同法第十七條第一項及び第二項（總會の決議）並びに第十九條（決議取消の訴）の規定は、組合の總會に、同法第二十二條（取締役の行為の責任）及び第二十三條（取締役に対する訴及び訴の提起を請求した株主の責任）の規定は、組合の理事、監事及び清算人に、同法第二十七條（会社と取締役との間の訴についての会社代表）及び第三十五條（附屬明細書）の規定は、組合の理事及び清算人に、同法第二十八條（監査役のした訴の提起等）の規定は、組合の監事に準用する。この場合において、商法の一部を改正する法律施行法の準用規定中「新法」又は「旧法」とあるのは、本項において別に読み替える場合を除く外、それぞれ「新組合法」又は「旧組合法」と、同法第十九條中「旧法」第二百四十八條第一項とあるのは「旧組合法第三十四條において準用する旧法第二百四十八條第一項」と、同法第二十三條中「旧法第二百六十七條第一項又は第二百六十八條第一項」とあるのは「旧組合法第四十條において準用する旧法第二百六十七條第一項、第二百六十八條第一項若しく

は第二百七十九條第一項又は旧組合法第四十八條において準用する旧法第二百六十七條第一項若しくは第二百六十八條第一項」と、同法第二十七條中「旧法第二百七十七條」とあるのは「旧組合法第三十七條（旧組合法第四十八條第二項において準用する場合を含む。）」と、同法第三十五條中「新法第二百九十三條ノ五」とあるのは「新組合法第四十四條第一項又は第四十八條第二項において準用する新法第二百九十三條ノ五」と読み替えるものとする。

7 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

住民登録法

（昭和二十六年六月八日法律第二百十八号）

目次

- 第一章 総則（第一條・第二條）
- 第二章 住民票（第三條―第十條）
- 第三章 戸籍の附票（第十一條―第十八條）
- 第四章 届出（第十九條―第二十五條）
- 第五章 雜則（第二十六條―第三十三條）

第一章 総則

（目的）

住民登録法

第一條 この法律は、市町村においてその住民を登録することによつて、住民の居住関係を公証し、その日常生活の利便を図るとともに、常時人口の状況を明らかにし、各種行政事務の適正で簡易な処理に資することを目的とする。

（登録事務の処理）

第二條 市町村は、住民登録に關する事務を処理する。

第二章 住民票

（作製）

第三條 住民票は、市町村の区域内に住所を有する者について、世帯を単位として作製するものとする。

（記載事項）

第四條 住民票には、左の事項を記載する。

- 一 氏名
- 二 出生の年月日
- 三 男女の別
- 四 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主との続柄
- 五 戸籍の表示。但し、本籍のない者及び本籍の明らかでない者については、その旨
- 六 住所
- 七 住所を定めた年月日
- 八 一の市町村の区域から他の市町村の区域に住所を変更

した者については、従前の住所

(記載等の理由)

第五條 住民票の記載若しくは消除又はその記載の更正は、届出によつてし、届出がない場合及び届出を要しない場合には、職権とする。

(記載)

第六條 市町村の区域内で世帯を設けた者があるときは、その世帯の住民票を作製しなければならない。

2 一の世帯について住民票を作製した後にその世帯に入つた者があるときは、その住民票にその者に関する記載をしなければならない。

3 住所地の変更があつたときは、新住所地の市町村は、前二項の規定による手続をした後遅滞なくその旨を従前の住所地の市町村に通知しなければならない。

(消除)

第七條 一の世帯に属する者の全部又は一部が住所地を変更したとき、死亡したとき、その他世帯に属する者の全部又は一部を住民票から除くべき事由があるときは、その住民票の全部又は一部を消除しなければならない。

2 住所地の変更があつた場合には、前項の規定による手続は、前條第三項の通知を受けた後にしなければならない。

(更正)

一 氏名

二 住所

三 住所を定めた年月日

(記載等の理由)

第十三條 附票の記載、若しくは消除又はその記載の更正は、職権とする。

(記載)

第十四條 あらたに戸籍が編製されたときは、その戸籍の附票を作製しなければならない。

2 一の戸籍の附票を作製した後にその戸籍に入つた者があるときは、その附票にその者に関する記載をしなければならない。

(消除)

第十五條 一の戸籍に在る者の全部又は一部がその戸籍から除かれたときは、その戸籍の附票の全部又は一部を消除しなければならない。

(住民票の記載等に基づく通知)

第十六條 住所地の市町村は、住民票の記載又はその記載の更正をした場合に、本籍地において附票の記載を更正すべきときは、遅滞なく当該事項を本籍地の市町村に通知しなければならない。

2 前項の規定により通知を受けた事項が戸籍の記載と合

住民登録法

第八條 住民票に記載した事項に変更を生じたとき又は住民票の記載に錯誤若しくは遺漏があるときは、その記載を更正しなければならない。

(戸籍の届出等に基づく通知)

第九條 住所地以外の市町村長は、戸籍に関する届書、申請書その他の書類を受理し、又は職権で戸籍の記載をした場合に、住所地において住民票の記載若しくは消除又はその記載の更正をすべきときは、遅滞なく当該事項を住所地の市町村に通知しなければならない。

(閲覧、謄本、抄本、証明)

第十條 何人でも、住民票の閲覧又はその謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。謄本若しくは抄本の記載事項に変更がないことの証明又は住民票に記載した事項に関する証明についても、同様である。

2 謄本は、特別の請求がない限り、住民票から除かれた者に関する記載の謄写を省略して作ることができる。

第三章 戸籍の附票

(作製)

第十一條 戸籍の附票は、市町村の区域内に本籍を有する者について、その戸籍を単位として作製するものとする。

(記載事項)

第十二條 附票には戸籍の表示の外、左の事項を記載する。

ないときは、本籍地の市町村は、遅滞なくその旨を住所地の市町村に通知しなければならない。

(本籍転属の場合の通知)

第十七條 本籍が一の市町村から他の市町村に転属したときは、原籍地の市町村は、附票の記載事項を新本籍地の市町村に通知しなければならない。

(住民票の規定の準用)

第十八條 第八條及び第十條の規定は、附票に準用する。

第四章 届出

(届出人)

第十九條 届出は、世帯主がしなければならない。

2 世帯主が届出をすることができないときは、これに代つて世帯を管理する者が届出をしなければならない。

3 前二項の規定による届出義務者が届出をすることができないときは、本人が届出をしなければならない。

(届出地)

第二十條 届出は、本人の住所地でなければならない。

(届書の記載事項)

第二十一條 届書には、本人の氏名及び届出の年月日を記載し、届出人又はその代理人がこれに署名し、印を押さなければならない。

(転入届)

第二十二條 あらたに市町村の区域内に住所を定めた者については、住所を定めた日から十四日内に転入届をしなければならぬ。但し、出生の場合は、この限りでない。

2 届書には、第四條に規定する事項を記載しなければならぬ。

(転居届)

第二十三條 一の市町村の区域内に住所を変更した者については、新住所を定めた日から十四日内に転居届をしなければならぬ。

2 届書には、新住所の外従前の住所及び新住所を定めた年月日を記載しなければならない。

(変更届)

第二十四條 前二條の場合を除く外、住民票に記載した事項に変更を生じたときは、その日から十四日内に変更届をしなければならぬ。但し、戸籍に関する届書、申請書その他の書類の受理又は職権による戸籍の記載に基いて住民票の消除又はその記載の更正をすべき場合及び行政区画、土地の名称又は地番号に変更があつた場合は、この限りでない。

2 届書には、変更した事項及び変更の年月日を記載しなければならない。

(国外移住届)

第二十五條 国外に移住する目的で住所を去る者について

は、あらかじめ国外移住届をしなければならない。

2 届書には、移住先を記載しなければならない。

第五章 雑則

(特別市等の特例)

第二十六條 この法律の適用に関しては、特別市又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五百五十五條第二項の市の区の区域は、市の区域とみなし、その区域内における住民登録に関する事務は、区長が掌理する。

(適用の除外)

第二十七條 この法律は、外国人登録令(昭和二十二年勅令第二百七号)により登録すべき者その他政令で定める者については、適用しない。

(勧告又は助言)

第二十八條 法務総裁は、市町村に対し、住民登録事務の取扱に關して必要な勧告をし、又は助言をすることができる。

(報告)

第二十九條 国の行政機関は、都道府県知事又は市町村に対し、都道府県知事は、市町村に対し、それぞれその所掌事務について必要があるときは、住民票の記載事項に關して報告を求めることができる。

(事実の調査)

第三十條 市町村の当該吏員は、住民登録の正確な実施を圖

土地収用法

(昭和二十六年六月九日法律第二百十九号)

目次

- 第一章 総則(第一條—第十條)
- 第二章 事業の準備(第十一條—第十五條)
- 第三章 事業の認定(第十六條—第三十條)
- 第四章 収用又は使用の手續
 - 第一節 土地細目の公告及び協議(第三十一條—第四十條)
 - 第二節 収用委員会の裁決(第四十二條—第五十條)
- 第五章 収用委員会
 - 第一節 組織及び権限(第五十一條—第五十九條)
 - 第二節 會議及び審理(第六十條—第六十七條)
- 第六章 損失の補償
 - 第一節 収用又は使用に因る損失の補償(第六十八條—第九十條)
 - 第二節 測量、事業の廢止等に因る損失の補償(第九十一條—第九十四條)
- 第七章 収用又は使用の効果(第九十五條—第九十七條)
- 第八章 収用又は使用に關する特別手續
 - 第一節 収用委員会の調停(第九十八條—第一百十五條)
 - 第二節 協議の確認(第一百十六條—第一百二十一條)

るため、第四條に規定する事項について、事実と反することを疑うに足りる相当な理由があるときは、事実の調査をすることができぬ。

2 前項の調査のため、必要があるときは、当該吏員は、關係人に対し質問をし、又は文書の呈示を求めることができる。

3 市町村の事務所外で前項の行為をするときは、当該吏員は、その身分を示す証票を携帯し、關係人に呈示しなければならない。

(罰則)

第三十一條 正当な理由がなくて期間内にすべき届出をしない者は、五百円以下の過料に処する。

2 過料の裁判は、簡易裁判所がする。

第三十二條 第三十條第二項の規定による質問に対し陳述を拒み、忌避し、若しくは虚偽の陳述をし、又は文書の呈示を拒み、妨げ、忌避し、若しくは虚偽の文書を呈示した者は、五万円以下の罰金に処する。

(政令への委任)

第三十三條 この法律に定めるものの外、住民登録事務の処理に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律の施行期日は、昭和二十七年七月一日までの間において、政令で定める。

土地収用法

土地収用法

第三節 緊急に施行する必要がある事業のための土地の使用（第二百二十二條―第二百二十四條）

第九章 手数料及び費用の負担（第二百五條―第二百二十八條）

（この法律の目的）

第十章 訴願及び訴訟（第二百二十九條―第三百三十四條）

第十一章 雑則（第三百三十五條―第四百四條）

第十二章 罰則（第四百四十一條―第四百四十六條）

附則

第一章 総則

（この法律の目的）

第一條 この法律は、公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は使用に関し、その要件、手續及び効果並びにこれに伴う損失の補償等について規定し、公共の利益の増進と私有財産との調整を図り、もつて国土の適正且つ合理的な利用に寄与することを目的とする。

（土地の収用又は使用）

第二條 公共の利益となる事業の用に供するため土地を必要とする場合において、その土地を当該事業の用に供することが土地の利用上適正且つ合理的であるときは、この法律の定めるところにより、これを収用し、又は使用することができる。

（土地を収用し、又は使用することができる事業）

第三條 土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業は、左の各号の一に該当するものに關する事業でなければならぬ。

一 道路法（大正八年法律第五十八号）による道路若しくは道路の附屬物、道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）による一般自動車道若しくは一般自動車運送事業の用に供する専用自動車道又は一般公共の用に供する駐車場

二 河川法（明治二十九年法律第七十一号）が適用され、若しくは準用される河川その他公共の利害に關係のある河川又はこれらの河川に治水若しくは利水の目的をもつて設置する堤防、護岸、ダム、水路、貯水池その他の施設

三 砂防法（明治三十年法律第二十九号）による砂防設備又は同法が準用される砂防のための施設

四 運河法（大正二年法律第十六号）による運河の用に供する施設

五 国、地方公共団体又は土地改良区（土地改良区連合を含む。以下同じ。）が設置する農業用道路、用水路、排水路、海岸堤防、かんがい用若しくは農作物の災害防止用のため池又は防風林その他これに準ずる施設

六 国、都道府県又は土地改良区が土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）によつて行り客土事業又は土地

改良事業の施行に伴い設置する用排水機若しくは地下水源の利用に關する設備

七 日本国有鉄道が日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第三條第一項各号に掲げる業務の用に供する施設又は日本専売公社が日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）第二十七條各号に掲げる業務の用に供する施設

八 地方鉄道法（大正八年法律第五十二号）第一條第一項若しくは第二項の規定による地方鉄道、同條第三項の規定による索道で一般の需要に応じ旅客若しくは物品を運送するもの又は軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道若しくは同法が準用される無軌條電車の用に供する施設

九 道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業又は一般路線貨物自動車運送事業の用に供する施設

十 港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）による港灣施設又は漁港法（昭和二十五年法律第三百三十七号）による漁港施設

十一 航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）による航路標識又は水路業務法（昭和二十五年法律第二百二二号）による水路測量標

十二 国が設置する航空保安施設（飛行場を含む。）

土地収用法

十三 氣象、海象、地象又はこら水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する施設

十四 国が電波監視のために設置する無線方位又は電波の質の測定装置

十五 国又は地方公共団体が設置する電気通信設備

十六 放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）による放送事業の用に供する放送設備

十七 公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三号）による公益事業の用に供する電気工作物又はガス工作物

十八 水道條例（明治二十三年法律第九号）による水道又は下水道法（明治三十三年法律第三十二号）による下水道の用に供する施設

十九 市町村が消防法（昭和二十三年法律第八十六号）によつて設置する消防の用に供する施設

二十 都道府県又は水防法（昭和二十四年法律第九十三号）による水防管理団体が水防の用に供する施設

二十一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一條に規定する学校又はこれに準ずるその他の教育若しくは學術研究のための施設

二十二 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）による公民館（同法第四十二條に規定する公民館類似施設を除く。）若しくは博物館又は図書館法（昭和二十五年法律

第二百十八号)による図書館(同法第二十九條に規定する図書館同種施設を除く。)

二十三 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)による社会福祉事業の用に供する施設又は職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)による公共職業補導所

二十四 国、地方公共団体若しくはその組合、健康保険組合若しくは同連合会、国民健康保険組合若しくは同連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは共済組合連合会が設置する病院、療養所、診療所若しくは助産所、保健所法(昭和二十二年法律第一号)による保健所若しくは医療法(昭和二十三年法律第二百五号)による公的医療機関又は検えき所

二十五 墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)による火葬場

二十六 屠場法(明治三十九年法律第三十二号)による屠場又はへい獣処理場等に関する法律(昭和二十三年法律第四十号)によるへい獣処理場

二十七 汚物掃除法(明治三十三年法律第三十一号)による公共溝きよ、公共便所、じんかい焼却場その他汚物掃除に関する施設

二十八 中央卸売市場法(大正十二年法律第三十二号)による中央卸売市場

二十九 国立公園法(昭和六年法律第三十六号)による国立公園事業

三十 国又は地方公共団体が建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十八條第一項の規定による住居地域内において、自ら居住するため住宅を必要とする者に対し賃貸し、又は譲渡する目的で行う五十戸以上の一団地の住宅経営

三十一 国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設

三十二 国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設

三十三 前各号の一に掲げるものに関する事業のために欠くことができない通路、橋、鉄道、軌道、索道、電線路、水路、池井、土石の捨場、材料の置場、職務上常駐を必要とする職員の詰所又は宿舎その他の施設

(収用し、又は使用することができる土地等の制限)

第四條 この法律又は他の法律によつて、土地等を収用し、又は使用することができる事業の用に供している土地等は、特別の必要がなければ、収用し、又は使用することができない。
(権利の収用又は使用)

第五條 土地を第三條各号の一に規定する事業の用に供するため、その土地にある左の各号に掲げる権利を消滅させ、又は制限することが必要且つ相当である場合においては、この法律の定めるところにより、これらの権利を収用し、又は使用することができる。

一 地上権、永小作権、地役権、採石権、質権、抵当権、使用貸借又は賃貸借による権利その他土地に関する所有権以外の権利

二 鉱業権
三 温泉を利用する権利

2 土地の上にある立木、建物その他土地に定着する物件をその土地とともに第三條各号の一に規定する事業の用に供するため、これらの物件に関する所有権以外の権利を消滅させ、又は制限することが必要且つ相当である場合においては、この法律の定めるところにより、これらの権利を収用し、又は使用することができる。

3 土地、河川の敷地又は流水、海水その他の水を第三條各号の一に規定する事業の用に供するため、これらのものに関する漁業権、入漁権その他河川の敷地又は流水、海水その他の水を利用する権利を消滅させ、又は制限すること

とが必要且つ相当である場合においては、この法律の定めるところにより、これらの権利を収用し、又は使用することができる。

(立木、建物等の収用又は使用)

第六條 土地の上にある立木、建物その他土地に定着する物件をその土地とともに、第三條各号の一に規定する事業の用に供することが必要且つ相当である場合においては、この法律の定めるところにより、これらの物を収用し、又は使用することができる。
(土石砂れきの収用)

第七條 土地に属する土石砂れきを第三條各号の一に規定する事業の用に供することが必要且つ相当である場合においては、この法律の定めるところにより、これらの物を収用することができる。
(定義)

第八條 この法律において「起業者」とは、土地、第五條に掲げる権利若しくは第六條に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件を収用し、若しくは使用し、又は前條に規定する土石砂れきを収用することを必要とする第三條各号の一に規定する事業を行つる者をいう。

- 2 この法律において「土地所有者」とは、収用又は使用に係る土地の所有者をいう。
- 3 この法律において「関係人」とは、第二條の規定によつて土地を収用し、又は使用する場合においては当該土地に關して地上権、永小作権、地役権、探石権、質権、抵当権、使用貸借若しくは賃貸借による権利その他所有権以外の権利を有する者及びその土地にある物件に關して所有権その他の権利を有する者を、第五條の規定によつて同條に掲げる権利を収用し、又は使用する場合においては当該権利に關して質権、抵当権、使用貸借若しくは賃貸借による権利その他の権利を有する者を、第六條の規定によつて同條に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件を収用し、又は使用する場合においては当該物件に關して所有権以外の権利を有する者を、第七條の規定によつて土石砂れきを収用する場合においては当該土石砂れきの属する土地に關して所有権以外の権利を有する者及びその土地にある物件に關して所有権その他の権利を有する者をいう。但し、第三十三條（第三百三十八條第一項において準用する場合を含む。）の規定による土地細目の公告（第五條に掲げる権利を収用し、若しくは使用する場合にあつては権利細目の公告、第

六條に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件を収用し、若しくは使用する場合にあつては物件細目の公告又は第七條に規定する土石砂れきを収用する場合にあつては土石砂れき細目の公告）があつた後において新たな権利を取得した者は、既存の権利を承継した者を除き、関係人に含まれないものとする。

（起業者の権利義務の承継）

第九條 合併その他の事由に因り事業の承継があつた場合においては、この法律の規定によつて従前の起業者が有していた権利義務は、当該事業を承継した者に移転する。

（手続の承継）

第十條 起業者、土地所有者又は関係人の変更があつた場合においては、この法律又はこの法律に基く命令の規定によつて従前の起業者、土地所有者又は関係人がした手続その他の行為は、新たに起業者、土地所有者又は関係人となつた者に対しても、その効力を有する。

第二章 事業の準備

（事業の準備のための立入権）

第十一條 第三條各号の一に掲げる事業の準備のために他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査をする必要がある

る場合においては、起業者は、事業の種類並びに立ち入るうとする土地の区域及び期間を記載した申請書を当該区域を管轄する都道府県知事に提出して立入の許可を受けなければならぬ。但し、起業者が国であるときは、当該事業の施行について権限を有する行政機関又はその地方支分部局の長は、事業の種類並びに立ち入るうとする土地の区域及び期間を都道府県知事にあらかじめ通知することをもつて足り、許可を受けることを要しない。

- 2 都道府県知事は、前項本文の規定によつて立入の許可の申請があつた事業が第三條各号の一に掲げる事業に該当しない場合又は立ち入るうとする土地の区域及び期間が当該事業の準備のために必要な範囲をこえる場合を除いては、立入を許可するものとする。

- 3 前項の規定によつて都道府県知事の許可を受けた起業者又は第一項但書の規定によつて都道府県知事に通知をした起業者は、土地に、自ら立ち入り、又は起業者が命じた者若しくは委任した者を立ち入らせることができる。

- 4 都道府県知事は、第二項の規定による許可をしたとき、又は第一項但書の規定による通知を受けたときは、直ちに、起業者の名称、事業の種類並びに起業者が立ち入るう

とする土地の区域及び期間をその土地の占有者に通知し、又はこれらの事項を公告しなければならない。

（立入の通知）

第十二條 前條第三項の規定によつて他人の占有する土地に立ち入るうとする者は、立ち入るうとする日の五日前までに、その日時及び場所を市町村長に通知しなければならない。

2 市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに、その旨を土地の占有者に通知し、又は公告しなければならない。

3 前條第三項の規定によつて宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入るうとする場合においては、その土地に立ち入るうとする者は、立入の際あらかじめその旨を占有者に告げなければならない。

4 日出前又は日没後においては、宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入つてはならない。

（立入の受忍）

第十三條 土地の占有者は、正当な理由がない限り、第十一條第三項の規定による立入を拒み、又は妨げてはならない。

(障害物の伐除)

第十四條 起業者又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者は、第三條各号の一に掲げる事業の準備のために他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行うに当り、やむを得ない必要があつて、障害となる植物又はかき、さく等(以下「障害物」といふ。)を伐除しよとする場合において、その所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、これを伐除することができる。この場合において、市町村長は、許可を与える前に、あらかじめ、障害物の所有者及び占有者に意見を述べる機会を与えなければならない。

2 前項の規定によつて障害物を伐除しよとする者は、伐除しよとする日の三日前までに、その所有者及び占有者に通知しなければならない。

3 障害物が山林、原野その他これらに類する土地にあつて、あらかじめ所有者及び占有者の同意を得ることが困難であり、且つ、障害物の現状を著しく損傷しない場合においては、起業者又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者は、前二項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地

を管轄する市町村長の許可を受けて、直ちに、障害物を伐除することができる。この場合においては、障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨を所有者及び占有者に通知しなければならない。

(証票等の携帯)

第十五條 第十一條第三項の規定によつて他人の占有する土地に立ち入りよとする者は、その身分を示す証票及び都道府県知事の許可証(起業者が国である場合を除く。)を携帯しなければならない。

2 前條の規定によつて障害物を伐除しよとする者は、その身分を示す証票及び市町村長の許可証を携帯しなければならない。

3 前二項に規定する証票又は許可証は、土地又は障害物の所有者、占有者その他の利害関係人の請求があつたときは、示さなければならない。

4 第一項及び第二項に規定する証票及び許可証の様式は、建設省令で定める。

第三章 事業の認定

(事業の認定)

第十六條 起業者は、事業のために土地を収用し、又は使用

しよとするときは、この章の定めるところに従い、事業の認定を受けなければならない。

(事業の認定に関する処分を行ふ機関)

第十七條 事業が左の各号の一に掲げるものであるときは、建設大臣が事業の認定に関する処分を行ふ。

- 一 国又は都道府県が起業者である事業
- 二 事業を施行する土地(以下「起業地」といふ。)が二以上の都道府県の区域にわたる事業

2 事業が前項各号の一に掲げるもの以外のものであるときは、起業地を管轄する都道府県知事が事業の認定に関する処分を行ふ。

(事業認定申請書)

第十八條 起業者は、第十六條の規定による事業の認定を受けよとするときは、建設省令で定める様式に従い、左に掲げる事項を記載した事業認定申請書を、前條第一項又は第二十七條第一項の場合においては建設大臣に、前條第二項の場合においては都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 起業者の名称
- 二 事業の種類

土地収用法

- 三 起業地
- 四 事業の認定を申請する理由

2 前項の申請書には、建設省令で定める様式に従い、左に掲げる書類を添附しなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 起業地及び事業計画を表示する図面
- 三 起業地内に第四條に規定する土地があるときは、その土地に関する調査、図面及び当該土地の管理者の意見
- 四 起業地内にある土地の利用について法令の規定による制限があるときは、当該法令の施行について権限を有する行政機関の意見
- 五 事業の施行に関して行政機関の免許、許可又は認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分があつたことを証明する書類又は当該行政機関の意見

(事業認定申請書の欠陥の補正及び却下)

第十九條 前條の規定による事業認定申請書及びその添附書類が同條又は同條に基く建設省令に規定する方式を欠くときは、建設大臣又は都道府県知事は、相当な期間を定めて、その欠陥を補正させなければならない。第二百二十五條の規定による手数料を納めないときも、同様とする。

2 起業者が前項の規定により欠陥の補正を命ぜられたにかかわらず、その定められた期間内に欠陥の補正をしないときは、建設大臣又は都道府県知事は、事業認定申請書を却下しなければならない。

(事業の認定の要件)

第二十條

建設大臣又は都道府県知事は、申請に係る事業が左の各号のすべてに該当するときは、事業の認定をすることができる。

- 一 事業が第三條各号の一に掲げるものに関するものであること。
- 二 起業者が当該事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であること。
- 三 事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること。
- 四 土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであること。

(関係行政機関の意見の聴取)

第二十一條

建設大臣又は都道府県知事は、事業の認定に関する処分を行おうとする場合において必要があると認めるときは、当該事業の施行について関係のある行政機関又は

その地方支分部局の長の意見を求めなければならない。

2 事業の施行について関係のある行政機関又はその地方支分部局の長は、事業の認定に関する処分について、建設大臣又は都道府県知事に対して意見を述べることができる。

(専門的学識及び経験を有する者の意見の聴取)

第二十二條

建設大臣又は都道府県知事は、事業の認定に関する処分を行おうとする場合において必要があると認めるときは、申請に係る事業の事業計画について専門的学識又は経験を有する者の意見を求めることができる。

(公聴会)

第二十三條

建設大臣又は都道府県知事は、事業の認定に関する処分を行おうとする場合において必要があると認めるときは、公聴会を開いて一般の意見を求めなければならない。

2 前項の規定による公聴会を開こうとするときは、起業者の名称、事業の種類及び起業地並びに公聴会の期日及び場所を一般に公告しなければならない。

3 公聴会の手続に関して必要な事項は、建設省令で定める。

(事業認定申請書の送付及び縦覧)

第二十四條

建設大臣又は都道府県知事は、事業の認定に關

する処分を行おうとするときは、申請に係る事業が第二十條に規定する要件に該当しないことが明らかである場合を除き、起業地が所在する市町村の長に対して事業認定申請書及びその添附書類のうち当該市町村に係る部分の写を送付しなければならない。この場合において、建設大臣にあつては、起業地を管轄する都道府県知事を經由するものとする。

2 市町村長が前項の書類を受け取つたときは、直ちに、起業者の名称、事業の種類及び起業地を公告し、公告の日から二週間その書類を公衆の縦覧に供しなければならない。

(利害関係人の意見書の提出)

第二十五條

前條第二項の規定による公告があつたときは、事業の認定について利害関係を有する者は、同項の縦覧期間内に、都道府県知事に意見書を提出することができる。

2 都道府県知事は、建設大臣が認定に関する処分を行おうとする事業について、前項の規定による意見書を受け取つたときは、直ちに、これを建設大臣に送付し、前條第二項に規定する期間内に意見書の提出がなかつたときは、その旨を建設大臣に報告しなければならない。

(事業の認定の告示)

第二十六條

建設大臣又は都道府県知事は、第二十條の規定によつて事業の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を起業者に文書で通知するとともに、起業者の名称、事業の種類及び起業地を建設大臣にあつては官報で、都道府県知事にあつては都道府県知事が定める方法で告示しなければならない。

2 都道府県知事は前項の規定による告示をしたときは、直ちに、建設大臣にその旨を報告し、建設大臣の要求があつた場合においては、事業の認定に関する書類の写を送付しなければならない。

3 建設大臣は、第一項の規定による告示をしたときは、直ちに、関係都道府県知事にその旨を通知し、第十八條第二項第一号から第四号までに掲げる書類の写を送付しなければならない。

4 事業の認定は、第一項の規定による告示があつた日から、その効力を生ずる。

(事業の認定に関する処分を行う機関の特例)

第二十七條

起業者は、左の各号の一に該当するときは、建設大臣に対して事業の認定を申請することができる。この場合においては、起業者は、その旨を都道府県知事に通知

しなければならない。

- 一 都道府県知事が事業の認定を拒否したとき。
- 二 都道府県知事が第十八條の規定による事業認定申請書を受理した日から三月を経過しても事業の認定に関する処分を行わないとき。

2 建設大臣は、前項第一号の規定による申請を受けたときは、あらかじめ土地調整委員会の意見を聞いた上で、自ら事業の認定に関する処分を行わなければならない。

3 建設大臣は、第一項第二号の規定による申請を受けたときは、あらかじめ都道府県知事の意見を聞いた上で、都道府県知事に対して、相当な期間を定めて、事業の認定に関する処分を行うことを命ずることができる。

4 建設大臣は、都道府県知事が前項の規定によつて命ぜられた期間内に処分を行わないとき、又は同項の規定によつて処分を行うことを命ずることが適當でないとき認めるときは、都道府県知事及び起業者にあらかじめ自ら事業の認定に関する処分を行うことを通知した上で、自ら事業の認定に関する処分を行うことができる。

5 前項の規定による建設大臣の通知を受けた後において、都道府県知事は、当該事件につき事業の認定に関する

処分を行うことができない。

6 都道府県知事は、第二項又は第四項の規定によつて建設大臣が自ら事業の認定に関する処分を行う場合において、既に開かれた公聴会の記録、既に提出された利害関係人の意見書等当該事業の認定に関する処分を行うために必要な書類があるときは、直ちに、これらの書類を建設大臣に送付しなければならない。

7 第二項又は第四項の規定によつて建設大臣が自ら事業の認定に関する処分を行う場合においては、建設大臣は、事業の認定に関する処分を行うための手続その他の行為で都道府県知事が既に行つたものを省略することができる。

(事業の認定の拒否及び再審査)

第二十八條 建設大臣又は都道府県知事は、事業の認定を拒否したときは、遅滞なく、その旨を起業者に文書で通知しなければならない。

2 建設大臣が事業の認定を拒否したとき(前條第二項の規定によつて行つた処分において拒否した場合を除く)は、起業者は、その通知を受けた日から二週間以内に、建設省令で定める様式に従い、事業の認定の再審査を建設大臣に申請することができる。

3 建設大臣は、前項の規定による事業の認定の再審査の申請を受理したときは、これを審査し、あらかじめ土地調整委員会の意見を聞いた上で、再審査の申請が理由がないと認めるときは事業の認定を拒否し、理由があると認めるときは事業の認定をしなければならない。

(事業の認定の失効)

第二十九條 起業者が第二十六條第一項の規定による事業の認定の告示があつた日から三年以内に第三十一條の規定による土地細目の公告の申請をしないときは、事業の認定は、期間満了の日の翌日から将来に向つて、その効力を失ふ。

(事業の廃止又は変更)

第三十條 第二十六條第一項の規定による事業の認定の告示があつた後、起業者が事業の全部又は一部を廃止し、又は変更したために土地を収用し、又は使用する必要がなくなつたときは、起業者は、遅滞なく、起業地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならない。この場合において、その事由の発生が第三十三條の規定による土地細目の公告の後であるときは、土地所有者及び関係人にも遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

2 都道府県知事は、前項前段の規定による届出を受け取つたときは、事業の全部又は一部の廃止又は変更があつたことを都道府県知事が定める方法で告示するとともに、直ちに、その旨を建設大臣に報告しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項前段の規定による届出がない場合においても、起業者が事業の全部又は一部を廃止し、又は変更したために土地を収用し、又は使用する必要がなくなつたことを知つたときは、あらかじめ起業者の事情を聴取した上で、前項に規定する告示及び報告をしなければならない。

4 事業の認定は、前二項の規定による告示があつた日から将来に向つて、その効力を失ふ。

第四章 収用又は使用の手続

第一節 土地細目の公告及び協議

(土地細目の公告の申請)

第三十一條 起業者は、土地を収用し、又は使用しよるときは、第二十六條第一項の規定による事業の認定の告示があつた後、第二十九條に規定する期間内に都道府県知事に土地細目の公告を申請しなければならない。

2 第三十九條の規定によつて土地細目の公告が効力を失つ

た後においても、前項の規定によつて更に土地細目の公告の申請をすることを妨げない。

(土地細目の公告の申請書)

第三十二條 起業者は、前條の規定による申請をしようとするときは、左に掲げる事項を記載した申請書を、起業地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 第二十六條第一項の規定による事業の認定の告示の写
- 二 収用し、又は使用しようとする土地の所在、地番及び地目

三 土地所有者及び関係人の氏名及び住所

2 前項第三号に掲げる事項に関して起業者が過失がなくて知ることができないものについては、同項の規定による申請書に記載することを要しない。

(土地細目の公告及び通知)

第三十三條 都道府県知事は、第三十一條の規定による申請があつたときは、遅滞なく、前條第一項第二号に掲げる事項を都道府県知事が定める方法で公告するとともに、同項第三号に掲げる土地所有者及び関係人にこれを通知しなければならない。

(土地の保全)

3 第十二條第三項及び第四項、第十三條並びに第十五條第一項、第三項及び第四項の規定は、第一項の場合に準用する。この場合において、第十二條第三項中「前條第三項」とあり、又は第十三條及び第十五條第一項中「第十一條第三項」とあるのは「第三十五條第一項」と、第十二條第三項及び第四項中「又はかき、さく等で囲まれた土地」とあるのは「若しくはかき、さく等で囲まれた土地又は工作物」と、同條第三項、第十三條及び第十五條第一項中「土地」とあり、又は同條第三項中「土地又は障害物」とあるのは「土地又は工作物」と、第十五條第一項中「証票及都道府県知事の許可証(起業者が国である場合を除く。)」とあり、又は同條第三項中「証票又は許可証」と、若しくは第四項中「証票及び許可証」とあるのは「証票」と読み替へるものとする。

(土地調書及び物件調書の作成)

第三十六條 第三十三條の規定による土地細目の公告があつた後、起業者は、土地調書及び物件調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

2 前項の規定により土地調書及び物件調書を作成する場合において、起業者は、土地所有者及び関係人(起業者が過

土地収用法

第三十四條

前條の規定による土地細目の公告があつた後において、何人も、都道府県知事の許可を受けなければ、公告があつた土地について明らかに事業に支障を及ぼすような形質の変更をしてはならない。

2 都道府県知事は、土地の形質の変更について起業者の同意がある場合又は土地の形質の変更が災害の防止その他正当な事由に基き必要があると認められる場合に限り、前項の規定による許可をするものとする。

(土地物件調査権)

第三十五條

第三十三條の規定による土地細目の公告があつた後は、起業者又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者は、事業の準備のため又は第三十六條第一項に規定する土地調書及び物件調書の作成のために、その土地又はその土地にある工作物に立ち入つて、これを測量し、又はその土地及びその土地若しくは工作物にある物件を調査することができる。

2 前項の規定によつて土地又は工作物に立ち入ろうとする者は、立ち入ろうとする日の三日前までに、その日時及び場所を当該土地又は工作物の占有者に通知しなければならない。

失がなくて知ることができない者を除く。以下この節において同じ。)を立ち会わせた上、土地調書及び物件調書に署名押印させなければならない。

3 前項の場合においては、土地所有者及び関係人のうち、土地調書及び物件調書の記載事項が真実でない旨の異議を有する者は、その内容を当該調書に附記して署名押印することができる。

4 第二項の場合において、土地所有者及び関係人のうちに同項の規定による署名押印を拒んだ者又は署名押印することができない者があるときは、起業者は、市町村長の立会及び署名押印を求めなければならない。この場合において、市町村長は、当該市町村の吏員を立ち会わせ、署名押印させることができる。

5 前項の場合において、市町村長が署名押印を拒んだときは、都道府県知事は、起業者の申請により、当該都道府県の吏員のうちから立会人を指名し、署名押印させなければならない。

6 前二項の規定による立会人は、起業者又は起業者に対し第六十一條第一項第二号から第四号までの規定の一に該当する関係にある者であつてはならない。

(土地調書及び物件調書の記載事項)

第三十七條 前條第一項に規定する土地調書には、収用し、又は使用しようとする土地について、左に掲げる事項を記載し、実測平面図を添附しなければならない。

一 土地の所在、地番、地目及び地積並びに土地所有者の氏名及び住所

二 収用し、又は使用しようとする土地の面積

三 土地に関して権利を有する者の氏名及び住所並びにその権利の種類及び内容

四 調書を作成した年月日

五 その他必要な事項

2 前條第一項に規定する物件調書には、収用し、又は使用しようとする土地にある物件について、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 物件がある土地の所在、地番及び地目

二 物件の種類及び数量並びにその所有者の氏名及び住所

三 物件に関して権利を有する者の氏名及び住所並びにその権利の種類及び内容

四 調書を作成した年月日

五 その他必要な事項

3 物件が建物であるときは、前項に掲げる事項の外、建物の種類、構造、床面積等を記載し、実測平面図を添附しなければならない。

4 土地調書及び物件調書の様式は、建設省令で定める。

(土地調書及び物件調書の効力)

第三十八條 起業者、土地所有者及び関係人は、第三十六條

第三項の規定によつて異議を附記した者がその内容を述べ

る場合を除くの外、前二條の規定によつて作成された土地

調書及び物件調書の記載事項の真否について異議を述べ

ることができない。但し、その調書の記載事項が真実に反し

ていることを立証するときは、この限りでない。

(土地細目の公告の失効)

第三十九條 起業者が第三十三條の規定による土地細目の公

告があつた日から一年以内に第四十一條の規定による裁決

の申請をしないときは、土地細目の公告は、期間満了の日

の翌日から将来に向つて、その効力を失う。

(協議)

第四十條 第三十三條の規定による土地細目の公告があつた

後、起業者は、その土地について権利を取得し、又は消滅

させるために土地所有者及び関係人と協議しなければならない

ない。

(協議の不調又は不能等)

第四十一條 前條の規定による協議が成立しないとき、協議をすることができないとき、又は第百十九條の規定によつて協議の確認が拒否されたため事業の施行が妨げられるときは、起業者は、第三十三條の規定による土地細目の公告があつた日から一年以内に限り、収用し、又は使用しようとする土地が所在する都道府県の収用委員会に収用又は使用の裁決を申請することができる。

第二節 収用委員会の裁決

(裁決申請書)

第四十二條 起業者は、前條の規定によつて収用委員会の裁決を申請しようとするときは、建設省令で定める様式に従い、裁決申請書に左に掲げる書類を添附して、これを収用委員会に提出しなければならない。

一 事業計画書並びに起業地及び事業計画を表示する図面

二 市町村別に左に掲げる事項を記載した書類

イ 収用し、又は使用しようとする土地の所在、地番及

び地目

ロ 収用し、又は使用しようとする土地の面積並びにそ

土地収用法

の土地にある物件の種類及び数量(土地又は物件が分割されることとなる場合においては、その全部の面積、物件の数量等を含む。)

ハ 土地を使用しようとする場合においては、その方法及び期間

ニ 土地所有者及び関係人の氏名及び住所

ホ 損失補償の見積及びその内訳

ヘ 収用又は使用の時期

三 第三十六條の規定による土地調書及び物件調書又はこれらの写

四 土地所有者及び関係人との協議の経過説明書

2 第三十二條第二項の規定は、前項第二号ニに掲げる事項の記載について準用する。

(裁決申請書の欠陥の補正)

第四十三條 第十九條の規定は、前條の規定による裁決申請書及びその添附書類の欠陥の補正について準用する。この場合において、「前條」とあるのは「第四十二條」と、「事業認定申請書」とあるのは「裁決申請書」と、「建設大臣又は都道府県知事」とあるのは「収用委員会」と読み替へるものとする。

(裁決申請書の送付及び縦覧)

第四十四條 収用委員会は、第四十二條第一項の規定による裁決申請書及びその添附書類を受理したときは、前條において準用する第十九條第二項の規定により裁決申請書を却下する場合を除くの外、市町村別に当該市町村に關係がある部分の写を当該市町村長に送付するとともに、添附書類に記載されている土地所有者及び關係人に裁決の申請があつた旨の通知をしなければならない。

2 市町村長は、前項の書類を受け取つたときは、直ちに、裁決の申請があつた旨及び第四十二條第一項第二号に掲げる事項を公告し、公告の日から二週間その書類を公衆の縦覧に供しなければならない。

3 市町村長は、前項の規定による公告をしたときは、遅滞なく、公告の日を収用委員会に報告しなければならない。

(土地所有者及び關係人等の意見書の提出)

第四十五條 前條第二項の規定による公告があつたときは、土地所有者及び關係人は、同條の縦覧期間内に、収用委員会に意見書を提出することができる。但し、縦覧期間が経過した後において意見書が提出された場合においても、収用委員会は、相当の理由があると認めるときは、当該意見

書を受理することができる。

2 前條第二項の規定による公告があつたときは、その公告があつた土地及びこれに關する権利について差押、仮差押又は仮処分をした者その他損失の補償の決定によつて権利を害される虞のある者(以下「準關係人」と総稱する。)は、収用委員会の審理が終るまでは、自己の権利が影響を受ける限度において、損失の補償に關して収用委員会に意見書を提出することができる。

(審理手続の開始)

第四十六條 収用委員会は、第四十四條第二項に規定する縦覧期間を経過した後、遅滞なく、審理を開始しなければならない。

2 収用委員会は、審理を開始する場合においては、起業者、第四十二條第一項の規定による裁決申請書の添附書類に記載されている土地所有者及び關係人並びに前條の規定によつて意見書を提出した者に、あらかじめ審理の期日及び場所を通知しなければならない。

(却下の裁決)

第四十七條 起業者の申請が左の各号の一に該当するときその他この法律の規定に違反するときは、収用委員会は、裁決

をもつて申請を却下しなければならない。

一 申請に係る事業が第二十六條第一項の規定によつて告示された事業と異なるとき。

二 申請に係る事業計画が第十八條第二項第一号の規定によつて事業認定申請書に添附された事業計画書に記載された計画と著しく異なるとき。

(収用又は使用の裁決)

第四十八條 収用委員会は、前條の規定によつて申請を却下する場合を除くの外、左に掲げる事項について裁決しなければならない。

一 収用する土地の区域又は使用する土地の区域並びに使用の方法及び期間

二 損失の補償

三 収用又は使用の時期

四 その他この法律に規定する事項

2 収用委員会は、前項第一号に掲げる事項については、第四十二條第一項の規定による裁決申請書の添附書類によつて起業者が申し立てた範囲内で、且つ、事業に必要な限度において裁決しなければならない。但し、第七十六條第一項又は第八十一條第一項の規定による請求があつた場合に

においては、その請求の範囲内において裁決することができる。

3 収用委員会は、第一項第二号に掲げる事項については、第四十二條第一項の規定による裁決申請書の添附書類並びに第四十五條若しくは第六十三條第二項の規定による意見書又は第六十五條第一項第一号の規定に基いて提出された意見書によつて起業者、土地所有者、關係人及び準關係人が申し立てた範囲をこえて裁決してはならない。

(裁決事項の一部の先決)

第四十九條 収用委員会は、審理を円滑に進めるために必要があり、且つ、前條第一項第一号に掲げる事項について同項第二号から第四号までに掲げる事項と分離して判断するのに適当な時期であると認めるときは、審理の途中において、同項第一号の事項について決定をもつて、あらかじめこれを定めることができる。

2 前條第二項本文の規定は、前項の規定による決定に準用する。

3 第一項の規定による決定があつたときは、起業者、土地所有者及び關係人は、決定のあつた事項については、第六十三條の規定にかかわらず、収用委員会の審理において意

見を述べ、又は意見書を提出することができない。但し、第七十六條第一項又は第八十一條第一項の規定による請求については、この限りでない。

(和解)

第五十條 収用委員会は、審理の途中において、何時でも、起業者、土地所有者及び関係人に和解を勧めることができる。

2 収用し、又は使用しよとする土地の全部又は一部について起業者と土地所有者及び関係人の全員との間に第四十八條第一項各号に掲げるすべての事項に関して和解がとつた場合において、その和解の内容が第七章の規定に適合するときは、収用委員会は、起業者、土地所有者及び関係人の申請により、和解調書を作成することができる。

3 前項の和解調書には、第四十八條第一項各号に掲げるすべての事項を記載し、収用委員会の会長及び和解調書の作成に加つた委員並びに起業者、土地所有者及び関係人が、これに署名押印しなければならない。

4 和解調書の正本には、収用委員会の印章を押し、これを起業者、土地所有者及び関係人に送達しなければならない。

5 第三項の規定による和解調書が作成されたときは、この法律の適用については、第四十八條第一項の規定による収用又は使用の裁決があつたものとみなす。この場合において、起業者、土地所有者及び関係人は、和解の成立及び内容を争うことができない。

第五章 収用委員会

第一節 組織及び権限

(設置)

第五十一條 この法律に基く権限を行うため、都道府県知事の所轄の下に、収用委員会を設置する。

2 収用委員会は、独立してその職権を行う。

(組織及び委員)

第五十二條 収用委員会は、委員七人をもつて組織する。

2 収用委員会には、就任の順位を定めて、二人以上の予備委員を置かなければならない。

3 委員及び予備委員は、法律、経済又は行政に関してすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることが出来る者のうちから、都道府県の議会の同意を得て、都道府県知事が任命する。

4 委員及び予備委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場

い者

二 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(身分保障)

第五十五條 委員及び予備委員は、左の各号の一に該当する場合を除いては、在任中その意に反して罷免されることがない。

一 収用委員会の議決により心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき。

二 収用委員会の議決により職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき。

2 委員及び予備委員が前項各号の一に該当するときは、都道府県知事は、その委員及び予備委員を罷免しなければならない。

3 委員及び予備委員が前條各号の一に該当するに至つたときは、当然失職するものとする。

(会長)

第五十六條 収用委員会に会長を置く。

2 会長は、委員のうちから委員が互選する。

3 会長は、収用委員会を代表し、議事その他の会務を総理

合において、都道府県の議会の閉会又は解散のためにその同意を得ることができないときは、都道府県知事は、前項の規定にかかわらず、都道府県の議会の同意を得ないで委員及び予備委員を任命することができる。

5 前項の場合においては、任命後最初の議会でその承認を得なければならぬ。この場合において、議会の承認を得ることができないときは、都道府県知事は、その委員及び予備委員を罷免しなければならない。

6 委員及び予備委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第五十三條 委員及び予備委員の任期は、三年とする。

2 委員に欠員が生じたときは、予備委員のうち先順位者が、就任するものとする。

3 前項の規定による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員及び予備委員は、再任されることができる。

(委員の欠格條項)

第五十四條 左の各号の一に該当する者は、委員及び予備委員となることができない。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得な

する。

4 会長に事故があるときは、委員のうちからあらかじめ互選された者が、その職務を代理する。

(給与)

第五十七條 委員及び予備委員は、都道府県の條例で定めるところにより、給与を受ける。

(収用委員会の庶務)

第五十八條 収用委員会の庶務は、都道府県知事が定める当該都道府県の局部において処理する。

(収用委員会の運営)

第五十九條 この法律又はこの法律に基く條例に規定する事項を除くの外、収用委員会の会議その他運営に必要な事項は、収用委員会が定める。

第二節 会議及び審理

(会議及び議決)

第六十條 収用委員会の会議は、会長が招集する。

2 収用委員会は、会長及び三人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、審理を行い、又は議決をすることができない。

3 収用委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。

可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 収用委員会が第五十五條第一項各号の規定による議決をする場合においては、前項の規定にかかわらず、本人を除く委員の一致がなければならぬ。

(委員の除斥)

第六十一條 左の各号の一に該当する者は、委員として収用委員会の会議若しくは審理に加わり、又は議決をすることができない。

一 起業者、土地所有者及び関係人

二 起業者、土地所有者及び関係人の配偶者、四親等内の親族、同居の親族、代理人及び保佐人

三 起業者、土地所有者及び関係人である地方公共団体の長並びに副知事及び助役

四 合名会社、合資会社、株式会社、有限会社その他の法人が起業者、土地所有者及び関係人である場合において、当該合名会社の社員、当該合資会社の無限責任社員、当該株式会社及び当該有限会社の取締役及び監査役その他当該法人の理事、監事その他これらに準ずる職務権限を有する者

2 委員のうち一人以上が前項の規定に該当するため委員の

数が減少して、会議を開き、審理を行い、又は議決をすることができないときは、予備委員が就任の順位に従つて、会長の指名より臨時に補充されるものとする。

(審理の公開)

第六十二條 収用委員会の審理は、公開しなければならぬ。但し、収用委員会は、審理の公正が害される虞があるときその他公益上必要があると認めるときは、公開しないことができる。

(意見を述べる権利等)

第六十三條 起業者、土地所有者及び関係人は、第四十二條第一項の規定によつて提出された裁決申請書の添附書類又は第四十五條第一項の規定によつて提出し、若しくは受理された意見書に記載された事項については、第六十五條第一項第一号の規定によつて意見書の提出を命ぜられた場合又は第二項に規定する場合を除いては、これを説明する場合に限り、収用委員会の審理において意見書を提出し、又は口頭で意見を述べることができる。

2 起業者、土地所有者及び関係人は、損失の補償に関する事項については、収用委員会の審理において、新たに意見書を提出し、又は口頭で意見を述べることができる。

3 起業者、土地所有者及び関係人は、第四十二條第一項の規定による裁決申請書の添附書類により、若しくは第四十五條第一項の規定による意見書により申し立てた事項又は前二項の規定によつて意見書により、若しくは口頭で述べた意見の内容を証明するために、収用委員会に対して資料を提出すること、必要な参考人を審問すること、鑑定人に鑑定を命ずること又は土地若しくは物件を実地に調査することを申し立てることができる。

4 起業者、土地所有者及び関係人は、審理において収用委員会が第六十五條第一項の規定による処分によつて出頭を命じた参考人又は鑑定人を自ら審問することを申し立てることができる。

(会長の審理指揮権)

第六十四條 収用委員会の審理の手續は、会長が指揮する。2 会長は、起業者、土地所有者及び関係人が述べる意見、申立、審問その他の行為が既に述べた意見又は申立と重複するとき、裁決の申請に係る事件と関係がない事項にわたるときその他相当でないと認めるときは、これを制限することができる。

3 会長は、収用委員会の公正な審理の進行を妨げる者に対

しては、退場を命ずることができる。

(審理又は調査のための権限等)

第六十五條 収用委員会は、第六十三條第三項の規定による申立が相当であると認めるとき、又は審理若しくは調査のために必要があると認めるときは、左の各号に掲げる処分をすることができる。

- 一 起業者、土地所有者若しくは関係人又は参考人に出頭を命じて審問し、又は意見書若しくは資料の提出を命ずること。
- 二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。
- 三 収用委員会の委員又は収用委員会の庶務を処理する職員をして現地について土地又は物件を調査させること。
- 2 前項第三号の規定によつて委員又は職員が土地又は物件を実地に調査する場合においては、その身分を示す証票を携帯し、土地又は物件の所有者、占有者その他の利害関係人の請求があつたときは、これを示さなければならぬ。
- 3 前項に規定する証票の様式は、建設省令で定める。
- 4 第一項第二号の規定による鑑定人は、第六十一條第一項各号の一に該当する者であつてはならない。
- 5 第一項の規定による鑑定人又は参考人に対しては、條例

で定めるところにより、旅費及び手当を支給する。

(裁決及び決定の会議等)

- 2 裁決及び決定は、文書によつて行ふ。裁決書及び決定書には、その理由及び成立の日を附記し、会長及び会議に加つた委員は、これに署名押印しなければならない。
- 3 裁決書及び決定書の正本には、収用委員会の印章を押し、これを起業者、土地所有者及び関係人に送達しなければならない。

(審理及び裁決の合同)

第六十七條 第四十一條の規定による裁決の申請があつた場合において、収用し、又は使用しようとする土地が二以上の都道府県の区域にわたるため、関係収用委員会がそれぞれ収用委員会において裁決することが適當でないとき、又は起業者の申立があり、且つ、関係収用委員会とその申立を相当と認めるときは、関係収用委員会は、協議により、合同して審理し、裁決することができる。

2 前項の規定によつて関係収用委員会が合同して審理し、裁決する場合においては、会長の職を行ふ者は、関係収用

委員会の会長の互選によつて定め、その会議及び審理は、それぞれの収用委員会の委員が三人以上出席してこれを行わなければならない。

- 3 第一項の規定により関係収用委員会が合同してした裁決は、この法律の適用については、それぞれの収用委員会が、その裁決の申請に係る収用し、又は使用しようとする土地の全部についてした裁決とみなす。
- 4 収用委員会が合同して審理し、裁決する場合の手續については、前二項に規定するものを除くの外、第四十五條から第五十條まで及びこの節の規定を準用する。但し、これらの規定によつて起業者、土地所有者、関係人又は準関係人が収用委員会に提出すべき意見書は、関係収用委員会に提出すれば足りる。

第六章 損失の補償

第一節 収用又は使用に因る損失の補償

(損失を補償すべき者)

第六十八條 土地を収用し、又は使用することによつて土地所有者及び関係人が受ける損失は、起業者が補償しなければならない。

(個別払の原則)

土地収用法

第六十九條 損失の補償は、土地所有者及び関係人に、各人別にしなければならない。但し、各人別に見積ることが困難であるときは、この限りでない。

(損失補償の方法)

第七十條 損失の補償は、金銭をもつてするものとする。但し、替地の提供その他補償の方法について、第八十二條から第八十六條までの規定により収用委員会の裁決があつた場合は、この限りでない。

(補償額算定の時期)

第七十一條 損失は、収用委員会の収用又は使用の裁決の時の価格によつて算定して補償しなければならない。

(土地の収用の損失補償)

第七十二條 収用する土地に対しては、近傍類地の取引価格等を考慮して、相当な価格をもつて補償しなければならない。

(土地の使用の損失補償)

第七十三條 使用する土地に対しては、その土地及び近傍類地の地代、借賃等を考慮して相当な価格をもつて補償しなければならない。この場合において、使用の方法が土地の形質を変更し、当該土地を原状に復することを困難にする

ものであるときは、これに因つて生ずる損失をあわせて補償しなければならない。

(残地補償)

第七十四條 同一の土地所有者に属する一団の土地の一部を収用し、又は使用することによつて、残地の価格が減じ、その他残地に関して損失が生ずるときは、その損失を補償しなければならない。

(工事の費用の補償)

第七十五條 同一の土地所有者に属する一団の土地の一部を収用し、又は使用することによつて、残地に通路、みぞ、かき、さくその他の工作物の新築、改築、増築若しくは修繕又は盛土若しくは切土をする必要が生ずるときは、これに要する費用を補償しなければならない。

(残地収用の請求権)

第七十六條 同一の土地所有者に属する一団の土地の一部を収用することに因つて、残地を従来利用していた目的に供することが著しく困難となるときは、土地所有者は、その全部の収用を請求することができる。

2 前項の規定によつて収用の請求がされた残地又はその上にある物件に関して権利を有する関係人は、収用委員会に

対して、起業者の業務の執行に特別の支障がなく、且つ、他の関係人の権利を害しない限りにおいて、従前の権利の存続を請求することができる。

(移転料の補償)

第七十七條 収用し、又は使用する土地に物件があるときは、その物件の移転料を補償して、これを移転させなければならぬ。この場合において、物件が分割されることとなり、その全部を移転しなければ従来利用していた目的に供することが著しく困難となるときは、その所有者は、その物件の全部の移転料を請求することができる。

(移転困難な場合の収用請求権)

第七十八條 前條の場合において、物件を移転することが著しく困難であるとき、又は物件を移転することに因つて従来利用していた目的に供することが著しく困難となるときは、その所有者は、その物件の収用を請求することができる。

(移転料多額の場合の収用請求権)

第七十九條 第七十七條の場合において、移転料が移転しなければならぬ物件に相当するものを取得するのに要する価格をこえるときは、起業者は、その物件の収用を請求す

ることができる。

(物件の補償)

第八十條 前二條の規定によつて物件を収用する場合において、収用する物件に対しては、近傍同種の物件の取引価格等を考慮して、相当な価格をもつて補償しなければならない。

(土地の使用に代る収用の請求)

第八十一條 土地を使用する場合において、土地の使用が三年以上にわたるとき、土地の使用に因つて土地の形質を變更するとき、又は使用しようとする土地に土地所有者の所有する建物があるときは、土地所有者は、その土地の収用を請求することができる。但し、空間又は地下を使用する場合で、土地の通常の用法を妨げないときは、この限りでない。

2 前項の規定によつて収用の請求がされた土地に関して権利を有する関係人は、収用委員会に対して従前の権利の存続を請求することができる。

3 収用委員会は、前項の規定による請求があつたときは、第四十八條第一項の規定による裁決において、左に掲げる事項について裁決しなければならない。

一 存続する権利

二 第四十二條第一項の規定による使用の裁決申請書の添附書類によつて起業者が申し立てた範囲内で、且つ、事業に必要な限度において前号の権利の行使を制限する方法及び期間

三 関係人が前号の規定による権利の制限に因つて受ける損失の補償

(替地による補償)

第八十二條 土地所有者又は関係人(質権及び抵当権を有する者を除く。以下この條及び第八十三條において同じ。)は、収用される土地又はその土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の全部又は一部に代えて土地又は土地に関する所有権以外の権利(以下「替地」と総称する。)をもつて、損失を補償することを収用委員会に要求することができる。

2 土地所有者又は関係人が起業者の所有する特定の土地を指定して前項の規定による要求をした場合において、収用委員会は、その要求が相当であり、且つ、替地の譲渡が起業者の事業又は業務の執行に支障を及ぼさないと認めるときは、替地による損失の補償の裁決をすることができる。

3 土地所有者又は関係人が土地を指定しないで、又は起業者の所有に属しない土地を指定して第一項の規定による要求をした場合において、収用委員会は、その要求が相当であると認めるときは、起業者に対して替地の提供を勧告することができる。

4 前項の規定による勧告に基づいて起業者が提供しようとする替地について、土地所有者又は関係人が同意したときは、収用委員会は、替地による損失の補償の裁決をすることができる。

5 第三項の規定による勧告があつた場合において、国又は地方公共団体である起業者は、地方公共団体又は国の所有する土地で、公用又は公共用に供し、又は供するものと決定したものの以外のものであつて、且つ、替地として相当と認められるものがあるときは、その譲渡のあつた旋を収用委員会に申請することができる。

6 前項の規定による申請があつた場合において、収用委員会は、その申請を相当と認めるときは、国又は地方公共団体に對し、替地として相当と認められるものの譲渡を勧告することができる。

7 起業者が提供すべき替地は、土地の地目、地積、土性、

銭又は有価証券を供託することによつて、提供するものとする。

5 起業者が工事を完了すべき時期までに工事を完了しないときは、土地所有者又は関係人は、収用委員会の確認を得て前項の規定による担保の全部又は一部を取得する。この場合において、起業者は、収用委員会の確認を得て耕地の造成による損失の補償の義務を免れるものとする。

6 起業者は、工事を完了したときは、収用委員会の確認を得て第四項の規定による担保を取りもどすことができる。

7 前二項の規定による担保の取得及び取りもどしに関する手続は、建設省令で定める。

(工事の代行による補償)

第八十四條 第七十五條の場合において、起業者、土地所有者又は関係人は、補償金の全部又は一部に代えて、起業者が当該工事を行うことを収用委員会に要求することができる。

2 収用委員会は、前項の規定による要求が相当であると認めるときは、工事の内容及び工事を完了すべき時期を定め、工事の代行による損失の補償の裁決をすることができる。

水利、権利の内容等を総合的に勘案して、従前の土地又は土地に関する所有権以外の権利に照応するものでなければならぬ。

(耕地の造成)

第八十三條 土地所有者又は関係人は、前條第一項の規定による要求をする場合において、収用される土地が耕作を目的とするものであるときは、その要求にあわせて、収用される土地又はその土地に関する所有権以外の権利に対する補償金に代る範囲内において、同條第七項の規定の趣旨により、替地となるべき土地について、起業者が耕地の造成を行うことを収用委員会に要求することができる。

2 収用委員会は、前項の規定による要求が相当であると認めるときは、工事の内容及び工事を完了すべき時期を定め、耕地の造成による損失の補償を替地による損失の補償にあわせて裁決することができる。

3 前項の場合において、起業者が国以外の者であるときは、収用委員会は、必要があると認めるときは、同時に起業者が耕地の造成のための担保を提供しなければならない旨の裁決をすることができる。

4 前項の規定による担保は、収用委員会が相当と認める金

3 前條第三項から第七項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同條第三項及び第五項中「耕地の造成」とあるのは、「工事の代行」と読み替えるものとする。

(移転の代行による補償)

第八十五條 第七十七條に規定する場合において、起業者又は物件の所有者は、移転料の補償に代えて、起業者が当該物件を移転することを収用委員会に要求することができる。

2 収用委員会は、前項の規定による要求が相当であると認めるときは、移転の代行による損失の補償の裁決をすることができる。

(宅地の造成)

第八十六條 第七十七條の規定により建物を移転しようとする場合において、移転先の土地が宅地以外の土地であるときは、土地所有者又は関係人は、第七十二條から第七十四條まで及び第八十八條の規定による損失の一部に代えて、起業者が宅地の造成を行うことを収用委員会に要求することができる。

2 収用委員会は、前項の規定による要求が相当であると認めるときは、

めるときは、工事の内容を定めて宅地の造成による損失の補償の裁決をすることができる。

(請求、要求の方法)

第八十七條 第七十六條から第七十九條まで並びに第八十一條第一項及び第二項の規定による請求、第八十二條第一項、第八十三條第一項、第八十四條第一項、第八十五條第一項及び前條第一項の規定による要求は、第四十五條第一項若しくは第六十三條第二項の規定による意見書又は第六十五條第一項第一号の規定に基づいて提出する意見書によつてしなければならない。

(通常受ける損失の補償)

第八十八條 第七十二條から第七十五條まで、第七十七條及び第八十條に規定する損失の補償の外、離作料、営業上の損失、建物の移転による賃貸料の損失その他土地を収用し、又は使用することに因つて土地所有者又は関係人が通常受ける損失は、補償しなければならない。

(損失補償の制限)

第八十九條 土地所有者又は関係人は、第三十三條の規定による土地細目の公告の後において、土地の形質を変更し、工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは大修繕し、又

し、又は障害物を伐除することに因つて損失を生じたときは、起業者は、損失を受けた者に対して、これを補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償は、損失があつたことを知つた日から一年を経過した後においては、請求することができない。

(事業の廃止又は変更等による損失の補償)

第九十二條 第三十三條の規定による土地細目の公告があつた後、起業者が事業の全部若しくは一部を廃止し、若しくは変更し、第二十九條の規定によつて事業の認定が失効し、又は第百條の規定により裁決が失効したことに因つて土地所有者又は関係人が損失を受けたときは、起業者は、これを補償しなければならない。

2 前條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(収用し、又は使用する土地以外の土地に関する損失の補償)

第九十三條 土地を収用し、又は使用(第二百二十二條第一項又は第二百二十三條第一項の規定によつて使用する場合を含む。)して、その土地を事業の用に供することに因り、当該土地及び残地以外の土地について、通路、みぞ、かき、さ

は物件を附加増置したときは、あらかじめこれについて都道府県知事の承認を得た場合を除くの外、これに関する損失の補償を請求することができない。

2 土地の形質の変更、工作物の新築、改築、増築若しくは大修繕又は物件の附加増置がもつばら補償の増加のみを目的とする認められるときは、都道府県知事は、前項に規定する承認をしてはならない。

3 土地の形質の変更について、土地所有者又は関係人が第三十四條第一項の規定による許可を受けたときは、第一項の規定による承認があつたものとみなす。

(起業利益と相殺の禁止)

第九十條 同一の土地所有者に属する一団の土地の一部を収用し、又は使用する場合において、当該土地を収用し、又は使用する事業の施行に因つて残地の価格が増加し、その他残地に利益が生ずることがあつても、その利益を収用又は使用に因つて生ずる損失と相殺してはならない。

第二節 測量、事業の廃止等による損失の補償

(測量、調査等による損失の補償)

第九十一條 第十一條第三項、第十四條又は第三十五條第一項の規定により土地又は工作物に立ち入つて測量し、調査

くその他の工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは修繕し、又は盛土若しくは切土をする必要があると認められるときは、起業者は、これらの工事をすることを必要とする者(以下この條において「損失を受けた者」という。)の請求により、これに要する費用の全部又は一部を補償しなければならない。この場合において、起業者又は損失を受けた者は、補償金の全部又は一部に代えて、起業者が当該工事を要求することができる。

2 前項の規定による損失の補償は、事業に係る工事の完了の日から一年を経過した後においては、請求することができない。

(前三條による損失の補償の裁決手続)

第九十四條 前三條の規定による損失の補償は、起業者と損失を受けた者(前條第一項に規定する工事を必要とする者を含む。以下この條において同じ。)とが協議して定めなければならない。

2 前項の規定による協議が成立しないときは、起業者又は損失を受けた者は、収用委員会の裁決を申請することができる。

3 前項の規定による裁決を申請しよとする者は、建設省

令で定める様式に従い、左に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

- 一 裁決申請者の氏名及び住所
- 二 相手方の氏名及び住所
- 三 事業の種類
- 四 損失の事実
- 五 損失の補償の見積及びその内訳
- 六 協議の経過
- 4 第十九條の規定は、前項の規定による裁決申請書の欠陥の補正について準用する。この場合において、「前條」とあるのは「第九十四條第三項」と、「事業認定申請書」とあるのは「裁決申請書」と、「建設大臣又は都道府県知事」とあるのは「収用委員会」と読み替えるものとする。
- 5 収用委員会は、第三項の規定による裁決申請書を受理したときは、前項において準用する第十九條第二項の規定により裁決申請書を却下する場合を除くの外、第三項の規定による裁決申請者及び裁決申請書に記載されている相手方にあらかじめ審理の期日及び場所を通知した上で、審理を開始しなければならない。
- 6 第五十條及び第五章第二節（第六十三條第一項及び第六

十七條を除く。）の規定は、収用委員会が前項の規定によつて審理をする場合に準用する。この場合において、第五十條、第六十一條第一項、第六十三條第二項から第四項まで、第六十四條第二項及び第六十六條第三項中「起業者、土地所有者及び関係人」とあり、又は第五十條第二項中「収用し、又は使用しようとする土地の全部又は一部について起業者と土地所有者及び関係人の全員」とあるのは「裁決申請者及びその相手方」と、同條第二項及び第三項中「第四十八條第一項各号に掲げるすべての事項」とあるのは「損失の補償及び補償をすべき時期」と、同條第五項中「第四十八條第一項の規定による収用又は使用の裁決」とあるのは「第九十四條第八項の規定による裁決」と、第六十三條第三項中「第四十二條第一項の規定による裁決申請書の添附書類により、若しくは第四十五條第一項の規定による意見書により申し立てた事項又は前二項」とあるのは「第九十四條第三項の規定による裁決申請書により申し立てた事項又は前項」と、第六十五條第一項第一号中「起業者、土地所有者若しくは関係人」とあるのは「裁決申請者若しくはその相手方」と、第六十六條第一項及び第二項中「裁決及び決定」とあるのは「裁決」と、同條第二項及び第三項

中「裁決書及び決定書」とあるのは「裁決書」と読み替へるものとする。

- 7 収用委員会は、第二項の規定による裁決の申請がこの法律の規定に違反するときは、裁決をもつて申請を却下しなければならない。
- 8 収用委員会は、前項の規定によつて申請を却下する場合を除くの外、損失の補償及び補償をすべき時期について裁決しなければならない。この場合において、収用委員会は、損失の補償については、裁決申請者及びその相手方が裁決申請書又は第六項において準用する第六十三條第二項の規定による意見書若しくは第六項において準用する第六十五條第一項第一号の規定に基づいて提出する意見書によつて申し立てた範囲をこえて裁決してはならない。
- 9 前項の規定による裁決に対して不服がある者は、第一百三十三條第一項の規定にかかわらず、裁決書の正本の送達を受けた日から三十日以内に、損失があつた土地の所在地の裁判所に対し訴を提起しなければならない。
- 10 前項の規定による訴の提起がなかつたときは、第八項の規定によつてされた裁決は、強制執行に關しては、民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）第五百五十九條第三

号の規定による債務名義とみなす。

- 11 前項の規定による債務名義について執行力ある正本は、収用委員会の会長が付与する。
 - 12 前項の規定による執行文付与に關する異議についての裁判及び更に執行文付与についての裁判は、収用委員会の所在地を管轄する地方裁判所においてする。
- 第七章 収用又は使用の効果**
 （補償の払渡又は供託等）
- 第九十五條** 起業者は、収用又は使用の時期までに、第四十八條第一項の規定による裁決に係る補償金の払渡、替地の譲渡及び引渡、第八十五條第二項の規定に基づく物件の移転の代行又は第八十六條第二項の規定に基づく宅地の造成をしなければならない。
- 2 起業者は、左の各号に掲げる場合においては、前項の規定にかかわらず、収用又は使用の時期までに補償金を供託することができる。
 - 一 補償金を受けるべき者がその受領を拒んだとき、又は補償金を受領することができないとき。
 - 二 起業者が過失がなくて補償金を受けるべき者を確知することができないとき。

- 三 起業者が収用委員会の裁決した補償金額に対して不服があるとき。
- 四 起業者が差押又は仮差押により補償金の払渡を禁じられたとき。
- 3 前項第三号の場合において補償金を受けるべき者の請求があるときは、起業者は、自己の見積金額を払い渡し、裁決による補償金額との差額を供託しなければならない。
- 4 起業者は、左の各号に掲げる場合においては、第一項の規定にかかわらず、収用又は使用の時期までに替地を供託することができる。
 - 一 替地を受けるべき者がその受領を拒んだとき、又は替地の譲渡若しくは引渡を受けることができないとき。
 - 二 起業者が差押又は仮差押により替地の譲渡又は引渡を禁じられたとき。
- 5 起業者は、裁決で定められた工事を完了すべき時期までに、第四十八條第一項の規定による裁決に係る第八十三條第二項の規定に基づく耕地の造成又は第八十四條第二項の規定に基づく工事の代行をしなければならない。

(担保の供託)

第九十六條 第四十八條第一項の規定による裁決に係る第八

十は物件を引き渡し、又は物件を移転しなければならない。

(土地若しくは物件の引渡又は物件の移転の代行及び代執行)

- 第九十九條 前條の場合において左の各号の一に該当するときは、市町村長は、起業者の請求により、土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者に代つて、土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転しなければならない。
- 一 土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者がその責に帰することができない事由に因りその義務を履行することができないとき。
- 二 起業者が過失がなくて土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者を確知することができないとき。

- 2 前條の場合において、土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者がその義務を履行しないとき、履行しても充分でないとき、又は履行しても収用若しくは使用の時期までに完了する見込がないときは、都道府県知事は、起業者の請求により、行政代執行法(昭和二十三年法律第

十三條第四項(第八十四條第三項において準用する場合を含む。以下第九十七條及び第百條において同じ。)の規定に基づく金銭又は有価証券の供託は、収用又は使用の時期までにしなければならない。

(供託の方法)

- 第九十七條 第八十三條第四項並びに第九十五條第二項及び第三項の規定による金銭又は有価証券の供託は、収用し、又は使用しようとする土地の所在地の供託所しなければならない。

- 2 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百九十五條第二項並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第八十一條及び第八十二條の規定は、第九十五條第四項の規定による替地の供託について準用する。

- 3 起業者は、前二項に規定する供託をしたときは、遅滞なく、その旨を補償金、替地又は担保を取得すべき者に通知しなければならない。

(土地若しくは物件の引渡又は物件の移転)

- 第九十八條 土地所有者及び関係人その他収用し、又は使用しようとする土地又はその土地にある物件に関し権利を有する者は、収用又は使用の時期までに、起業者に土地若し

四十三号)の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

物件を移転すべき者が第四十八條第一項の規定による裁決に係る第八十五條第二項の規定に基づく移転の代行の提供の受領を拒んだときも、同様とする。

- 3 前項前段の場合において、都道府県知事は、義務者及び起業者にあらかじめ通知した上で、当該代執行に要した費用に充てるため、その費用の額の範囲内で、義務者が起業者から受けるべき補償金を義務者に代つて受けることができる。

- 4 起業者が前項の規定に基づき補償金の全部又は一部を都道府県知事に支払つた場合においては、この法律の適用については、起業者が都道府県知事に支払つた金額の限度において、起業者が土地所有者又は関係人に補償金を支払つたものとみなす。

- 5 第二項後段の場合においては、物件の移転に要した費用は、行政代執行法第二條の規定にかかわらず、起業者から徴収するものとし、起業者がその費用を支払つたときは、起業者は、移転の代行による補償をしたものとみなす。(収用又は使用の裁決の失効)

第百條 起業者が収用又は使用の時期までに、第四十八條第一項の規定による裁決に係る補償金の払渡若しくは供託、替地の譲渡及び引渡若しくは供託、第八十五條第二項の規定に基づく物件の移転の代行の提供、第八十六條第二項の規定に基づく宅地の造成の提供又は第八十三條第四項の規定に基づく金銭若しくは有価証券の供託をしないときは、第四十八條第一項の規定による収用委員会の裁決は、その効力を失ふ。

(権利の取得、消滅及び制限)

第百一條 土地又は物件を収用するときは、起業者は、収用の時期において、当該土地又は物件の所有権を取得し、当該土地又は物件に関するその他の権利は、消滅する。但し、第七十六條第二項の規定に基づく請求に係る裁決で存続を認められた権利については、この限りでない。

2 土地を使用するときは、起業者は、使用の時期において、当該土地を使用する権利を取得し、当該土地に関するその他の権利は、使用の期間中は、行使することができない。但し、裁決で認められた方法による当該土地の使用を妨げない権利については、この限りでない。

(第八十一條第三項の規定による裁決の効果)

間が満了したとき、又は事業の廃止、変更その他の事由に因つて使用する必要がなくなつたときは、遅滞なく、その土地を土地所有者又はその承継人に返還しなければならない。

2 起業者は、前項の場合において、土地所有者の請求があつたときは、土地を原状に復しななければならない。但し、当該土地が第七十三條後段の規定によつて補償されたものであるときは、この限りでない。

(買受権)

第百六條 収用の時期から十五年以内に、事業の廃止、変更その他の事由に因つて起業者が収用した土地の全部若しくは一部が不用となつたとき、又は収用の時期から五年を経過しても収用した土地の全部を事業の用に供しなかつたときは、収用の時期に土地所有者であつた者はその包括承継人(以下「買受権者」と総称する。)は、当該土地が不用となつた時期から五年又は収用の時期から十五年のいずれか遅い時期までに、起業者が不用となつた部分の土地又は事業の用に供しなかつた土地及びその土地に関する所有権以外の権利に対して支払つた補償金に相当する金額を起業者に提供して、その土地を買い受けることができる。但し、第

第百二條 第八十一條第三項の規定に基づく裁決で存続を認められた権利は、前條第一項本文の規定にかかわらず、消滅しない。

2 第八十一條第三項の規定に基づく裁決で存続を認められた権利の行使に対する制限の方法及び期間が定められたときは、この法律の適用については、当該権利の使用の裁決があつたものとみなす。

(危険負担)

第百三條 収用又は使用の裁決があつた後に、収用し、又は使用するべき土地又は物件が土地所有者又は関係人の責に帰することができない事由に因つて滅失し、又は損したときは、その滅失又は損に因る損失は、起業者の負担とする。

(担保物権と補償金又は替地)

第百四條 先取特権、質権若しくは抵当権の目的物が収用され、又は使用された場合においては、これらの権利は、その目的物の収用又は使用に因つて債務者が受けるべき補償金又は替地に対しても行ふことができる。但し、その払渡又は引渡前に差押をしなければならぬ。

(返還及び原状回復の義務)

第百五條 起業者は、土地を使用する場合において、その期

七十六條第一項の規定によつて収用した残地は、その残地とともに収用された土地でその残地に接続する部分が不用となつたときでなければ買受けることができない。

2 前項の規定は、第八十二條の規定によつて土地所有者が収用された土地の全部又は一部について替地による損失の補償を受けたときは、適用しない。

3 第一項の場合において、土地の価格が収用の時期に比して著しく騰貴したときは、起業者は、訴をもつて同項の金額の増額を請求することができる。

4 第一項の規定による買受権は、不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の定めるところに従つて収用の登記がされたときは、第三者に対して対抗することができる。

(買受権の消滅)

第百七條 前條第一項に規定する不用となつた土地又は事業の用に供しなかつた土地があるときは、起業者は、遅滞なく、その旨を買受権者に通知しなければならない。但し、起業者が過失がなく買受権者を通知することができないときは、その土地が存する地方の新聞紙に、通知すべき内容を少くとも一月の期間において三回公告しなければならない。

2 買受権者は、前項の規定による通知を受けた日又は第三回の公告があつた日から六月を経過した後においては、前條第一項の規定にかかわらず、買受権を行使することができない。

第八章 収用又は使用に関する特別手続

第一節 収用委員会の調停

(調停の申立)

第百八條 第四十條の規定によつて協議を開始し、又は第四十一條の規定によつて裁決を申請した後、協議の成立又は第四十八條第一項の規定による裁決があるまでは、起業者は、何時でも、土地の全部又は一部について権利を取得し、又は消滅させるために、すべての土地所有者及び関係人の同意を得て、収用委員会の調停を申し立てることができる。

2 起業者は、前項の規定によつて収用委員会の調停を申し立てようとするときは、調停を申し立てようとする事由を記載した書面及び調停を申し立てることについて土地所有者及び関係人の同意があつたことを証する書面を収用委員会に提出しなければならない。

第百十條 調停の手続は、公開しない。

(意見の聴取)

第百十一條 調停委員は、期日を定めて、起業者、土地所有者、関係人又は参考人の出頭を求め、その意見を聞かなければならない。

(調停案の作成及び勧告)

第百十二條 調停委員は、適当と認める時期に、全委員の一致をもつて調停案を作成し、これを起業者、土地所有者及び関係人に示し、相当と認める期限を附してその受諾を勧告しなければならない。

(調停案の受諾)

第百十三條 起業者、土地所有者及び関係人は、前條の規定による調停案を受諾したときは、調停書を作成し、署名押印して調停委員に提出しなければならない。

(調停申立の却下及び取下)

第百十四條 調停委員は、第百八條の規定によつて調停の申立があつた日から相当な期間を経過しても調停が成立するに至らないとき、又は調停が成立する見込みがないときは、調停の申立を却下することができる。

2 起業者は、第百八條の規定によつて調停の申立をした日

(調停委員)

第百九條 収用委員会は、前條の規定によつて調停の申立があつたときは、調停委員をして調停を行わせる。

2 調停委員は、委員三人をもつて組織する。

3 委員は、収用委員会の委員のうちから、収用委員会の会長が命ずる。

4 収用委員会の会長は、必要があると認める場合においては、前項の規定にかかわらず、委員のうち二人については収用委員会の委員でない左に掲げる者のうちからそれぞれ一人を命ずることができる。

一 起業者が推薦する者

二 土地所有者及び関係人が推薦する者

5 収用委員会の委員のうちから命ぜられる委員のうち収用委員会の会長が指名する者は、調停委員の会議において委員長となる。

6 調停委員の会議は、委員長が招集し、その議事は、調停案を作成する場合を除き、委員の過半数で決する。可否同数の場合は、委員長が決する。

7 調停委員の委員は、非常勤とする。

(非公開)

から二月を経過しても調停が成立しないときは、調停の申立を取り下げることができる。

3 第百十二條の規定による調停案の受諾の勧告があつた場合において、同條の規定によつて調停委員が定めた期限内に、起業者、土地所有者及び関係人が調停案を受諾しないときは、調停の申立を取り下げたものとみなす。

(調停の効力)

第百十五條 調停委員が第百十三條の規定による調停書を受諾したときは、この法律の適用については、第四十條の規定による協議が成立したものとみなす。

第二節 協議の確認

(協議の確認の申請)

第百十六條 土地の全部又は一部について起業者と土地所有者及び関係人の全員との間に第四十條の規定による協議が成立したときは、起業者は、第三十三條の規定による土地細目の公告があつた日から一年以内に限り、当該土地所有者及び関係人の同意を得て、当該土地の所在する都道府県の収用委員会に協議の確認を申請することができる。

2 起業者は、前項の規定による申請をしようとするときは、建設省令で定める様式に従い、土地所有者及び関係人

の同意を得たことを証する書面を添えて、左に掲げる事項を記載した確認申請書を収用委員会に提出しなければならない。

- 一 協議が成立した土地の所在、地番、地目及び面積
- 二 前号の土地の土地所有者及び関係人の氏名及び住所
- 三 協議によつて取得し、又は消滅させる権利の内容
- 四 権利を取得し、又は消滅させる時期
- 五 対価

(確認申請書の欠陥の補正)

第十七條 第十九條の規定は、前條第二項の規定による確認申請書の欠陥の補正について準用する。この場合において、「前條」とあるのは「第十六條第二項」と、「事業認定申請書」とあるのは「確認申請書」と、「建設大臣又は都道府県知事」とあるのは「収用委員会」と読み替えるものとする。

(協議の確認)

第十八條 収用委員会は、第十六條第二項の規定による確認申請書を受理したときは、前條において準用する第十九條第二項の規定により確認申請書を却下する場合を除くの外、市町村別に当該市町村に關係のある部分の写を当該

市町村長に送付しなければならない。

- 2 市町村長は、前項の規定による書類を受け取つたときは、直ちに、確認の申請があつた旨を公告し、公告があつた日から二週間その書類を公衆の縦覧に供しなければならない。
- 3 市町村長は、前項の規定による公告をしたときは、遅滞なく、公告の日を収用委員会に報告しなければならない。
- 4 第二項の規定による公告があつたときは、利害関係人は、同項の縦覧期間内に、収用委員会に、協議の成立及び内容について、書面により、異議を申し立てることができる。
- 5 収用委員会は、第十六條の規定による協議の確認の申請が法令の規定に違反せず、前項の規定による異議の申立がなく、又は異議の申立があつた場合においてその異議の申立が同項の規定に違反し、若しくは理由のないことが明らかであり、且つ、協議の内容が第七章の規定に適合するときは、第十六條第二項各号に掲げる事項について確認をしなければならない。

(確認の拒否)

第十九條 収用委員会は、第十六條の規定による協議の確認の申請があつた場合において、その申請が前條第五項の規定に該当しないときは、確認を拒否しなければならない。

めの土地の使用

(非常災害の際の土地の使用)

第二十二條 非常災害に際し公共の安全を保持するために、第三條各号の一に規定する事業を特に緊急に施行する必要がある場合においては、起業者は、事業の種類、使用しよとする土地の区域並びに使用の方法及び期間について市町村長の許可を受け、直ちに、他人の土地を使用することができる。但し、起業者が国であるときは当該事業の施行について権限を有する行政機関又はその地方支分部局の長が、起業者が都道府県知事であるときは都道府県知事が、事業の種類、使用しよとする土地の区域並びに使用の方法及び期間を市町村長に通知することをもつて足り、許可を受けることを要しない。

- 2 前項の規定によつて使用する土地の区域並びに使用の方法及び期間は、公共の安全を保持するために必要且つやむを得ないと認められる範囲をこえてはならない。
- 3 市町村長は、第一項本文の規定による許可をしたとき、又は同項但書の規定による通知を受けたときは、直ちに、起業の名称、事業の種類、使用しよとする土地の区域並びに使用の方法及び期間を土地の所有者及び占有者に通知

第三節 緊急に施行する必要がある事業のた

(確認の効果)

い。但し、異議の申立が申請に係る土地の一部に関するものであつて、他の部分に影響がないときは、その影響のない部分について、確認をしなければならぬ。

(確認処分方式及び確認書の送達)

第二十條 第六十六條の規定は、第十八條第五項若しくは前條但書の規定による確認又は前條本文の規定による確認の拒否に準用する。この場合において、「裁決及び決定」とあるのは「確認又は確認の拒否」と、「裁決書及び決定書」とあるのは「確認書及び確認拒否書」と、「起業者、土地所有者及び関係人」とあるのは「起業者、土地所有者、関係人及び第十八條第四項の規定によつて異議を申し立てた利害関係人」と読み替えるものとする。

第二十一條 第十八條第五項又は第十九條但書の規定による確認があつたときは、この法律の適用については、第四十八條第一項の規定による収用又は使用の裁決があつたものとみなす。この場合において、起業者、土地所有者及び関係人は、協議の成立及び内容を争うことができない。

しなければならない。

4 第一項の規定による使用の期間は、許可があつた日（同項但書の場合にあつては、市町村長に通知をした日）から六月をこえることができない。

（緊急に施行する必要がある事業のための土地の使用）

第二百二十三條 収用委員会は、第四十一條の規定による裁決の申請に係る事業を緊急に施行する必要がある場合で、第四十八條第一項の規定による裁決が遅延することによつて事業の施行が遅延し、その結果、災害を防止することが困難となり、その他公共の利益に著しく支障を及ぼす虞があるときは、起業者の申立により、土地の区域及び使用の方法を定め、起業者に担保を提供させた上で、直ちに、当該土地を使用することを許可することができる。

2 前項の規定による使用の期間は、六月とする。使用の許可の期間の更新は、行ふことができない。

3 収用委員会は、第一項の規定による許可をしたときは、直ちに、起業者の名称、事業の種類、使用しよとする土地の区域並びに使用の方法及び期間を土地の所有者及び占有者に通知しなければならない。

4 起業者は、第一項の場合において、土地所有者及び関係

人の請求があるときは、自己の見積つた損失補償額を払い渡さなければならない。

5 第一項の規定による使用の許可があつた後、第四十八條第一項の規定による裁決があつたときは同條第一項第三号の時期において、第四十七條の規定によつて却下の裁決があつたときはその裁決の時期において、第一項の規定による使用の許可は、第二項の規定にかかわらず、その効力を失ふ。

6 第八十三條第四項から第七項までの規定は、第一項の規定によつて提供すべき担保並びにその取得及び取りもどしについて準用する。この場合において、同條第四項中「前項」とあるのは「第二百二十三條第一項」と、同條第五項及び第六項中「工事を完了」とあるのは「補償の支払を」と、同條第五項中「耕地の造成による損失の補償」とあるのは「損失の補償」と読み替へるものとする。

（前二條の使用に因る損失の補償）

第二百二十四條 起業者は、第二百二十二條第一項の規定によつて土地の使用の許可を受けた場合、前條第二項の規定による使用の期間が満了した場合又は同條第五項の規定によつて使用の許可が失効した場合においては、土地を使用する

ことによつて生ずる損失を第六章第一節（第七十一條、第七十八條、第七十九條及び第八十一條を除く。）の規定によつて補償しなければならない。この場合において、損失の補償は、使用の時期の価格によつて算定しなければならない。

2 第九十四條（第六項を除く。）の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同條第一項中「前三條」とあるのは「第二百二十四條第一項」と、同條第八項「第六項」とあるのは「第二百二十四條第三項において準用する第六項」と読み替へるものとする。

3 第九十四條第六項の規定は、収用委員会が前項において準用する第九十四條第五項の規定によつて審理をする場合に準用する。この場合において「第九十四條」とあるのは、「第二百二十四條第二項において準用する第九十四條」と読み替へるものとする。

第九章 手数料及び費用の負担

（手数料）

第二百二十五條 左の各号の一に掲げる者は、第一号の場合にあつては事業の認定をなすべき建設大臣であるときは国に、都道府県知事であるときは都道府県に、第二号から第

土地収用法

五号までの場合にあつては都道府県に、一万円をこえない範囲において政令で定める額の手数料を納めなければならない。但し、これらの者が国又は都道府県（政令で定める場合を除く。）であるときは、この限りでない。

一 第十八條の規定によつて事業の認定を申請する者

二 第四十一條又は第九十四條第二項（第二百二十四條第二項において準用する場合を含む。）の規定によつて収用若しくは使用又は損失の補償の裁決を申請する者

三 第九十八條の規定によつて収用委員会の調停を申し立てる者（裁決申請中の者を除く。）

四 第九十六條の規定によつて収用委員会の協議の確認を申請する者

五 他の法律の規定によつて収用委員会の裁決を求める者（鑑定人等の旅費及び手当の負担）

第二百二十六條 第六十五條第五項（第九十四條第六項又は第九十四條第三項において準用する第九十四條第六項において準用する場合を含む。）の規定による鑑定人及び参考人の旅費及び手当は、起業者の負担とする。

（手数料、義務履行費その他の費用の負担、徴収等）

第二百二十七條 起業者、土地所有者及び関係人がこの法律又はこの法律に基く命令に規定する手續その他の行為をし、又は義務を履行するために要する費用は、それぞれの者が自ら負担しなければならない。

第二百二十八條 市町村長は、第九十九條第一項の規定により市町村長が土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転するに要した費用を、第九十八條の規定により土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者から徴収するものとする。

2 第九十九條第三項及び第四項の規定は、市町村長が前項の規定によつて費用を徴収する場合に準用する。この場合において、同條第三項中「前項前段」とあるのは「第一百二十八條第一項」と、「当該執行に要した費用」とあるのは「第一項の規定により市町村長が土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転するに要した費用」と、同項及び同條第四項中「都道府県知事」とあるは「市町村長」と読み替へるものとする。

3 市町村長は、第一項に規定する費用を前項において準用する第九十九條第三項の規定によつて徴収することができないとき、又は徴収することが適当でないとき認めるとき

は、第一項に規定する者に対し、あらかじめ納付すべき金額、納付の期限及び場所を通知して、これを納付させるものとする。

4 市町村長は、前項の規定によつて通知を受けた者が同項の規定によつて通知された期限を経過しても同項の規定により納付すべき金額を完納しないときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

5 前項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに第三項の規定により納付すべき金額を納付しないときは、市町村長は、国税滞納処分例によつて、これを徴収することができる。この場合における徴収金の先取特権は、市町村の地方税以外の徴収金と同順位とする。

第十章 訴願及び訴訟

(訴願)

第二十九條 都道府県知事がした事業の認定に対して利害関係を有する者が当該事業の認定について不服があるときは、第二十六條第一項の規定による事業の認定の告示があつた日から二週間以内に、建設大臣に訴願することができる。

2 収用委員会の裁決に対して不服がある者は、裁決書の正

本の送達を受けた日から二週間以内に、建設大臣に訴願することができる。但し損失の補償(第七十六條第一項、第七十八條及び第八十一條第一項の規定による請求に係る裁決を除く。)に関しては、訴願することができない。

(訴願の裁決)

第三十條 前條第一項の規定による訴願があつた場合において、事業の認定が法令の規定に違反し、又は不当であると認めるときは、建設大臣は、事業の認定の全部又は一部を取り消し、又は変更する裁決をすることができる。

2 前條第二項の規定による訴願があつた場合において、収用委員会の裁決が法令の規定に違反し、又は不当であると認めるときは、建設大臣は、原裁決の全部又は一部を取り消し、又は変更する裁決をすることができる。

3 建設大臣は、前二項の規定によつて、事業の認定又は原裁決を取り消した場合において必要があるとき認めるときは、事件を都道府県知事又は収用委員会に差しもどすことができる。

2 前項の規定によつて事件の差しもどしを受けた場合において、都道府県知事は再び事業の認定に関する処分を行い、収用委員会は再び審理し、裁決しなければならない。

この場合において、事業の認定又は裁決のため既に行つた手續その他の行為は、法令の規定に違反するものとして、事業の認定又は原裁決の取消の理由となつたものを除き、省略することができる。

5 建設大臣は、訴願が理由がないと認めるときは、裁決をもつてこれを却下しなければならない。

6 建設大臣は、前條の規定による訴願があつた場合において、都道府県知事の事業の認定又は収用委員会の裁決に至るまでの手續その他の行為に関して違法があつてもそれが軽微なものであつて、事業の認定又は裁決に影響を及ぼす虞がないと認めるときは、裁決をもつて訴願を却下することができる。

第三十一條 建設大臣は、第二十九條の規定による訴願に対して、前條第一項、第二項、第五項又は第六項の規定による裁決をするときは、あらかじめ土地調整委員会の意見を聞かなければならない。

(訴訟)

第三十二條 建設大臣の違法の裁決の取消又は変更を求め、る訴は、裁決書の正本の送達を受けた日から二週間以内に提起しなければならない。

第三百三十三條 収用委員会の裁決のうち損失の補償に関する訴は、裁決書の正本の送達を受けた日から三月以内に提起しなければならぬ。

2 前項の規定による訴は、これを提起した者が起業者であるときは土地所有者又は関係人を、土地所有者又は関係人であるときは起業者を、それぞれ被告としなければならぬ。

第三百三十四條 前條の規定による訴の提起は、事業の進行及び土地の収用又は使用を停止しない。

第十一章 雜則

(期間の計算、通知及び書類の送達の方法)

第三百三十五條 この法律の規定による期間の計算方法は、訴願及び訴訟の提起の期間の計算方法を除き、民法による。

但し、十二月二十九日から三十一日までの日は、同法第四百十二條の規定によるその他の休日とみなし、申請書、意見書、調停の申立及び異議の申立を郵便で差し出した場合においては、郵送に要した日数は、期間に算入しない。

2 この法律に規定する通知及び書類の送達の方法に關して必要な事項は、政令で定める。

(代理人)

各号に掲げる規定は、準用しない。

一 第五條第一項第一号に掲げる質権若しくは抵当権、同項第二号若しくは第三号若しくは同條第二項若しくは第三項に掲げる権利又は第六條に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件を収用し、又は使用する場合 第八十二條及び第八十三條

二 第七條に規定する土地に属する土石砂れきを収用する場合 第七十三條、第八十二條、第八十三條、第九十八條、第九十九條、第一百一條及び第一百五條

2 前項において準用するこの法律の規定中「土地所有者」とあるのは、第五條に掲げる権利を収用し、又は使用する場合においては「当該権利者」と、第六條に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件を収用し、又は使用する場合においては「当該物件の所有者」と、第七條に規定する土石砂れきを収用する場合においては「当該土石砂れきの属する土地の所有者」と読み替えるものとし、左の各号に掲げる場合においては、当該各号に掲げる前項において準用するこの法律の規定の読替は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 第五條に掲げる権利を収用し、又は使用する場合 第

土地収用法

第三百三十六條 起業者、土地所有者及び関係人は、事業の認定の申請、裁決の申請、意見書の提出等この法律で定める手続その他の行為について弁護士その他適当な者を代理人とすることができる。

2 前項の代理人は、書面をもつて、その権限を証明しなければならぬ。

(秘密を守る義務)

第三百三十七條 収用委員会の委員、予備委員及び調停委員の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。これらの者が、その職を退いた後も、同様とする。

(権利、物件及び土石砂れきの収用又は使用に關する準用規定)

第三百三十八條 第十條、第三章、第四章、第五章第二節、第六章(第七十六條及び第八十一條を除く)、第七章(第一百二條、第一百六條及び第一百七條を除く)、第八章から第十章まで及び第三百三十六條の規定は、第五條に掲げる権利若しくは第六條に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件を収用し、又は使用する場合又は第七條に規定する土石砂れきを収用する場合に準用する。但し、左の各号に掲げる場合においては、第六章及び第七章の規定中それぞれ当該

三十四條第一項中「形質の変更」とあり、又は同條第二項中「土地の形質の変更」とあるのは第五條第一項又は第三項に掲げる権利を収用し、又は使用する場合にあつては「当該権利の目的であり、又は当該権利に關係のある土地、河川の敷地又は水の形質の変更」と、同條第二項に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件に關する権利を収用し、又は使用する場合にあつては「当該権利の目的である立木、建物その他土地に定着する物件の損壞又は収去」と、第三十七條第一項(第一号及び第二号を除く)中「土地」とあるのは「権利」と、同項第一号中「土地」とあるのは「権利の目的であり、又は当該権利に關係のある土地、河川の敷地、水又は立木、建物その他土地に定着する物件」と、同項第二号中「土地の面積」とあるのは「権利の種類及び内容」と、第四十條並びに第一百六條第二項第三号及び第四号中「取得し、又は消滅させる」とあるのは「消滅させ、又は制限する」と、第一百一條第一項中「起業者は、収用の時期において、当該土地又は物件の所有権を取得し」とあるのは「収用の時期において、当該権利は、消滅し、起業者は、当該物件の所有権を取得し」と、同條第二項中「起業者は、使用の時

期において、当該土地を使用する権利を取得し」とあるのは「使用の時期において、当該権利は、制限され」と、第百三條中「滅失し、又はき損」とあるのは「消滅し、又は変更し」と、「滅失又はき損」とあるのは「消滅又は変更」と読み替えるものとする。

二 第六條に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件を収用し、又は使用する場合 第三十四條中「形質の変更」とあるのは「損壊又は収去」と読み替え、第三十七條第一項第一号から第三号までの規定は、同條第二項第一号から第三号までに規定する字句に読み替えるものとする。

三 第七條に規定する土地に属する土石砂れきを収用する場合 第三十四條中「形質の変更」とあるのは「土石砂れきの属する土地の形質の変更」と、第三十七條第一項(第一号及び第二号を除く。)中「土地」とあるのは「土地に属する土石砂れき」と、同項第一号中「土地」とあるのは「土石砂れきの属する土地」と、同項第二号中「土地の面積」とあるのは「土石砂れきの種類及び数量」と読み替えるものとする。

3 前項に規定するものの外、第一項において準用するこの

法律の規定に關して必要な技術的詭替は、政令で定める。

(土石砂れきを収用する場合の特例)

第百三十九條 第七條の規定によつて土石砂れきを収用する場においては、起業者は、収用の時期において、当該土石砂れきを採取する権利を取得し、当該土石砂れきの属する土地に關するその他の権利は、その採取に支障を及ぼす限度において、行使することができない。

2 前項の場合においては、土石砂れきの属する土地の所有者及び関係人その他当該土地に關して権利を有する者は、収用の時期までに、当該土地を起業者に引き渡さなければならぬ。

(特別地方公共団体に關する規定)

第百四十條 この法律(第三條を除く。)の規定中市町村又は市町村長に關する規定は、都の特別区の存する区域にあつては特別区若しくは特別区長に、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百五十五條第二項の規定による市にあつては当該市の区若しくは区長に適用する。

2 この法律の規定中市町村又は町村長に關する規定は、町村組合で町村の事務の全部又は役場事務を共同処理するものがある場合においては、当該町村組合又はその管理者に適

用する。

第十二章 罰則

第百四十一條 左の各号の一に該当する場合は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

- 一 第六十五條第一項第二号(第九十四條第六項(第百三十八條第一項において準用する場合を含む。)、第百二十四條第三項(第百三十八條第一項において準用する場合を含む。))において準用する第九十四條第六項又は第百三十八條第一項において準用する場合を含む。以下第百四十六條第一号において同じ。の規定によつて、収用委員会に出頭を命ぜられた鑑定人が虚偽の鑑定をしたとき。
- 二 第百三十七條の規定により秘密を守る義務がある者が、職務上知り得た秘密を漏らしたとき。

第百四十二條 第三十四條第一項(第百三十八條第一項において準用する場合(第六條に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件を収用し、若しくは使用し、又は第七條に規定する土石砂れきを収用する場合に限る。))を含む。の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第百四十三條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の

土地収用法

罰金に処する。

一 第十一條第一項に規定する場合において、都道府県知事の許可を受けないで土地に立ち入り、又は立ち入らせたる起業者

二 第十三條(第三十五條第三項又は第百三十八條第一項において準用する第三十五條第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して第十一條第三項の規定による立入を拒み、又は妨げた者

三 第十四條第一項に規定する場合において、市町村長の許可を受けないで障害物を伐除した者

四 第九十八條(第百三十八條第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、土地若しくは物件を引き渡さず、又は物件を移転しない者

五 第百三十九條第二項の規定に違反して、土地を引き渡さない者

第百四十四條 第六十五條第一項第三号(第九十四條第六項(第百三十八條第一項において準用する場合を含む。)、第百二十四條第三項(第百三十八條第一項において準用する場合を含む。))において準用する第九十四條第六項又は第百三十八條第一項において準用する場合を含む。の規定による

実地調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、一万円以下の罰金に処する。

第四百十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰するの外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

第四百十六條 左の各号の一に該当する場合は、一万円以下の過料に処する。

- 一 第六十五條第一項第二号の規定により出頭を命ぜられた鑑定人が、正当の事由がなくて出頭せず、又は鑑定をしないとき。
- 二 第六十五條第一項第一号（第九十四條第六項（第三百十八條第一項において準用する場合を含む。）、第二百二十四條第三項（第三百三十八條第一項において準用する場合を含む。））において準用する第九十四條第六項又は第三百十八條第一項において準用する場合を含む。以下第三号

において同じ。）の規定により出頭を命ぜられた者が、正当の事由がなくて出頭せず、陳述せず、又は虚偽の陳述をしたとき。

三 第六十五條第一項第一号の規定により資料の提出を命ぜられた者が、正当の事由がなくて資料を提出せず、又は虚偽の資料を提出したとき。

附則

この法律の施行期日は、公布の日から起算して一年をこえない期間内において、政令で定める。

土地収用法施行法

（昭和二十六年六月九日）
法律第二百二十号

（旧法の廃止）

第一條 土地収用法（明治三十三年法律第二十九号。以下「旧法」という。）は、廃止する。

（経過規定）

第二條 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「新法」という。）の施行前旧法第十三條の規定によつてした事業の認定の申請は、新法第十七條に規定する区分に従い、

同法第十八條の規定によつて建設大臣又は都道府県知事に對してしたもののみならず。

2 前項の規定によつて都道府県知事にしたものとみなされた事業の認定の申請については、建設大臣は、遅滞なく、関係書類を当該都道府県知事に送付しなければならない。この場合においては、新法第二十七條第一項第二号の規定の適用については、当該都道府県知事が関係書類の送付を受けた日を事業認定申請書を受理した日とみなす。

3 建設大臣又は都道府県知事は、前二項の場合において、必要があると認めるときは、新法第十八條第二項第四号又は第五号に掲げる書類の提出を起業者に命ずることができ

第三條 新法施行の際旧法第二十四條第二項の規定によつて現に裁決の申請書及びその添附書類を公衆の縦覧に供している場合においては、当該書類の縦覧期間は、同項の規定にかかわらず、公告の日から二週間とする。

2 新法施行の際旧法第二十四條第二項の規定による書類の縦覧期間が既に満了しているが、縦覧の初日から二週間を経過していないときは、土地所有者及び関係人の意見書の提出の期間は、新法第四十五條第一項の規定にかかわらず、

土地収用法施行法

縦覧期間の初日から二週間とする。

第四條 新法施行前に旧法第五十九條の規定によつてした損失補償の決定の申請は、新法第九十四條第二項の規定によつてした裁決の申請とみなす。この場合において、都道府県知事は、関係書類を、遅滞なく、収用委員会に送付しなければならない。

第五條 前三條に規定する場合を除くの外、新法施行前に旧法又は旧法に基く命令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、新法の適用については、新法中これらの規定に相当する規定がある場合には、新法の規定によつてしたものとみなす。

第六條 旧法の規定によつて収用した土地については、新法第六條第一項本文の規定にかかわらず、その全部又は一部が事業の廃止、変更その他の事由によつて収用の時期から二十年以内になつたとき（旧法第六十六條第三項の規定によつて主務大臣の認定した事業に現に供している場合を除く。）は、収用の時期に土地所有者であつた者又はその包括承継人は、収用の時期から二十年以内に、起業者が不用となつた部分の土地及びその土地に関する所有権以外の権利に対して支払つた補償金に相当する金額を起業者

に提供して、その土地を買い受けることができる。

第七條 旧法第五十九條の規定による都道府県知事の決定に対する訴訟については、新法施行後も、なお旧法第八十二條第三項の規定による。

第八條 新法第五十二條第三項の規定による収用委員会の委員及び予備委員の任命のために必要な行為は、新法施行前においても行うことができる。

2 新法施行後最初に任命される委員の任期は、新法第五十三條第一項の規定にかかわらず、それぞれ二人については一年、他の二人については二年、その他の三人については三年とし、最初に招集される収用委員会の会議において、くじで定める。

3 新法施行後最初に招集される収用委員会の会議は、新法第六十條第一項の規定にかかわらず、都道府県知事が招集する。

(罰則の適用)

第九條 新法施行前にした行為に対する罰則の適用については、新法施行後も、なお従前の例による。

(土地改良区に関する経過規定)

第十條 新法施行の際現に存する耕地整理組合、耕地整理組

合れん合会、北海道土功組合、普通水利組合及び普通水利組合れん合は、新法第三條第五号又は第六号の規定の適用については、土地改良区とみなす。

(株式会社合資会社に関する経過規定)

第十一條 商法の一部を改正する法律施行法(昭和二十六年法律第二十号)第四十六條第三項の規定によつて株式会社第一項第四号中「合名会社、合資会社、株式会社、有限会社」とあるのは「合名会社、合資会社、株式会社、株式合資会社、有限会社」と、「当該合名会社の社員、当該合資会社の無限責任社員、当該株式会社及び当該有限会社の取締役及び監査役」とあるのは「当該合名会社の社員、当該合資会社及び当該株式合資会社の無限責任社員、当該株式会社及び当該有限会社の取締役及び監査役」と読み替えるものとする。

(都市計画法の一部改正)

第十二條 都市計画法(大正八年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第十九條中「第三條ノ規定ニ依ル都市計画ノ認可ヲ以テ土地収用法ニ依ル事業ノ認定」を「第三條ノ規定ニ依ル都

第十條第一項の表中

「**収用審査会**」土地収用法(明治三十三年法律第二十九号)に基く権限を行うこと。を削る。

(日本専売公社法の一部改正)

第十五條 日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第四十九條中「土地収用法(明治三十三年法律第二十九号)」を「土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)」に改める。

(日本国有鉄道法の一部改正)

第十六條 日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第六十三條中「土地収用法(明治三十三年法律第二十九号)」を「土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)」に改める。

(測量法の一部改正)

第十七條 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第十九條第二項中「土地収用法(明治三十三年法律第二十九号)」を「土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)」

市計画事業ノ認可ヲ以テ土地収用法第二十條ノ規定ニ依リ建設大臣ノ為シタル事業ノ認定」に改める。

第二十條第一項中「土地収用法第二十二條第一項」を「土地収用法第四十條」に改め、同條第二項中「収用審査会」を「収用委員会」に改める。

(不良住宅地区改良法の一部改正)

第十三條 不良住宅地区改良法(昭和二年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第十六條中「土地収用法第十二條ノ規定ニ依ル事業ノ認定」を「土地収用法第二十條ノ規定ニ依リ建設大臣ノ為シタル事業ノ認定」に、「土地収用法第十四條ノ規定ニ依ル公告」を「土地収用法第二十六條第一項ノ規定ニ依ル告示」に改める。

第十七條第二項中「収用審査会」を「収用委員会」に改める。

第十九條中「収用審査会」を「収用委員会」に、「第八十二條第一項及第二項」を「第三百三十三條」に改める。

(建設省設置法の一部改正)

第十四條 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

土地収用法施行法

に改め、同條第三項中「土地収用法第十四條の規定による公告」を「土地収用法第二十六條第一項の規定による告示」に改める。

第二十條第二項中「土地収用審査会の裁決」を「土地収用法第九十四條第二項の規定による収用委員会の裁決」に改める。

(土地改良法の一部改正)

第十八條 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第九十四條第一項第二号中「第二十條の規定により」を「土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第三條第五号、第六号又は第三十三号に規定する事業で、国営土地改良事業として行ふ事業のために、国が同法により」に改める。

第二十條を次のように改める。

第二十條 削除

(放送法の一部改正)

第十九條 放送法(昭和二十五年法律第三百二十二号)の一部を次のように改正する。

第四十九條を次のように改める。

第四十九條 削除

(造林臨時措置法の一部改正)

第二十條 造林臨時措置法(昭和二十五年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第六條第三号中「土地収用法(明治三十三年法律第二十九号)」を「土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)」に改める。

(建築基準法の一部改正)

第二十一條 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第十一條第三項中「土地収用法(明治三十三年法律第二十九号)」による収用審査会の裁決」を「土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四條第二項の規定による収用委員会の裁決」に改め、同條第四項を削る。

(漁港法の一部改正)

第二十二條 漁港法(昭和二十五年法律第三百二十七号)の一部を次のように改正する。

第二十四條の見出し中「(土地、水面等の使用及び収用)」を「(土地、水面等の使用)」に改め、同條第一項を削り、同條第四項中「第二項」を「第一項」に改め、同條第二項を

同條第二項とし、以下一項ずつ繰り上げる。

第三十六條第三項中「第二十四條第四項」を「第二十四條第三項」に改める。

第四十五條第二号中「第二十四條第二項」を「第二十四條第一項(第三十六條第一項において準用する場合を含む。)」に改める。

(鉱業法の一部改正)

第二十三條 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「土地収用法(明治三十三年法律第二十九号)」を「土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)」に改め、同條第二項中「土地収用法第十二條又は第十四條の規定による事業の認定又は公告」を「土地収用法第二十條の規定による事業の認定又は第二十六條第一項の規定による事業の認定の告示」に改め、同條に次の一項を加える。

3 通商産業局長は、前條第五項の規定による公告をしたときは、土地収用法第二十六條第二項及び第三項の規定にかかわらず、土地調整委員会又は収用委員会の要求があつた場合においては、土地の使用又は収用の許可に關

土地収用法施行法

する書類の写を、土地調整委員会又は収用委員会に送付しなければならない。

第八十七條第二項中「土地収用法第八十一條第一項」を「土地収用法第二百二十九條」に改める。

(採石法の一部改正)

第二十四條 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)の一部を次のように改正する。

第三十七條第一項中「土地収用法(明治三十三年法律第二十九号)」を「土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)」に改め、同條第二項中「土地収用法第十二條又は第十四條の規定による事業の認定又は公告」を「土地収用法第二十條の規定による事業の認定又は第二十六條第一項の規定による事業の認定の告示」に改め、同條に次の一項を加える。

3 通商産業局長は、前條第五項の規定による公告をしたときは、土地収用法第二十六條第二項及び第三項の規定にかかわらず、土地調整委員会又は収用委員会の要求があつた場合においては、土地の使用又は収用の許可に關する書類の写を土地調整委員会又は収用委員会に送付しなければならない。

弁護士法の一部を改正する法律

第三十九條第二項中「土地収用法第八十一條第一項」を「土地収用法第二百二十九條」に改める。

附則

この法律は、新法施行の日から施行する。

弁護士法の一部を改正する法律

（昭和二十六年六月九日）
（法律第二百二十一号）

弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第五條第二号中「法務府事務官又は」を「法務府事務官、」に改め、「法務府研修所の教官」の下に「又は衆議院若しくは参議院の法制局参事」を加える。

第二十三條の次に次の一條を加える。
（報告の請求）

第二十三條の二 弁護士は、受任している事件について、所属弁護士会に対し、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることを申し出ることができる。申出があつた場合において、当該弁護士会は、その申出が適当

でないことを認めるときは、これを拒絶することができる。

2 弁護士会は、前項の規定による申出に基き、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第三十條第二項を第三項とし、同條第一項を次のように改める。

第三十條 弁護士は、報酬ある公職を兼ねることができない。但し、衆議院若しくは参議院の議長若しくは副議長、内閣総理大臣、国務大臣、内閣官房長官、内閣官房副長官、政務次官、内閣総理大臣秘書官、国務大臣秘書官の職又は国会若しくは地方公共団体の議会の議員、地方公共団体の長その他公選による公職につき、又常時勤務を要しない公務員となり、あるいは官公署より特定の事項について委嘱された職務を行ふことは、この限りでない。

2 弁護士は、前項但書の規定により常時勤務を要する公職を兼ねるときは、その職に在る間弁護士の職務を行つてはならない。

第七十二條中「及び正当の業務に附随してする場合」を削る。

第九十一條中「但し、同法に規定する」の下に「弁護士試補

は、司法修習生と読み替え、」を加える。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

民事調停法（昭和二十六年六月九日）
（法律第二百二十二号）

目次

第一章 通則（第一條—第二十三條）

第二章 特別

第一節 宅地建物調停（第二十四條）

第二節 農事調停（第二十五條—第三十條）

第三節 商事調停（第三十一條）

第四節 鉱害調停（第三十二條・第三十三條）

第三章 罰則（第三十四條—第三十八條）

附則（第一條—第十五條）

第一章 通則

（一）の法律の目的

第一條 この法律は、民事に関する紛争につき、当事者の互譲により、條理にかなない実情に即した解決を図ることを目的とする。

民事調停法

（調停事件）

第二條 民事に関して紛争を生じたときは、当事者は、裁判所に調停の申立をすることができる。

（管轄）

第三條 調停事件は、特別の定がある場合を除いて、相手方の住所、居所、営業所若しくは事務所所在地を管轄する簡易裁判所又は当事者が合意で定める地方裁判所若しくは簡易裁判所の管轄とする。

（移送等）

第四條 裁判所は、その管轄に属しない事件について申立を受けた場合には、これを管轄権のある地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所に移送しなければならない。但し、事件を処理するために特に必要があると認めるときは、土地管轄の規定にかかわらず、事件の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送し、又はみずから処理することができる。

2 裁判所は、その管轄に属する事件について申立を受けた場合においても、事件を処理するために適當であると認めるときは、土地管轄の規定にかかわらず、事件の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送することができる。

（調停機関）

第五條 裁判所は、調停委員会で調停を行う。但し、相当であると認めるときは、裁判官だけでこれを行うことができる。

2 裁判所は、当事者の申立があるときは、前項但書の規定にかかわらず、調停委員会で調停を行わなければならない。

(調停委員会の組織)

第六條 調停委員会は、調停主任一人及び調停委員二人以上で組織する。

(調停主任・調停委員)

第七條 調停主任は、裁判官の中から、地方裁判所が指定する。

2 調停委員は、左に掲げる者の中から、調停主任が各事件について指定する。

一 地方裁判所が毎年もつて選任する者

二 当事者が合意で定める者

3 調停主任は、事件を処理するために必要があると認めるときは、前項に掲げる者以外の者を調停委員に指定することができる。

(調停の補助)

(調停前の措置)

第十二條 調停委員会は、調停のために特に必要があると認めるときは、当事者の申立により、調停前の措置として、相手方その他の事件の関係人に対して、現状の変更又は物の処分禁止その他調停の内容たる事項の実現を不能にし又は著しく困難ならしめる行為の排除を命ずることができる。

2 前項の措置は、執行力を有しない。

(調停をしない場合)

第十三條 調停委員会は、事件が性質上調停するのに適当でないとき、又は当事者が不当な目的のみだりに調停の申立をしたと認めるときは、調停をしないものとして、事件を終了させることができる。

(調停の不成立)

第十四條 調停委員会は、当事者間に合意が成立する見込みがない場合又は成立した合意が相当でないと認める場合において、裁判所が第十七條の決定をしないときは、調停が成立しないものとして、事件を終了させることができる。

(裁判官の調停への準用)

第十五條 第八條、第九條及び第十一條から前條までの規定

第八條 調停委員会は、当事者の意見を聞き、相当であると認める者に調停の補助をさせることができる。

(旅費・日当・宿泊料)

第九條 調停委員及び前條の規定により調停の補助をした者には、最高裁判所の定める旅費、日当及び宿泊料を支給する。

(手数料)

第十條 調停の申立をするには、手数料を納めなければならない。

2 前項の手数料の額は、調停を求め事項の価額千円につき十円をこえない範囲内で、最高裁判所が定める。

3 調停を求め事項の価額を算定することができないときは、その価額は三万一千円とみなす。

(利害関係人の参加)

第十一條 調停の結果について利害関係を有する者は、調停委員会の許可を受けて、調停手続に参加することができる。

2 調停委員会は、相当であると認めるときは、調停の結果について利害関係を有する者を調停手続に参加させることができる。

は、裁判官だけで調停を行う場合に準用する。

(調停の成立・効力)

第十六條 調停において当事者間に合意が成立し、これを調書に記載したときは、調停が成立したものとし、その記載は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

(調停に代る決定)

第十七條 裁判所は、調停委員会の調停が成立する見込みがない場合において相当であると認めるときは、調停委員の意見を聞き、当事者双方のために衡平に考慮し、一切の事情を見て、職権で、当事者双方の申立の趣旨に反しない限度で、事件の解決のために必要な決定をすることができる。この決定においては、金銭の支払、物の引渡その他の財産上の給付を命ずることができる。

(異議の申立)

第十八條 前條の決定に対しては、当事者又は利害関係人は、異議の申立をすることができる。その期間は、当事者が決定の告知を受けた日から二週間とする。

2 前項の期間内に異議の申立があつたときは、同項の決定は、その効力を失う。

3 第一項の期間内は異議の申立がないときは、同項の決定

は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

(調停不成立等の場合の訴の提起)

第十九條 第十四條(第十五條において準用する場合を含む。)の規定により事件が終了し、又は前條第二項の規定により決定が効力を失つた場合において、申立人がその旨の通知を受けた日から二週間以内に調停の目的となつた請求について訴を提起したときは、調停の申立の時に、その訴の提起があつたものとみなす。

(受訴裁判所の調停)

第二十條 受訴裁判所は、適當であると認めるときは、職権で、事件を調停に付した上、管轄裁判所に処理させ又はみずから処理することができる。但し、事件について争点及び証拠の整理が完了した後において、当事者の合意がない場合には、この限りでない。

2 前項の規定により事件を調停に付した場合において、調停が成立し又は第十七條の決定が確定したときは、訴の取下があつたものとみなす。

3 第一項の規定により受訴裁判所がみずから調停により事件を処理する場合には、調停主任は、第七條第一項の規定にかかわらず、受訴裁判所がその裁判官の中から指定す

る。

(即時抗告)

第二十一條 調停手続における裁判に対しては、最高裁判所の定めるところにより、即時抗告をすることができる。その期間は、二週間とする。

(非訟事件手続法の準用)

第二十二條 特別の定がある場合を除いて、調停に関しては、その性質に反しない限り、非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第一編の規定を準用する。但し、同法第十五條の規定は、この限りでない。

(この法律に定めない事項)

第二十三條 この法律に定めるものの外、調停に関して必要な事項は、最高裁判所が定める。

第二章 特別

第一節 宅地建物調停

(宅地建物調停事件・管轄)

第二十四條 宅地又は建物の賃借その他の利用関係の紛争に関する調停事件は、紛争の目的である宅地若しくは建物の所在地を管轄する簡易裁判所又は当事者が合意で定めるその所在地を管轄する地方裁判所の管轄とする。

第二節 農事調停

(農事調停事件)

第二十五條 農地又は農業経営に附随する土地、建物その他の農業用資産(以下「農地等」という。)の賃借その他の利用関係の紛争に関する調停事件については、前章に定めるところの外、この節の定めるところによる。

(管轄)

第二十六條 前條の調停事件は紛争の目的である農地等の所在地を管轄する地方裁判所又は当事者が合意で定めるその所在地を管轄する簡易裁判所の管轄とする。

(小作官等の意見陳述)

第二十七條 小作官又は小作主事は、期日に出席し又は期日外において、調停委員会に対して意見を述べることができ

る。

第二十八條 調停委員会は、調停をしようとするときは、小作官又は小作主事の意見を聞かなければならない。

(裁判官の調停への準用)

第二十九條 前二條の規定は、裁判官だけで調停を行う場合に準用する。

(移送等への準用)

第三十條 第二十八條の規定は、裁判所が、第四條第一項但書若しくは第二項の規定により事件を移送し若しくはみずから処理しようとし、又は第十七條の決定をしようとする場合に準用する。

第三節 商事調停

(商事調停事件・調停委員会の定める調停條項)

第三十一條 商事の紛争に関する調停事件については、調停委員会は、当事者間に合意が成立する見込がない場合又は成立した合意が相当でないことを認める場合において、当事者間に調停委員会の定める調停條項に服する旨の書面による合意があるときは、申立により、事件の解決のために適当な調停條項を定めることができる。

2 前項の調停條項を調書に記載したときは、調停が成立したものとみなし、その記載は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

第四節 鉅害調停

(鉅害調停事件・管轄)

第三十二條 鉅害法(昭和二十五年法律第二百八十九号)に定める鉅害の賠償の紛争に関する調停事件は、損害の発生

地を管轄する地方裁判所の管轄とする。

(農事調停等に関する規定の準用)

第三十三條 第二十七條から第三十一條までの規定は、前條の調停事件に準用する。この場合において、第二十七條及び第二十八條中「小作官又は小作主事」とあるのは「通商産業局長」と読み替えるものとする。

第三章 罰則

(不出頭に対する制裁)

第三十四條 裁判所又は調停委員会の呼出を受けた事件の關係人が正当な事由がなく出頭しないときは、裁判所は、三千円以下の過料に処する。

(措置違反に対する制裁)

第三十五條 当事者又は参加人が正当な事由がなく第十二條(第十五條において準用する場合を含む。)の規定による措置に従わないときは、裁判所は、五千円以下の過料に処する。

(過料の裁判)

第三十六條 前二條の過料の裁判は、裁判官の命令で執行する。この命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

2 過料の裁判の執行は、民事訴訟に関する法令の規定に従つてする。但し、執行前に裁判の送達をすることを要しない。

3 非訟事件手続法第二百七條及び第二百八條ノ二中檢察官に関する規定は、第一項の過料の裁判には適用しない。

(評議の秘密を漏らす罪)

第三十七條 調停委員又は調停委員であつた者が正当な事由がなく評議の経過又は調停主任若しくは調停委員の意見若しくはその多少の数を漏らしたときは、五千円以下の罰金に処する。

(人の秘密を漏らす罪)

第三十八條 調停委員又は調停委員であつた者が正当な事由がなくその職務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六箇月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、昭和二十六年十月一日から施行する。

(借地借家調停法等の廃止)

第二條 借地借家調停法(大正十一年法律第四十一号)、小作

に改める。

第二百二十六條から第六十四條までを次のように改める。

第二百二十六條から第六十四條まで 削除

第九十五條を削る。

第六條 防火地区内借地権処理法(昭和二年法律第四十号)

の一部を次のように改正する。

第二條第二項中「借地借家調停法」を「民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)」に改める。

第七條 農村負債整理組合法(昭和八年法律第二十一号)の

一部を次のように改正する。

第五條を次のように改める。

第五條 削除

第六條中「金錢債務臨時調停法」を「民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)」に改める。

第八條 臨時農村負債処理法(昭和十三年法律第六十九号)

の一部を次のように改正する。

第五條中「金錢債務臨時調停法」を「民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)」に改める。

第六條中「金錢債務臨時調停法」を「民事調停法」に改

める。

民事調停法

民事調停法

調停法(大正十三年法律第十八号)、商事調停法(大正十三年法律第四十二号)及び金錢債務臨時調停法(昭和七年法律第二十六号)は、廃止する。

(農地調整法等の改正)

第三條 農地調整法(昭和十三年法律第六十七号)の一部を

次のように改正する。

第九條第三項但書中「小作調停法ニ依ル調停」を「民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)ニ依ル農事調

停」に改める。

第十條から第十四條までを次のように改め、第十四條ノ

二第二項を削る。

第十條乃至第十四條 削除

第四條 戦時民事特別法廢止法律(昭和二十年法律第四十六

号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第十四條乃至第十九條並ニ」を削る。

第五條 鉱業法の一部を次のように改正する。

目次中「和解の仲介及び調停」を「和解の仲介」に、「第

百九十一條―第百九十五條」を「第百九十一條―第百九十

四條」に改める。

「第三節 和解の仲介及び調停」を「第三節 和解の仲介」

第九條 罹災都市借地借家臨時処理法（昭和二十一年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

第二十三條中「借地借家調停法第四條ノ二及び第五條」を「民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）第二十條」に改める。

第十條 農業委員会法（昭和二十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第六條第一項第二号中「小作調停法（大正十三年法律第十八号）」を削る。

第十一條 家事審判法（昭和二十二年法律第五百二十二号）の一部を次のように改正する。

第三條に次の一項を加える。
家庭裁判所は、当事者の申立があるときは、前項後段の規定にかかわらず、調停委員会で調停を行わなければならない。

第十九條に次の一項を加える。

前項の規定により事件を調停に付した場合において、調停が成立し又は第二十三條若しくは第二十四條第一項の規定による審判が確定したときは、訴の取下があつたものとみなす。

第二十七條中「五百円」を「三千円」に改める。

第二十八條を第三十條とし、同條第一項中「千円」を「五千円」に改め、第二十九條を第三十一條とし、同條中「三千円」を「一万円」に改め、第二十七條の次に次の二條を加える。

第二十八條 調停委員会又は家庭裁判所により調停前の措置として必要な事項を命ぜられた当事者又は参加人が正当な事由がなくその措置に従わないときは、家庭裁判所は、これを五千円以下の過料に処する。

第二十九條 前二條の過料の審判は、家事審判官の命令でこれを執行する。この命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

過料の審判の執行は、民事訴訟に関する法令の規定に従つてこれをする。但し、執行前に審判の送達をすることを要しない。

非訟事件手続法第二百七條及び第二百八條ノ二中檢察官に関する規定は、第一項の過料の審判にはこれを適用しない。

第十二條 民事訴訟用印紙法（明治二十三年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第四條の次に次の一條を加える。

第四條ノ二 民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）第十九條又ハ家事審判法（昭和二十二年法律第五百十二号）第二十六條第二項ノ訴ノ訴状ニ付テハ調停ノ申立ノ手数料ト同額ノ印紙ハ之ヲ貼用シタルモノト看做ス（従前の調停事件）

第十三條 この法律施行前に裁判所が受理した調停事件については、なお従前の例による。

（調停委員となるべき者の選任等）

第十四條 この法律施行前に従前の法律の規定によつてした調停委員となるべき者の選任は、この法律の適用については、同法の規定によつてした選任とみなす。

2 この法律施行後に同法の規定によつてした調停委員となるべき者の選任は、従前の法律の適用については、同法の規定によつてした選任とみなす。

3 前二項の規定は、調停主任の指定に準用する。

第十五條 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 小作調停法又は金銭債務臨時調停法による調停委員又は農林物資規格法の一部を改正する法律

第二十七條中「五百円」を「三千円」に改める。

第二十八條を第三十條とし、同條第一項中「千円」を「五千円」に改め、第二十九條を第三十一條とし、同條中「三千円」を「一万円」に改め、第二十七條の次に次の二條を加える。

第二十八條 調停委員会又は家庭裁判所により調停前の措置として必要な事項を命ぜられた当事者又は参加人が正当な事由がなくその措置に従わないときは、家庭裁判所は、これを五千円以下の過料に処する。

第二十九條 前二條の過料の審判は、家事審判官の命令でこれを執行する。この命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

過料の審判の執行は、民事訴訟に関する法令の規定に従つてこれをする。但し、執行前に審判の送達をすることを要しない。

非訟事件手続法第二百七條及び第二百八條ノ二中檢察官に関する規定は、第一項の過料の審判にはこれを適用しない。

第十二條 民事訴訟用印紙法（明治二十三年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

調停委員であつた者のこの法律施行後の行為に対する罰則の適用についても、前項と同様とする。但し、従前の規定中「千円」とあるのは「五千円」とする。

3 この法律施行後の行為に対して従前の過料に関する規定を適用する場合には、その規定中「五十円」とあるのは「三千円」とし、「五百円」とあるのは「五千円」とする。但し、従前の家事審判法の規定中「五百円」とあるのは「三千円」とする。

4 この法律施行後に従前の例によるべき場合であつても、過料の裁判又は審判及びその執行については、第三十六條又はこの法律による改正後の家事審判法第二十九條の規定を適用する。

農林物資規格法の一部を改正する法律

（昭和二十六年六月九日法律第二百二十三号）

農林物資規格法（昭和二十五年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二條第二項を次のように改める。

- 2 この法律で「規格」とは、農林物資の等級及びその標準（荷造、包装等の条件を含む。）をいい、「日本農林規格」とは、第八條の規定により制定された規格をいう。
- 3 この法律で「登録格付機関」とは、第十七條第二項の規定により農林大臣の登録を受けた法人をいう。
- 2 調査会は、第十條第一項（第十一條において準用する場合を含む。）の規定により諮問された事項を調査審議し、その結果を農林大臣に答申するものとする。
- 4 第四條第四項中「三年」を「六箇月」に、第七條中「前四條」を「第四條」に、「調査会」を「調査会の委員」に、「省令」を「政令」に改める。
- 第八條を次のように改める。
（日本農林規格の制定）
- 第八條 農林大臣は、第一條に規定する目的を達成するため必要があると認めるときは、農林物資の種類を指定して、これについての規格を制定する。
- 2 前項の規格は、実質的に利害関係を有する者の意向を反映するよう、且つ、その適用に當つて同様な条件の下に

- ある者に対して不公正に差別を附することがないよう制定しなければならない。
- 2 農林大臣は、前項の規定による申出を受けた場合において、その申出に係る種類の農林物資について日本農林規格を制定する必要がないと認めるときは、理由を附してその旨を当該申出人に通知しなければならない。
 - 第十條を次のように改める。
 - 第十條 農林大臣は、必要があると認めるときは、日本農林規格を制定すべきかどうか、又は制定すべき日本農林規格の案について、調査会に諮問し、又は公聴会を開いて利害関係人及び学識経験のある者の意見を聞くことができる。
 - 2 調査会は、前項の諮問を受けたときは、省令で定める公正な手続に従つてこれを審議し、その結果を農林大臣に答申しなければならない。
 - 3 第一項の公聴会について必要な事項は、省令で定める。
 - 第十一條を削り、第十二條中「前四條」を「前三條」に改め、同條を第十一條とし、第十三條及び第十四條をそれぞれ第十二條及び第十三條とし、改正後の第十三條の次に次の一條を加え、第十五條を削る。

（規格の使用の制限）

- 第十四條 都道府県又は登録格付機関は、日本農林規格の制定されている農林物資について格付を行うには、日本農林規格によらなければならない。但し、輸出品取締法（昭和二十三年法律第五十三号）第三條の規定により定められた等級及びその標準又は同法第四條の規定により定められた標準若しくは条件によつて格付を行う場合は、この限りでない。
- 第十六條第三項中「その改正について調査会に適切な審議を行わせなければならない。」を「その改正をしなければならない。」に改め、同條を第十五條とし、第十七條第一項中「農林省の機関が」を「農林省の機関又は登録格付機関が、省令で定めるところにより、」に改め、同條を第十六條とする。
- 第十六條の次に次の三條を加える。
（登録）
- 第十七條 登録格付機関の登録を受けようとする者は、省令で定める手続に従い、農林物資の種類ごとに、一万円以内において政令で定める額の手数を納付して、農林大臣に登録の申請をしなければならない。
- 2 農林大臣は、前項の規定による申請があつた場合において農林物資規格法の一部を改正する法律

- て、その申請をした者が営利を目的としない法人であり、且つ、左に掲げる事項について農林大臣の定めて公示した登録基準に適合すると認められるときは、省令で定めるところにより、その登録をしなければならない。
- 一 格付のために使用する設備、機械及び器具
 - 二 格付に従事する者の資格及び人員
 - 三 格付を行う区域
 - 3 左の各号の一に該当する法人は、登録格付機関の登録を受けることができない。
 - 一 その法人又はその業務を行う役員がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けることなくつた日から一年を経過しないもの
 - 二 次條第一項の規定により登録を取り消され、その取消の日から一年を経過しない法人
 - 三 最近一年以内において前号の法人の業務を行う役員であつた者がその業務を行う役員となつてゐる法人
 - 四 事業者団休法（昭和二十三年法律第九十一号）第四條及び第五條の規定の適用を受ける事業者団休
 - 五 前号の事業者団休の業務を行う役員又は管理人である

4 者がその業務を行つた役員又は管理人となつて法人登録は、左に掲げる事項を登録台帳に記載して行つた。

一 登録番号

二 登録格付機関の名称及び住所

三 登録格付機関が格付を行つた農林物資の種類

5 農林大臣は、第二項の登録をしたときは、遅滞なく前項に掲げる事項を公示しなければならない。

6 登録格付機関は、第四項第二号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なくその旨を農林大臣に届け出なければならない。

7 農林大臣は、前項の届出があつたときは、遅滞なくその旨を公示しなければならない。

(登録の取消)

第十七の二 農林大臣は、登録格付機関が左の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて日本農林規格によつて行つた格付の停止を命ずることができ、

一 前條第二項に規定する登録基準に適合しなくなつたとき。

二 不正な手段により登録を受けたとき。

三 この法律若しくはこの法律に基く命令の規定又はこれらの規定に基く処分違反したとき。

2 農林大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、当該登録格付機関に対し、あらかじめ、期日、場所及び当該処分の原因たる事由を通知して公開による聴聞を行い、その者又はその代理人が証拠を提出して意見を述べ、機会を与えなければならない。

3 農林大臣は、第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を公示しなければならない。

(日本農林規格登録格付機関と名称の使用の禁止)

第十七の三 登録格付機関でない者は、日本農林規格登録格付機関という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

2 登録格付機関は、その登録した農林物資以外の農林物資については、日本農林規格登録格付機関という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

第十八條を次に改める。

(規格証票等の表示の禁止)

第十八條 農林省の機関、都道府県及び登録格付機関以外の者は、農林物資又はその包装若しくは容器に規格証票又は

これに紛らわしい表示を附してはならない。

2 農林省の機関、都道府県又は登録格付機関は、第十六條第一項の規定による格付を行つたときでなければ、当該農林物資又はその包装若しくは容器に規格証票又はこれに紛らわしい表示を附してはならない。

第十九條の見出しとして「(包装材料等の再使用の制限)」を加える。

第二十一條中「都道府県」の下に「若しくは登録格付機関」を、第二十二條第一項中「都道府県」の下に「又は登録格付機関」を、「当該都道府県」の下に「又は当該登録格付機関」を加え、同條第二項を削る。

第二十四條第一号中「第十四條」を「第十三條」に、同條第二号中「第十八條」を「第十八條第一項」に改め、同條の次に次の三條を加え、第二十五條中「前條」を「前四條」に、「同條」を「各本條」に改める。

第二十四條の二 左の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした登録格付機関の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第十四條の規定に違反したとき。

農林物資規格法の一部を改正する法律

二 第十八條第二項の規定に違反したとき。

第二十四條の三 第十七條の三第一項の規定に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

第二十四條の四 左の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした登録格付機関の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第十七條第六項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第十七條の三第二項の規定に違反したとき。

三 第二十一條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第二十二條の規定による禁止に違反したとき。

附則第四項中「第八條から第十一條まで」を「第八條」に改める。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 3 この法律の施行の際現に農林物資規格調査会の委員である者の任期は、第四條第四項の改正規定にかかわらず、こ

住宅金融公庫法の一部を改正する法律

の法律の施行の日から起算して六箇月を経過した時に満了するものとする。

住宅金融公庫法の一部を改正する法律
(昭和二十六年六月九日法律第二百二十四号)

住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第二十條第一項を次のように改める。

第十七條第一項又は第二項の規定による貸付金の一戸当りの金額の限度は、左のとおりとする。

区別	貸付金の限度
木造の住宅又は木骨防火造の住宅の建設及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	住宅の建設費(建設費が標準額をこえる場合)又は標準額(標準額をこえない場合)の八割に相当する金額
耐火構造の住宅の建設及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	二十五年内
耐火構造の住宅の建設及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	三十五年内

簡易耐火構造の住宅(外壁をコンクリート造、柱を木造とし、床は板を敷き、天井は石膏ボードを貼付し、屋根は瓦葺きとし、基礎はコンクリート造とする)の建設費又は土地若しくは借地権の金額の八割五分に相当する金額

2 前項に規定する住宅の構造について必要な技術的事項は、主務省令で定める。

同條第三項を削り、同條第二項中「前項」を「第一項」に、「六十平方メートル」を「六十七平方メートル」に改め、同項を同條第三項とし、同條第四項中「前項」を「同項」に改める。

第二十一條第一項及び第二項を次のように改める。

第十七條第一項又は第二項の規定による貸付金の利率は年五分五厘とし、その償還期間は、左のとおりとする。

区別	償還期間
木造の住宅又は木骨防火造の住宅の建設及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	十八年以内

ごとに三万円以内において政令で定める額を支払わなければならない。

2 前項の加入申込をした者が同項の規定による支払をしな

第二條 電気通信大臣は、前條第一項の規定による支払があつた加入電話に係る加入契約が加入電話の設置の日から五年以内にその効力を失つたときは、同項の規定により支払つた額を同項の規定による支払をした者又はその承継人に支払わなければならない。

(戦災電話の復旧の場合の負担)

第三條 この法律の施行の際現に戦災により滅失している加入電話の加入者は、電気通信大臣がこの法律の施行の日から昭和三十一年三月三十一日までの間にその加入電話の復旧工事を完了したときは、電気通信大臣が定める期日までに、第一條第一項の政令で定める額を支払わなければならない。

2 前項の加入者が同項の規定による支払をしな

第四條 電気通信大臣は、前條第一項の加入電話であつて、

2 前條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

附則

この法律は、昭和二十六年七月一日から施行する。但し、この法律施行前に住宅金融公庫が資金の貸付をし又は貸付の申込を受理したものであるについては、償還期間については、この法律による改正後の住宅金融公庫法第二十一條の規定を適用し、その他の事項については、なお従前の例による。

電話設備費負担臨時措置法

(昭和二十六年六月九日法律第二百二十五号)

(加入申込の場合の負担)

第一條 加入電話(三十日以内の加入期間を指定して加入申込をするものを除く。)の加入申込をした者は、電気通信大臣がこの法律の施行の日から昭和三十一年三月三十一日までの間に加入申込の承諾の通知を發したときは、電気通信大臣が定める期日までに、加入電話及び電話取扱局の種類

電話設備費負担臨時措置法

同項の規定による支払があつたものに係る加入契約がその効力を失つたときは、同項の規定により支払つた額を加入契約が効力を失つた際における加入者に支払わなければならない。

(増設機械の設置の場合の負担)

第五條 加入電話の増設機械たる交換機又は電話機(三十日以内の使用期間を指定して請求するものを除く。以下単に「増設機械」という。)の設置の請求をした加入者は、電気通信大臣がこの法律の施行の日から昭和三十一年三月三十一日までの間にその請求に必ずべき旨の通知を發したときは、電気通信大臣が定める期日までに、設備の種類ごとにその設置に通常要する費用の額以内に政令で定める額を支払わなければならない。但し、加入者が所有する増設機械については、この限りでない。

2 前項の加入者が同項の規定による支払をしないときは、電気通信大臣は、同項の請求に應じないものとする。

第六條 電気通信大臣は、前條第一項の規定による支払があつた増設機械が設置の日から十年以内に左の各号の一に該当するに至つたときは、同項の規定により支払つた額から、その設置の日からその増設機械が左の各号の一に該当する

に至つた日までの期間(その期間に六箇月未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、六箇月以上一年未満の端数があるときは、その端数を一年として計算する。以下同じ。)一年につき同項の規定により支払つた額の十分の一に相当する額を控除した額を、その増設機械が左の各号の一に該当するに至つた際における加入者又はその承継人に支払わなければならない。

- 一 加入者がその使用を廃止したとき。
- 二 加入者がその設置の請求を取り消したとき。
- 三 電気通信大臣がその使用を禁止したとき。

2 前項の場合において、同項各号の一に該当するに至つた増設機械が前條第一項の規定による支払があつた増設機械の一部であるときは、前項の規定により支払うべき額は、前條第一項の規定により支払つた額のうちその増設機械の一部に係る額から、その設置された日からその増設機械が前項各号の一に該当するに至つた日までの期間一年につきその額の十分の一に相当する額を控除した額とする。

3 前二項の規定の適用については、同一の加入回線に設置された増設機械であつて、設置の日が同一であるものは、一の増設機械とみなす。

4 電気通信大臣は、第一項の場合において、その増設機械

第一章 総則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、診療の用に供するエックス線の取扱に従事する者の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるより規律することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律で「診療エックス線技師」とは、都道府県知事の免許を受けて、医師又は歯科医師の指示のもとに、エックス線を人体に対して照射(撮影を含む。以下同じ。)することを業とする者をいう。

第二章 免許、診療エックス線技師籍及び登録

(免許)

第三條 診療エックス線技師にならうとする者は、診療エックス線技師試験に合格し、都道府県知事の免許を受けなければならない。

2 虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けた者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

(絶対的欠格事由)

第四條 左の各号に掲げる者には、免許を与えない。
一 精神障害者
二 つんば、おし又は盲の者

のうち共電式複式又は自動式の交換機については、その交換機を引き続きその設置の場所で使用することができないときは、その撤去に要する費用の額を同項の規定により支払わなければならない額から控除する。

(適用除外)

第七條 この法律の規定は、国の機関の加入申込又は加入電話若しくは増設機械には、適用しない。

附則

この法律は、昭和二十六年七月一日から施行する。

診療エックス線技師法

(昭和二十六年六月十一日
法律第二百二十六号)

目次

第一章 総則(第一條・第二條)
第二章 免許、診療エックス線技師籍及び登録(第三條―第十六條)
第三章 診療エックス線技師試験(第十七條―第二十三條)
第四章 業務(第二十四條―第二十七條)
附則

号)によるは死亡又失その届出義務者は、三十日以内に、住所地の都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

2 前項の規定に違反した者は、三千円以下の過料に処する。
(省令への委任)

第十六條 この法律に規定するものの外、免許の申請及び診療エックス線技師籍に關して必要な事項は、省令で定める。

第三章 診療エックス線技師試験

(試験の目的)

第十七條 診療エックス線技師試験は、診療エックス線技師として具有すべき知識及び技能について行ひ。

(試験の実施)

第十八條 診療エックス線技師試験は、厚生大臣が行ひ。

(試験委員)

第十九條 診療エックス線技師試験の問題の作成、採点その他診療エックス線技師試験の実施に關して必要な事項をつかさどらせるため、厚生省に診療エックス線技師試験委員を置く。

2 診療エックス線技師試験委員は、診療エックス線に關し

学識経験のある者のうちから、厚生大臣が任命する。

3 前二項に定めるものの外、診療エックス線技師試験委員に關し必要な事項は、政令で定める。
(受験資格)

第二十條 診療エックス線技師試験は、左の各号の一に該当する者でなければ受けることができない。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十六條第一項(大学への入学資格)の規定により大学に入学することができ、文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した診療エックス線技師養成所において二年以上診療エックス線技師として必要な知識及び技能の修習をおえたもの

二 外国の診療エックス線技術に關する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で診療エックス線技師免許に相当する免許を受けた者で、厚生大臣が前項に掲げるものと同等以上の学力及び技能を有すると認められたもの
(不正行為の禁止)

第二十一條 診療エックス線技師試験に關して不正の行為があつた場合には、その不正行為に關係のある者についてその受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができ

る。この場合においては、なお、その者について期間を定めて診療エックス線技師試験を受けることを許さないことができる。

(試験手数料)

第二十二條 診療エックス線技師試験を受けようとする者は、省令の定めるところにより、試験手数料を納めなければならない。

(省令への委任)

第二十三條 この法律に規定するものの外、試験の科目、受験手続その他診療エックス線技師試験に關して必要な事項及び第二十條第一号の学校又は診療エックス線技師養成所に關して必要な事項は、省令で定める。

第四章 業務

(禁止行為)

第二十四條 医師、歯科医師又は診療エックス線技師でなければ、エックス線を人体に対して照射することを業としてはならない。

2 前項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

(名称の禁止)

診療エックス線技師法

第二十五條 診療エックス線技師でなければ、診療エックス線技師という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

(業務上の制限)

第二十六條 診療エックス線技師は、医師又は歯科医師の具体的な指示を受けなければ、エックス線を人体に対して照射してはならない。

2 診療エックス線技師は、病院又は診療所以外の場所においてその業務を行つてはならない。但し、左に掲げる場合はこの限りでない。

一 医師又は歯科医師が診察した患者について、その医師又は歯科医師の指示を受け、出張して照射をする場合
二 多数の者の健康診断を一時に行う場合において、医師又は歯科医師の立会のもとに照射をするとき。

3 前二項の規定に違反したときは、一万円以下の罰金に処する。

(照射録)

第二十七條 診療エックス線技師は、エックス線を人体に対

して照射したときは、遅滞なく左の事項を記載した照射録を作成し、その照射について指示をした医師又は歯科医師の署名を受けなければならない。

- 一 照射を受けた者の住所、氏名、性別及び年齢
- 二 照射の年月日
- 三 照射の方法（具体的に且つ精細に記載すること。）
- 四 指示を受けた医師又は歯科医師の氏名及びその指示の内容

2 都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項の照射録を提出させ、又は当該職員に照射録を検査させることができる。

3 前項の規定によつて検査に従事する職員は、その身分を証明する証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

4 第一項の規定に違反した者は、五千円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

6 前項の業務禁止の処分違反した者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

(試験)

7 厚生大臣は、昭和三十一年十二月三十一日までの間に、第二項の届出をした者に対して、特に試験を行う。この場合には、第十八條（診療エックス線技師試験の実施）及び第二十一條（不正行為の禁止）の規定を準用する。

8 前項の試験に關して必要な事項は、省令で定める。（免許の特例）

9 都道府県知事は、第七項の試験に合格した者に対し、第三條（免許）の規定にかかわらず、診療エックス線技師の免許を与えることができる。（厚生省設置法の一部改正）

10 厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

- 第五條中第三十七号の次に次の一号を加える。
- 三十七の二 診療エックス線技師の試験を行うこと。
- 第十條第三号中「保健婦」を「診療エックス線技師、保健婦」に改める。

(現在の業務者の届出)

2 この法律施行の際、現に第二條（診療エックス線技師の定義）に規定する業務を行つてゐる者又はこの法律施行前引き続き三年以上第二條に規定する業務を行つてゐた者は、この法律施行後三箇月以内に、その氏名、年齢、性別、本籍及び住所並びに業務に従事している施設の名称及び所在地をその住所地の都道府県知事に届け出なければならない。

(業務の暫定的継続)

3 前項に規定する者は同項の届出をするまでの間、同項の届出をした者はその届出をした後昭和三十一年十二月三十一日までの間、第二十四條（禁止行為）の規定にかかわらず、第二條の業務を行うことができる。

4 前項に規定する者については、第二十六條（業務上の制限）及び第二十七條（照射録）の規定を準用する。

(業務の禁止)

5 都道府県知事は、第三項に規定する者が第四條（絶対的欠格事由）各号の一又は第五條（相対的欠格事由）各号の一に該当するに至つたときは、その業務を禁止することができる。

民間學術研究機関の助成に關する法律

(昭和二十六年六月十一日法律第二百二十七号)

(目的)

第一條 この法律は、民間學術研究機関がわが国の學術及び産業の振興上重要な使命を有することに堪がみ、これに対し現下の經濟情勢に対処して財政的援助を行い、學術の研究の遂行を容易にすることを目的とする。

(定義)

第二條 この法律で「民間學術研究機関」（以下「研究機関」といふ。）とは、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四條の規定により設立された法人で、學術の研究を目的とするものをいふ。

(研究機関の助成)

第三條 国は、研究機関に対し、予算の範囲内で、その維持運営に要する経費の一部を補助することができる。

(補助の申請)

第四條 研究機関は、前條の規定による補助金の交付を受けようとするときは、主務大臣に申請しなければならない。

(補助の決定)

第五條 主務大臣は、前條の申請があつたときは、左に掲げる要件を備えているかどうかを審査し、備えていると認めるときは当該研究機関に対する補助金の額及び使用の目的を決定し、備えていないと認めるときは補助をしない旨の決定をするものとする。

- 一 当該研究機関の行方研究が学術又は産業の振興上重要なものであること。
- 二 当該研究機関がその研究を遂行するために必要な研究者及び研究設備を有すること。
- 三 当該研究機関において補助を必要とする相当な事由があること。

2 主務大臣は、前項の規定により審査をするに当つては、審査の方針及び対象の範囲をあらかじめ日本学術会議に諮問してその意見を聞かなければならない。

(通知)

第六條 主務大臣は、前條第一項の決定をしたときは、すみやかに当該研究機関に対し、これを通知しなければならない。

(補助金の目的外流用の禁止)

決定を受けた研究機関に対して報告をさせ、又はその職員をして帳簿その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを呈示しなければならない。

(収支決算書)

第十二條 補助金の交付を受けた研究機関は、毎会計年度、収支決算書を作製し、主務大臣に提出しなければならない。

(委任規定)

第十三條 補助金の交付の申請手続、補助金の交付を受けた研究機関において備えつるべき帳簿その他この法律施行のため必要な事項は、主務省令で定める。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二百九十六條中「宗教法人、」の下に「民法第三十四條の法人で学術の研究を目的とするもの」を加える。

第三百四十八條第二項第十号の次に次の一号を加える。

産業教育振興法

第七條 研究機関は、交付を受けた補助金を第五條第一項の決定により定められた目的以外の目的に使用してはならない。

(補助金の経理)

第八條 研究機関は、交付を受けた補助金については、他の収入支出と区別してその経理を明らかにしなければならない。

(公表義務)

第九條 補助金の交付を受けた研究機関は、その研究の成果を公表しなければならない。

(補助金の還付等)

第十條 主務大臣は、補助の決定を受けた研究機関が、左の各号の一に該当するときは、当該決定を取り消し、補助金の交付を停止し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の還付を命ずるものとする。

- 一 第五條第一項各号の要件を欠くにいたつたとき。
- 二 前三條の規定に違反したとき。

2 前項の処分については、第五條第二項の規定を準用する。

(監督)

第十一條 主務大臣は、必要があると認めるときは、補助の

十一 民法第三十四條の法人で学術の研究を目的とするものがその目的のため直接その研究の用に供する固定資産

産業教育振興法

(昭和二十六年六月十一日法律第二百二十八号)

目次

第一章 総則（第一條—第三條）

第二章 産業教育審議会

第一節 中央産業教育審議会（第四條—第九條）

第二節 地方産業教育審議会（第十條—第十四條）

第三章 財政的援助

第一節 公立学校（第十五條—第十八條）

第二節 私立学校（第十九條）

附則

第一章 総則

(目的)

第一條 この法律は、産業教育がわが国の産業経済の発展及び国民生活の向上の基礎であることにかんがみ、教育基本

法（昭和二十二年法律第二十五号）の精神にのっとり、産業教育を通じて、勤労に対する正しい信念を確立し、産業技術を習得させるとともに工夫創造の能力を養い、もつて経済自立に貢献する有為な国民を育成するため、産業教育の振興を図ることを目的とする。

（定義）

第二條 この法律で「産業教育」とは、中学校（盲学校、ろう学校及び養護学校の中学部を含む。以下同じ。）、高等学校（盲学校、ろう学校及び養護学校の高等部を含む。以下同じ。）又は大学が、生徒又は学生に対して、農業、工業、商業、水産業その他の産業に従事するために必要な知識、技能及び態度を習得させる目的をもつて行つた教育（家庭教育を含む。）をいう。

（国の任務）

第三條 国は、この法律及び他の法令の定めるところにより、地方公共団体が左の各号に掲げるような方法によつて産業教育の振興を図ることを奨励しなければならない。
一 産業教育の振興に関する総合計画を樹立すること。
二 産業教育に関する教育の内容及び方法の改善のため必要な援助を与えること。

三 産業教育に関する施設又は設備を整備し、及びその充実に努めること。

四 産業教育に従事する教員又は指導者の現職教育又は養成の計画を樹立し、及びその実施を図ること。
五 産業教育の実施について、産業界との協力を促進すること。

第二章 産業教育審議会

第一節 中央産業教育審議会

（設置）

第四條 文部省に、中央産業教育審議会（以下「中央審議会」という。）を置く。

（組織）

第五條 中央審議会は、二十人の委員で組織する。

- 2 委員は、左に掲げる者につき、文部大臣が任命する。
 - 一 産業経済界における学識経験がある者 四人
 - 二 教育界における学識経験がある者 八人
 - 三 勤労界における学識経験がある者 四人
 - 四 関係行政機関の職員 四人
- 3 前項第一号から第三号までに掲げる者のうちから任命される委員の任期は、二年とする。但し、欠員が生じた場合

の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（権限）

第六條 中央審議会は、第三條各号に掲げるような事項その他産業教育に関する重要事項について、文部大臣の諮問に応じて調査審議し、及びこれらの事項に関して文部大臣に建議する。

（専門委員）

第七條 中央審議会に、専門の事項を調査審議するため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、産業教育に關し学識経験がある者及び関係行政機関の職員のうちから、中央審議会の推薦に基づいて文部大臣が任命する。

（委員及び専門委員の費用弁償等）

第八條 委員及び専門委員は、非常勤とする。

2 委員及び専門委員は、その職務を行つたために要する費用の弁償を受けることができる。

3 費用弁償の額及びその支給方法は、文部大臣が大蔵大臣に協議して定める。

（政令への委任）

産業教育振興法

第九條 中央審議会に關し必要な事項は、この法律に規定するものを除くほか、政令で定める。

第二節 地方産業教育審議会

（設置）

第十條 この法律の規定により国の財政的援助を受ける都道府県に、地方産業教育審議会（以下「地方審議会」という。）を置くものとする。

2 市町村（市町村の組合及び特別区を含む。以下同じ。）に、地方審議会を置くことができる。

（組織）

第十一條 地方審議会は、都道府県にあつては十人以上二十人以内、市町村にあつては五人以上十五人以内において條例で定める員数の委員で組織する。

2 前項の條例に關する議案の作成及び提出については、教育委員会法（昭和二十三年法律第七十号）第六十一条に規定する事件の例による。

3 第一項の委員は、第五條第二項の例に準じて、それぞれ、都道府県又は市町村の教育委員会が任命する。

4 前項の委員の任命に當つては、あらかじめ都道府県の教育委員会は知事の、市町村の教育委員会は市町村長の意見

を聞かなければならない。

(権限)

第十二條 地方審議會は、それぞれ、当該都道府県又は市町村の区域内で行われる産業教育に関し、第三條各号に掲げるような事項その他産業教育に関する重要事項について、都道府県の教育委員会若しくは知事又は市町村の教育委員会の諮問に依りて調査審議し、及びこれらの事項に関して都道府県の教育委員会若しくは知事又は市町村の教育委員会に建議する。

(委員の費用弁償等)

第十三條 委員は、非常勤とする。

2 委員は、その職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

3 前項の費用は、それぞれ、都道府県又は市町村の負担とする。

4 費用弁償の額及びその支給方法は、條例で定めなければならない。

(教育委員会規則への委任)

第十四條 地方審議會に関し必要な事項は、この法律に規定するものを除くほか、それぞれ、当該都道府県又は市町村

の教育委員会規則で定める。

2 前項の規則の制定に当つては、あらかじめ都道府県の教育委員会は知事と、市町村の教育委員会は市町村長と協議しなければならない。

第三章 財政的援助

第一節 公立学校

(補助)

第十五條 国は、公立学校の設置者が左の各号に掲げる施設又は設備で中央審議會の議を経て政令で定める基準に達していないものについてこれを当該基準にまで高めようとする場合においては、これに要する経費について当該設置者に対し、豫算の範囲内において補助するものとする。

一 高等学校における産業教育のための実験実習の施設又は設備

二 中学校又は高等学校が産業教育のため共同して使用する実験実習の施設又は設備

三 中学校における産業教育のための実験実習及び職業指導のための施設又は設備

四 産業教育に従事する教員又は指導者の現職教育又は養成を行う大学における当該現職教育又は養成のための実

験実習の施設又は設備

2 前項に規定するもののほか、国は公立学校の設置者に対し、予算の範囲内において、左の各号に掲げる経費について、補助するものとする。

一 国又は地方の産業の発展のために必要と認められる産業教育を行う高等学校又は短期大学で、文部大臣が高等学校にあつては都道府県の教育委員会の推薦に基いて、短期大学にあつてはその設置者の申請により指定するものが当該教育を行うために必要な実験実習の施設又は設備の充実に要する経費

二 地方の産業教育及びこれに関する研究の中心施設として文部大臣が都道府県の教育委員会の推薦に基いて指定する中学校又は高等学校が当該教育又は研究を行うために必要な実験実習の施設又は設備に要する経費及び当該研究を行うために必要なその他の経費

三 産業教育に従事する教員及び指導者の現職教育に必要な経費

四 その他産業教育の奨励のために特に必要と認められる経費

(短期の産業教育)

産業教育振興法

第十六條 国は、公立の中学校又は高等学校が中学校卒業後

産業に従事し、又は従事しようとする青少年のために地方の実情に応じた技能教育を主とする短期の教育(別科における教育及び学校において社会教育として行いものを含む)を行う場合においては、当該学校の設置者に対し、当該教育に必要な施設又は設備及びその運営に要する経費について、中央審議會の議を経て政令で定める基準に従い、予算の範囲内において補助するものとする。

(補助金の返還等)

第十七條 文部大臣は、補助金を受けた者が左の各号の一に該当するに至つたときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、すでに交付した当該年度の補助金を返還させるものとする。

一 この法律又はこの法律に基く政令の規定に違反したとき。

二 補助金交付の條件に違反したとき。

三 虚偽の報告によつて補助金の交付を受けたことが明らかになつたとき。

(政令への委任)

第十八條 この節に定めるものを除くほか、補助金の交付に

農漁業協同組合再建整備法の一部を改正する法律

(昭和二十六年六月十一日
法律第二百三十一号)

農漁業協同組合再建整備法(昭和二十六年法律第四百十号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

農林漁業組合再建整備法

「農漁業協同組合」を「農林漁業組合」に改める。

第一條中「農業」の下に「林業」を加える。

第二條第一項中「農業協同組合連合会」の下に「森林組合、森林組合連合会」を加える。

第九條第二項第二号中「農業協同組合連合会」の下に「森林組合連合会」を加える。

附則第二項中「六億五千万円」を「七億円」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

海上運送法の一部を改正する法律

(昭和二十六年六月十二日
法律第二百三十二号)

海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項を次のように改める。

3 この法律において「定期航路事業」とは、一定の航路に船舶を就航させて一定の日程表に従つて運送する旨を公示して行つた船舶運航事業をいい、これを旅客定期航路事業と貨物定期航路事業とに分ける。

第二條第四項を同條第六項とし、以下順次二項ずつ繰り下げ、同條第三項の次に次の二項を加える。

4 この法律において「旅客定期航路事業」とは、旅客船(十人以上の旅客定員を有する船舶をいう。以下同じ)による定期航路事業をいい、「貨物定期航路事業」とは、その他の定期航路事業をいう。

5 この法律において「不定期航路事業」とは、定期航路事業以外の船舶運航事業をいう。
第二條第十二項の次に次の一項を加える。

13 この法律において「港灣関係業」とは、定期航路事業に直結して行つた海上運送取扱業又は定期航路事業のために船舶のけい留施設若しくは荷さばき施設を供給する事業をいふ。「港灣関係業者」とは、港灣関係業を営む者をいう。

第三條、第四條、第七條、第八條、第十七條及び第十八條中「定期航路事業」を「旅客定期航路事業」に、第八條から第十六條まで、第十八條及び第十九條中「定期航路事業者」を「旅客定期航路事業者」に改める。

第十九條の次に次の三條を加える。

(貨物定期航路事業の届出)

第十九條の二 貨物定期航路事業を営もうとする者は、省令の定める手続により、航路ごとに、その事業の開始の日の前十日前までに、運輸大臣にその旨を届け出なければならぬ。

2 貨物定期航路事業を営む者が、その事業を廃止したときは、省令の定める手続により、航路ごとに、廃止の日から三十日以内に、運輸大臣にその旨を届け出なければならぬ。

(貨率表の公示等)

第十九條の三 貨物定期航路事業を営む者は、当該航路による海上運送法の一部を改正する法律

り貨物(石炭、ばら積の穀類その他大量輸送に適する貨物であつて省令で定めるものを除く)を運送する場合には、貨率表を定め、これを実施する前に、公示し、且つ、省令の定める手続により、運輸大臣に届け出なければならぬ。

(旅客船による貨物の運送についての準用)

第十九條の四 前條の規定は、旅客定期航路事業者が当該航路に就航する旅客船により手荷物及び小荷物以外の貨物を運送する場合に準用する。

第二十條の次に次の一條を加える。

(対外定期航路事業)

第二十條の二 第三條から第十九條まで及び前條の規定は、本邦(本州、北海道、四国、九州及び省令の定めるその附属の島をいう。以下同じ)の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行つた定期航路事業(以下「対外定期航路事業」という。)については、適用しない。

2 対外定期航路事業を営む者は、省令の定める手続により、航路ごとに、その事業の開始の日から三十日以内に、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。

3 対外定期航路事業を営む者が、その事業を廃止したときは、省令の定める手続により、航路ごとに、廃止の日から三十日以内に、運輸大臣にその旨を届け出なければならぬ。

第二十一條第一項中「定期航路事業者」を「定期航路事業を営む者（以下「定期航路事業者」という。）」に改める。

第二十六條第一項中「運輸大臣は、」の下に「本邦の各港間の航海であつて、」を加える。

第二十八條第三号中「当該荷主に対し、」の下に「不公正又は不当に、」を加える。

第三十條第三号を削り、同條第二号の次に次の三号を加える。

三 虚偽の運賃請求書を作成し、運送貨物の品目又は等級について賃率表の適用を偽り、運送貨物の数量を偽り、その他不公正な方法によつて、第十九條の三（第十九條の四において準用する場合を含む。）の規定により届け出た賃率表の運賃及び料金より高い金額又は低い金額で貨物を運送すること。

四 船舶運航事業者が加入を申し出た場合において、他の加盟者に比べ、加入の条件が不当に差別的であり、又は

正当且つ合理的な理由がないのに加入を認めない明示又は黙示の貨客の運送に関する結合、協定又は申し合わせに参加すること。

五 荷主若しくは港によつて、又は日本の輸出業者に対して外国の競争者に比べ、不当に差別的な運賃及び料金を設定し、その他不当な運賃及び料金を設定する明示又は黙示の貨客の運送に関する結合、協定又は申し合わせに参加すること。

第三十條の次に次の二條を加える。

（港灣関係者についての準用）

第三十條の二 第二十八條（各号列記の部分を除く。）及び第二十九條の規定は、港灣関係業者が他の港灣関係業者とする港灣関係業に関する取扱条件に関する事項を内容とする協定等について準用する。但し、当該港灣関係業に關連する船舶運航事業を行ふ船舶運航事業者が他の船舶運航事業者と協定等を行わない場合には、この限りでない。

2 前條の規定は、港灣関係業者が前項の協定等をした場合について準用する。

（荷主の禁止行為）

第三十條の三 荷主は、定期航路事業者と通謀して、虚偽の

運賃請求書を受領し、運送貨物の品目又は等級について賃率表の適用を偽り、運送貨物の数量を偽り、その他著しく

不公正な方法によつて、定期航路事業者が第十九條の三（第十九條の四において準用する場合を含む。）の規定により届け出た賃率表の運賃及び料金より低い金額で当該定期航路事業者に貨物を運送させてはならない。

第三十一條中「前條各号」を「第三十條各号（第三十條の二第二項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四十二條中「船舶運営会」を「船舶管理委員会」に、「定期航路事業」を「旅客定期航路事業」に改める。

第四十二條の二を次のように改める。

第四十二條の二 削除

第四十七條中「定期航路事業」を「旅客定期航路事業」に改める。

第四十七條の二の次に次の二條を加える。

第四十七條の三 第三十條第三号の規定に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

第四十七條の四 第三十條の三の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

第四十八條第六号中「第二十九條」の下に「（第三十條の二

海上運送法の一部を改正する法律

第一項において準用する場合を含む。）」を加える。

第四十九條を次のように改める。

第四十九條 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処する。

一 第十九條の二、第二十條の二第二項若しくは第三項、第二十三條又は第二十四條（第三十三條においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二 第十九條の三（第十九條の四において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
附則第二項中「二年」を「四年」に改める。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（他の法律の改正）

2 運輸省設置法（昭和二十四年法律第一百五十七号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項第十五号の二中「定期航路事業」を「旅客定期航路事業」に改める。

（経過規定）

3 この法律施行の際現に貨物定期航路事業又は旅客定期航路事業を営んでいる者は、この法律施行の日から六十日以内は、第十九條の三（第十九條の四において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、これらの規定による届出又は公示をすることを要しない。

（船舶の借受の許可）
4 海上運送法第四十四條の二第一項の規定のうち、船舶の借受の許可に関する部分は、この法律施行の日に再びその効力を発生し、この法律施行の日から一年を経過した日にその効力を失う。但し、その効力を失う時までにした行為に対する罰則の適用については、その時以後も、なおその効力を有する。

警察法の一部を改正する法律

（昭和二十六年六月十二日
法律第二百三十三号）

警察法（昭和二十二年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

「都道府県警察長」を「隊長」に改める。
第十五條の次に次の一條を加える。

第十五條の二 国家地方警察の警察官の階級は、長官、次長、警視長、警視正、警視、警部、警部補、巡査部長及び巡査とする。

警察官は、上官の指揮監督を受け、警察の事務を掌る。基礎的な警察訓練の過程を経ない者は、これを国家地方警察の警察官として勤務につけることはできない。

警察官の宣誓、教育訓練、礼式及び服制について必要な事項は、国家公安委員会がこれを定める。

第十九條に次の一項を加える。
管区警察学校及び警察大学校に在籍する警察官は、五千人を限り、これを第四條第一項の定員の外に置くことができる。

第二十條第一項を次のように改める。

都府県知事の所轄の下に、一の都府県公安委員会を置く。

北海道には、道知事の所轄の下に、下部行政区画により、道知事の意見を聴いて国家公安委員会の定めるところに従い、十四以内の道公安委員会を置く。

第二十條の次に次の一條を加える。

第二十條の二 都道府県知事は、治安維持上重大な事案につきやむを得ない事由があると認めるときは、当該都道府県

の区域内の市町村警察の管轄区域内における当該事案を国家地方警察に処理させることを当該都道府県公安委員会に要求することができる。

都道府県公安委員会は、前項に規定する要求があつたときは、当該都道府県国家地方警察に当該事案を処理させなければならぬ。この場合においては、国家地方警察は、第二十七條の規定にかかわらず、その管轄区域外において職権を行うことができる。

前項の場合において、市町村警察が国家地方警察から事案の処理の通知を受けたときは、当該市町村警察は、当該事案の処理については、当該都道府県公安委員会の運営管理に服するものとする。

都道府県公安委員会は、都道府県知事に対して第一項に規定する措置をとることを勧告することができる。

都道府県知事は、第一項に規定する要求をしたときは、当該事案の処理が終了した後すみやかにその旨を都道府県の議会に報告しなければならない。

第二十一條第二項中「警察職員又は」を「警察職員、検察職員若しくは旧職業陸海軍軍人の前歴のない者又は任命前十年間に」に改める。

警察法の一部を改正する法律

第二十四條第一項各号列記以外の部分に次の但書を加える。

但し、委員は、第二号の場合においては、住所を移したために被選挙権を失つても、その住所が同一都道府県の区域内にあるときは、そのためにその職を失うことはない。

第三十條を次のように改める。

第三十條 都道府県国家地方警察に隊長を置く。
隊長は、国家公務員法の規定に基づき、警察管区本部長が国家地方警察本部長官の同意を経てこれを任命し、一定の事由により罷免する。

隊長は、都道府県国家地方警察本部の事務を処理する。
第三十五條第一項中「警察長の外、警視、警部、警部補、巡査部長及び巡査たる」を「隊長の外、」に改め、同條第二項及び第三項を削る。

第三十六條第一項中「前條第一項」を「前條」に改め、同項但書及び同條第二項を削る。

第四十條第一項中「（以下市町村という。）」を削り、同條に次の一項を加える。

前項の規定により告示された町村は、第一項の規定にかかわらず、住民投票によつて警察を維持しないことがで

き、又、警察を維持しないこととした後再び警察を維持することができる。

第四十條の次に次の二條を加える。

第四十條の二 前條第二項の規定により告示された町村以外の町村で市に隣接し、公共の秩序の維持の上において当該市と緊密な関係を有するものは、住民投票によつて、当該市と地方自治法の規定による組合を組織して共同で警察を維持することができる。

前項の規定により共同で警察を維持することができる町村は、政令を以てこれを告示する。

第一項の住民投票については、第四十條の三（第八項及び第十二項を除く。）の規定を準用する。

第一項の規定により共同で警察を維持することとした町村は、住民投票によつて警察を維持しないこととすることができる。この場合には、第四十條の三の規定を準用する。

第四十條の三 第四十條第三項に規定する住民投票は、町村議会において警察を維持しないこと若しくは再び警察を維持することを住民投票に付することを議決したとき、又は町村の住民で町村議会の議員の選挙権を有する者が、その総数の三分の一以上の連署をもつて、その代表者によつて

当該町村の選挙管理委員会に対してこれを請求したときにおいて行われるものとする。

町村議会の議長は、前項の規定による議決があつたときは、その日から三日以内に、その旨を町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

選挙管理委員会は、前項に規定する議決の通知を受けた日又は第一項に規定する住民投票の請求を受理した日から六十日以内に、これをその町村の選挙人の投票に付さなければならぬ。

選挙管理委員会は、前項の投票の結果が判明したときは、直ちにこれを当該町村議会の議長又は当該代表者及び町村長に通知し、且つ、これを公表しなければならない。

第三項の規定による投票において有効投票の過半数の同意があつたときは、当該町村は、警察を維持しないこと又は再び警察を維持することを決定したものとす。

前項の規定による決定があつたときは、当該町村長は、国家公安委員会を経てこれを内閣総理大臣に報告しなければならない。

内閣総理大臣は、前項の報告を受けたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

十月三十一日までに第六項の規定による報告のあつた町村については、翌年四月一日にその警察維持に関する責任の転移が行われる。

第一項の規定による議会の議決又は代表者による請求は、第三項の規定による投票のあつた日から二年間行ふことができる。

政令で特別の定をするものを除く外、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四條の二から第七十四條の四までの規定は第一項の規定による請求者の署名に、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）中普通地方公共団体の選挙に関する規定は第三項の規定による投票に、地方自治法第二百五十五條の二の規定は第一項の規定による請求者の署名及び第三項の規定による投票に関する争訟に、これを準用する。

第三項の規定による投票は、政令の定めるところにより、普通地方公共団体の選挙又は地方自治法第七十六條第三項の規定による解散の投票若しくは同法第八十條第三項及び第八十一條第二項の規定による解職の投票と同時にこれを行ふことができる。

警察事務を共同で処理する市町村の組合を組織する町村
警察法の一部を改正する法律

のいずれかが、第三項の規定による投票によつて警察を維持しないことを決定したときは、その町村は、地方自治法第二百八十六條又は第二百八十八條の規定にかかわらず、警察を維持しないものとなる。この場合の措置について必要な事項は、政令で定める。

第四十三條中「市町村長」を「市及び警察を維持する町村（以下「市町村」という。）は、市町村長」に改める。

第四十六條第二項中「第三十五條第二項及び第三項」を「第十五條の二第一項及び第二項」に改め、同條第三項を次のように改める。

市町村警察職員の定員は、地方的要求に応じてその市町村が條例でこれを決定する。

第五十條第二項中「第三十六條第二項」を「第十五條の二第四項」に改める。

第五十四條の次に次の一條を加える。

第五十四條の二 国家地方警察と市町村警察及び市町村警察は、相互に、犯罪に関する情報を交換するものとする。

第五十五條に後段として次のように加える。

市町村警察職員も、都道府県公安委員会又は他の市町村公安委員会から援助の要求があつた場合は、その援助を要

求した公安委員会の管轄区域内で、当該公安委員会の運営管理の下に、その職権を行うことができる。この場合において、市町村公安委員会が他の市町村警察に援助の要求をしようとするときは、あらかじめ必要な事項を国家地方警察に連絡しなければならない。

第五十五條の次に次の一條を加える。

第五十五條之二 市町村警察の要求によつて国家地方警察の警察職員が援助した場合においては、その援助に要した費用は、国庫の負担とする。

国家地方警察の要求によつて市町村警察職員が、その市町村の区域外において、国家地方警察又は市町村警察を援助した場合においては、その援助に直接要した費用は、国庫の負担とする。

前項の場合において、市町村警察職員がその職務のため傷いを受け、若しくは疾病にかかり、又はその傷病に因り退職し、若しくは在職中死亡したときは、これを国家地方警察の警察職員としてその職務を行つたものとみなし、国庫は、その者に国家公務員に対する業務災害補償に適用される法律の規定による補償を行う。但し、その災害について、業務災害補償に関する当該市町村の給付が、国家公務

員に対する業務災害補償に適用される法律の規定による額を超えるときは、その者又はその遺族がその差額の支給を当該市町村から受けることを妨げない。

第五十八條中「犯罪行為又はその管轄区域内に始まり、若しくはその管轄区域内に及んだ犯罪行為の個々の場合」を「犯罪又はその管轄区域内に始まり、若しくはその管轄区域内に及んだ犯罪並びにこれらに関連する犯罪」に改め、同條に次の一項を加える。

前項の場合においては、国家地方警察及び市町村警察は、原則として事前にこれを同項の規定によつて職権を及ぼす区域を管轄する警察に通知し、且つ、その職権の行使について当該警察と緊密な連絡を保持しなければならない。

第六十四條に次の二項を加える。

前條後段の場合又は前項の場合において、市町村警察職員がその市町村の区域外において職務を行つたときは、その職務の執行のために直接要した費用は、国庫の負担とする。

第五十五條の二第三項の規定は、前項の場合において、市町村警察職員がその職務のため傷いを受け、若しくは疾病にかかり、又はその疾病に因り退職し、若しくは在職中

死亡したときに、これを準用する。

第六十七條の次に次の二條を加える。

第六十七條之二 国家地方警察の管轄に属する区域が市町村警察の管轄区域となつた場合には、当該区域内で、その日においてもつばら警察の用に供されていた国有の財産（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二條第一項各号に掲げる財産をいう。以下本條中同じ。）及び物品で、国家地方警察に不必要で当該市町村が警察を維持するために必要なものは、国が無償で当該市町村に譲渡するものとする。但し、土地は譲渡しないものとし、当該市町村警察は、無償でこれを使用することができるものとする。

市町村が警察を維持しないこととなつた場合には、その日においてもつばら警察の用に供されていた当該市町村所有の財産及び物品で、当該市町村に不必要で国家地方警察に必要なものは、当該市町村が無償で国に譲渡するものとする。但し、土地は譲渡しないものとし、国家地方警察は、無償でこれを使用することができるものとする。

国家地方警察又は市町村警察の責任の転移があつた日において、当該区域内で、国家地方警察又は当該市町村警察が他の機関と共用している国又は地方公共団体の建物は、

警察法の一部を改正する法律

前二項の例により、それぞれ当該市町村警察又は国家地方警察が無償でこれを使用することができるものとする。

第一項又は第二項の規定により市町村又は国が取得する財産に伴う負債があるときは、その処分については、相互の協議により、これを定める。

前各項の規定の適用について争があるときは、国家地方警察本部長官又は市町村長の申立に基き、内閣総理大臣がこれを決定する。

第六十七條之三 警察を維持する町村が警察を維持しないこととなつた場合においては、警察を維持しないこととなつた日における当該町村警察職員の数を、第四條第一項の規定により国家地方警察の警察官として置くことができる。本則中第六十八條の次に次の一條を加える。

第六十九條 第五十五條の二第二項及び第六十四條第三項の規定により国庫が負担する費用の範囲は、次の通りとする。

- 一 旅費（国家地方警察の警察職員に対する旅費支給の例によつて計算した額）
- 二 交通機関の借料
- 三 交通機関の燃料費

警察法の一部を改正する法律

- 四 借用した建物、器材及び物件の借料（旅費を支給したときは、宿泊に要した施設及び寝具の借料を除いた額）
 - 五 職務遂行のために消費した各種の消耗品の費用
 - 六 出勤に直接起因した交通機関、建物、器材及び物件の破損部分の修繕費
- 附則第七條第二項第四号中「第四十六條第三項但書第三段の」を削り、同條第六項中「第十九條第一項」を「第十九條」に改める。

附則第九條を次のように改める。

第九條 削除

附則

- i この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律施行の際現に存する北海道公安委員会は、警察法第二十條第一項後段の規定により公安委員会を置く措置が完了するまでの間、なお引き続き存続して、同項に規定する道公安委員会として、その事務を行うものとする。
- 3 昭和二十六年九月三十日までに警察法第四十條の第三第六項に規定する報告があつた場合においては、同條第八項の規定にかかわらず、警察維持に関する責任の轉移は、同年十月一日に行われるものとする。

- 4 市町村警察の職員である者が、当該市町村において警察を維持しないこととなつたことに伴い、引き続き恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十九條に規定する公務員である国家地方警察の職員となつた場合において、その者が市町村の退職年金に関する條例の規定による退職給付を受けないときは、同法の規定の適用については、その者が市町村警察の職員として引き続き在職した期間同條に規定する公務員として在職していたものとみなす。この場合においては、警察法附則第七條第二項の規定は当該市町村警察の職員の範囲について、同條第三項の規定は恩給法第十九條に規定する公務員とみなされる場合の区分について、それぞれ準用する。

5 経済調査庁法（昭和二十三年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。

第三十條中「都道府県警察長」を「都道府県国家地方警察隊長」に改める。

6 古物営業法（昭和二十四年法律第八号）の一部を次のように改正する。

第二十條中「警察長」を「都道府県国家地方警察隊長、市町村警察長」に改める。

7 質屋営業法（昭和二十五年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

第二十一條中「警察長」を「都道府県国家地方警察隊長、市町村警察長」に改める。

8 行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二條に次の二項を加える。

5 国家地方警察の警察官で、管区警察学校及び警察大学校に在籍する者は、五千人を限り、第一項に定める職員の定員の外に置くことができる。

6 警察を維持する町村が警察を維持しないこととなつた場合においては、第一項の規定にかかわらず、当該町村の警察職員を、予算の定める範囲内において、国家地方警察の職員として置くことができるものとし、この場合における職員の定員は、政令で定める。

北海道開発法の一部を改正する法律

（昭和二十六年六月十三日）
法律第二百三十四号

北海道開発法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部

北海道開発法の一部を改正する法律

を次のように改正する。

第十一條を第十七條とし、第十二條を第十八條とし、第十條の次に次の六條を加える。

（地方支分部局）

第十一條 北海道開発庁に、地方支分部局として北海道開発局を置く。

（北海道開発局の所掌事務）

第十二條 北海道開発局は、開発計画の調査に関する事務を分掌する外、北海道における左に掲げる事務をつかさどる。

一 公共事業費（航路標識その他政令で定めるものに関するものを除く。）の支弁に係る国の直轄事業で農林省、運輸省及び建設省の所掌するものの実施に関すること。

二 国費の支弁に係る建物の営繕（郵政事業特別会計、電気通信事業特別会計及び簡易生命保険及び郵便年金特別会計に属する現業関係の建物の営繕、受刑者を使用して実施する刑務所の営繕、学校の復旧整備のための営繕並びに一件につき総額百万円をこえない建物の修繕を除く。）並びに公共団体、日本国有鉄道又は日本専売公社の委託に基づく建設工事、建設工用資材の加工及び建設工

北海道開発法の一部を改正する法律

2 前項各号に掲げる事務については、当該事務に関する主務大臣のみが北海道開発局長を指揮監督する。

（北海道開発局の位置及び内部組織）
第十三條 北海道開発局は、札幌市に置く。
第十四條 北海道開発局に、局長官房の外、左の四部を置く。

- 建設部
- 農業水産部
- 港湾部
- 営繕部

- 2 北海道開発局に、次長一人を置く。
- 3 次長は局長を助け、局務を整理する。
- 4 前三項に定めるものの外、北海道開発局の内部部局の組織の細目は、総理府令で定める。

（開発建設部及び治水事務所その他の工事事務所）

第十五條 第十二條第一項各号に掲げる事務の一部を分掌させるため、所要の地に開発建設部及び治水事務所その他の工事事務所を置く。

2 開発建設部及び治水事務所その他の工事事務所の名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、総理府

令で定める。

（北海道開発局の附属機関）

第十六條 北海道開発局に、左の表の上欄に掲げる附属機関を置く。その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種 類	目 的
土木試験所	土木に関する試験及び研究を行うこと。
建設機械 workshop	建設用機械の製作及び修理を行うこと。

2 前項に掲げる附属機関の内部組織は、総理府令で定める。

附 則

1 この法律は、昭和二十六年七月一日から施行する。
 2 建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第二條中「及び営繕支局」を削る。
 第十四條を次のように改める。

第十四條 削除

第十五條中「又は営繕支局」を削る。

3 行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第百二十六号）

の一部を次のように改正する。

第二條第一項の表総理府の項中

北海道開発庁	計
四五人	六二、三八一人
北海道開発庁	計
三、二九一人	六五、六二七人

建設省の項中「一〇、八三九人」を「一〇、七五四人」に、合計の項中「八八七、三五七人」を「八九〇、五一八人」に改める。

司法書士法の一部を改正する法律

（昭和二十六年六月十三日）
 法律第百三十五号

司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）の一部を次のように改正する。

第七條を次のように改める。

第七條 削除

第十五條に次の一号を加える。

司法書士法の一部を改正する法律

六 司法書士の報酬に関する規定
 第十五條の次に次の三條を加える。

（司法書士の報酬）

第十五條之二 司法書士会は、前條第六号の規定により司法書士の報酬に関する規定を定めたときは、これを、その所在地を管轄する法務局又は地方法務局長を経て、法務総裁に届け出て、その認可を受けなければならない。

2 法効総裁は、前項の届出を受けたときは、司法書士会がその届出の書類を法務局又は地方法務局長に提出した日から二箇月以内に、これを認可し、又は認可しない旨の決定をしなければならない。

3 第一項の規定による報酬に関する規定は、前項の期間内に同項の決定がないときは、その期間の経過によりその認可の決定があつたものとみなす。

第十五條之三 司法書士会の会員にならず、又は司法書士会が設立されていない区域における司法書士は、その報酬については、その事務所の所在地の司法書士会又は法務総裁の指定する司法書士会の報酬に関する規定に従わなければならない。

第十五條之四 司法書士は、その業務に関して、その所属し、

医師法及び歯科医師法の一部を改正する法律

又は前條の規定により従うべき司法書士会の報酬に関する規定に反して報酬を受けてはならない。
第十九條第一項中「又は正当の業務に附随して行り場合」を削る。

第二十條中「又は第七條第二項」を削る。

附則

- 1 この法律は、昭和二十六年七月一日から施行する。
- 2 この法律の施行の際現に存する司法書士会は、すみやかに、この法律による改正後の司法書士法第十五條の規定により、その会則中に司法書士の報酬に関する規定を定めなければならぬ。
- 3 前項の規定による司法書士の報酬に関する規定について、この法律による改正後の司法書士法第十五條の二に規定する法務総裁の認可があるまでは、その司法書士会の区域内における司法書士の報酬の額は、なお従前の例による。

医師法及び歯科医師法の一部を改正する法律

(昭和二十六年六月十四日
法律第二百三十六号)

第一條 医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第三十六條に次の一項を加える。

- 4 前項に規定する者の外、昭和二十年八月十五日以前に、外国でその地の法令によつて医師免許若しくは医業免許を受け、又は中華民国(滿洲及び蒙疆を含む。)において領事官の医業免許を受けた日本国民に対する医師免許及び試験については、昭和三十年十二月三十一日まで、前項の例によることができる。

第二條 歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第三十三條に次の一項を加える。

- 4 前項に規定する者の外、昭和二十年八月十五日以前に外国でその地の法令によつて歯科医師免許若しくは歯科医業免許を受け、又は中華民国(滿洲及び蒙疆を含む。)において領事官の歯科医業免許を受けた日本国民に対する歯科医師免許及び試験については、昭和三十年十二月三十一日まで、前項の例によることができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。但し、附則第二項

及び第三項の規定は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

2 医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律(昭和二十四年法律第二百七十二号)の一部を次のように改正する。

「医師法第三十六條第三項」を「医師法第三十六條第三項又は第四項」に、「滿洲国が行つた医師考試の第一部考試に及格し、又は中華民国(滿洲及び蒙疆を含む。)において領事官の医業免許を受けた者」を「又は滿洲国が行つた医師考試の第一部考試に及格した者」に改める。

3 歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律(昭和二十五年法律第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

「歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)第三十三條第三項」を「歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)第三十三條第三項又は第四項」に、「滿洲国が行つた歯科医師考試の第一部考試に及格し、又は中華民国(滿洲及び蒙疆を含む。)において領事官の歯科医業免許を受けた者」を「又は滿洲国が行つた歯科医師考試の第一部考試に及格した者」に改める。

税理士法

税理士法

(昭和二十六年六月十五日
法律第二百三十七号)

目次

- 第一章 總則(第一條—第四條)
- 第二章 税理士試験(第五條—第十七條)
- 第三章 登録(第十八條—第二十九條)
- 第四章 税理士の権利及び義務(第三十條—第四十三條)
- 第五章 税理士の責任(第四十四條—第四十八條)
- 第六章 雜則(第四十九條—第五十七條)
- 第七章 罰則(第五十八條—第六十四條)

第一章 總則

(税理士の職責)

第一條 税理士は、中正な立場において、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務を適正に実現し、納税に関する道義を高めるように努力しなければならない。

(税理士の業務)

第二條 税理士は、他人の求に応じ、所得税、法人税、相続

税、富裕税、附加価値税、市町村民税、固定資産税、事業税、特別所得税又は政令で定めるその他の租税（以下「租税」という。）に関し左に掲げる事務を行うことを業とする。（以下この業務を「税理士業務」という。）

一 申告、申請、再調査若しくは審査の請求又は異議の申立、過誤納税金の還付の請求その他の事項（訴訟を除く。）につき代理すること。（以下この事務を「税務代理」という。）

二 申告書、申請書、請求書その他税務官公署（税関官署を除く。以下同じ。）に提出する書類を作成すること。（以下この事務を「税務書類の作成」という。）

三 第一号に規定する事項につき相談に応ずること。（以下この事務を「税務相談」という。）

（税理士の資格）

第三條 左の各号の一に該当する者は、税理士となる資格を有する。但し、第三号又は第四号の規定に該当する者については、更に国税（関税及びとん税を除く。以下第四條、第二十四條及び第四十六條の場合を除き同じ。）若しくは地方税又は会計に関する事務に従事した期間が通算して二年以上になることを必要とする。

又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しないもの

五 国税若しくは地方税に関する法令、この法律若しくは旧税務代理士法の規定により罰金の刑に処せられた者又は国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）において準用する場合を含む。）若しくは関税法（明治三十二年法律第六十一号）（噸税法（明治三十二年法律第八十八号）において準用する場合を含む。）の規定により通告処分（科料に相当する金額に係る通告処分を除く。）を受けた者で、それぞれその刑の執行を終り、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から三年を経過しないもの

六 国税又は地方税に関する法令、この法律及び旧税務代理士法以外の法令の規定により禁以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しないもの

七 懲戒処分により、税理士の登録を取り消され、若しくは税務代理士の許可を取り消され、又は税務代理士会から退会処分を受けた者で、これらの処分が確定した日から

税理士法

- 一 弁護士
 - 二 公認会計士
 - 三 税理士試験に合格した者
 - 四 第七條又は第八條の規定による税理士試験の免除科目が第六條に掲げる試験科目の全部に及ぶ者
- 2 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七條第一項又は第二項の規定により同法第三條に規定する事務を行うことができる者及び公認会計士法（昭和二十三年法律第三号）第十六條の二第一項の規定により同法第二條に規定する業務を行うことができる者は、この法律の規定の適用については、それぞれ弁護士及び公認会計士とみなす。（欠格條項）

第四條 左の各号の一に該当する者は、前條の規定にかかわらず、税理士となる資格を有しない。

- 一 未成年者
- 二 禁治産者及び準禁治産者
- 三 破産者で復権を得ないもの
- 四 国税若しくは地方税に関する法令、この法律又は旧税務代理士法（昭和十七年法律第四十六号）の規定により禁以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終り、

ら三年を経過しないもの

八 懲戒処分により、国若しくは地方公共団体の職員を免職（罷免その他免職に相当する処分を含む。）され、弁護士会から除名され、公認会計士の登録をまつ消され、計理士の業務を禁止され、若しくはその登録をまつ消され、弁護士業務を禁止され、司法書士の認可を取り消され、又は行政書士の登録を取り消された者で、これらの処分が確定した日から三年を経過しないもの

第二章 税理士試験

（受験資格）

第五條 左の各号の一に該当する者は、税理士試験を受けることができる。

- 一 計理士、会計士補及び会計士補となる資格を有する者
- 二 税務官公署における事務又は国税若しくは地方税に関するその他の行政事務に従事した期間が通算して三年以上になる者

- 三 行政機関において政令で定める会計検査、金融検査又は会社その他の団体の経理に関する行政事務に従事した期間が通算して五年以上になる者
- 四 銀行、信託会社、保険会社又は特別の法律により設立された金融業務を営む法人において政令で定める貸付その他資金の運用（貸付先の経理についての審査を含む。）に関する事務に従事した期間が通算して五年以上になる者
- 五 法人（国又は地方公共団体の特別会計を含む。）又は事業を営む個人の政令で定める会計に関する事務に従事した期間が通算して五年以上になる者
- 六 税理士、税務代理人、弁護士、公認会計士又は計理士の業務の補助の事務に従事した期間が通算して五年以上になる者
- 七 弁理士の業務に従事した期間が通算して五年以上になる者
- 八 司法書士又は行政書士の業務に従事した期間が通算して十年以上になる者
- 九 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）若しくは旧専門学校令（明治三

- 十六年勅令第六十一号）の規定による大学、大学予科、高等学校高等科若しくは専門学校又は政令で定めるこれらの学校と同等以上の学校（以下「大学等」という。）を卒業し、又は修了した者で、これらの学校において法律学又は経済学を修めたもの
- 十 司法試験第二次試験又は高等試験本試験に合格した者
- 十一 税理士試験委員が法律学又は経済学に関し前二号に掲げる者と同等以上の学識を有するものと認定した者
- 2 前項第二号から第八号までに規定する事務又は業務の二以上に従事した者は、それぞれ当該事務又は業務についてこれらの号に規定する年数を十年とする割合により年数を換算してこれらの事務又は業務の二以上に従事した期間を通算した場合に、その期間が十年以上になるときは、税理士試験を受けることができる。
- 3 前二項の規定の適用については、第一項第二号から第八号までに規定する事務又は業務に類する事務又は業務として税理士試験委員の認定を受けた事務又は業務は、それぞれ同項第二号から第八号までに規定する事務又は業務とみなす。
- 4 第一項第十一号又は前項に規定する税理士試験委員の認

定を受ける手続については、大蔵省令で定める。

（試験の目的及び試験科目）

第六條 税理士試験は、税理士となるのに必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とし、左に掲げる科目について行い。

- 一 所得税法、法人税法、相続税法、富裕税法、国税徴収法、地方税法のうち附加価値税に関する部分及び地方税法のうち固定資産税に関する部分（以下「税法」という。）のうち受験者の選択する三科目。但し、所得税法又は法人税法のいずれか一科目を必ず選択しなければならぬ。
- 二 会計学のうち簿記論及び財務諸表論（以下「会計学」という。）の二科目

（試験科目の一部の免除）

第七條 税理士試験において試験科目のうち一部の科目について政令で定める基準以上の成績を得た者に対しては、その申請により、その後に行われる税理士試験において当該科目の試験を免除する。

第八條 左の各号の一に該当する者に対しては、その申請により、税理士試験において当該各号に掲げる科目の試験を税理士法

免除する。

- 一 大学等において法律学又は財政学に属する科目の教授、助教又は講師の職にあつた期間が通算して三年以上になる者及び法律学又は財政学に属する科目に関する研究により学位を授与された者については、税法に属する科目
- 二 大学等において商学に属する科目の教授、助教又は講師の職にあつた期間が通算して三年以上になる者及び商学に属する科目に関する研究により学位を授与された者については、会計学に属する科目
- 三 会計士補及び会計士補となる資格を有する者については、会計学に属する科目
- 四 計理士の業務に従事した期間が通算して五年以上になる者については、会計学に属する科目
- 五 所得税、法人税、相続税若しくは富裕税の賦課又は国税に関する税法の立案に関する税法の立案に関する行政事務に従事した期間が通算して十年以上になる者については、税法に属する科目のうち国税に関するもの
- 六 国税に関する行政事務のうち前号に掲げる事務以外の事務に従事した期間が通算して十五年以上になる者につ

七 附加価値税若しくは固定資産税の賦課又は地方税に関する税法の立案に関する行政事務に従事した期間が通算して十五年以上になる者については、税法に属する科目
八 前号に掲げる事務に従事した期間が通算して十年以上になる者については、税法に属する科目のうち地方税に
九 地方税に関する行政事務のうち第七号に掲げる事務以外の事務にもつばら従事した期間が十五年以上になる者については、税法に属する科目のうち地方税に関するもの

2 前項第一号、第二号又は第四号から第九号までに規定する職、業務又は事務のうち、試験の免除科目を同じくする職、業務又は事務の二以上に従事した者に対しては、それぞれ当該職、業務又は事務についてこれらの号に規定する年数を十年とする割合により年数を換算してこれらの職、業務又は事務の二以上に従事した期間を通算した場合に、その期間が十年以上になるときは、その申請により、税理士試験において当該科目の試験を免除する。この場合において、第一号又は第七号に規定する職又は事務に従事した

者については、当該職又は事務に従事した期間を税法に属する科目のうち国税に関するもの又は地方税に関するものいずれかを免除する他の事務に従事した期間に通算することができるものとする。

(受験手数料)

第九條 税理士試験を受けようとする者は、五百円を受験手数料として納付しなければならない。

2 前項の規定により納付した受験手数料は、税理士試験を受けなかつた場合においても還付しない。
(合格の取消等)

第十條 税理士試験委員は、不正の手段によつて税理士試験を受け、又は受けようとした者に対しては、その試験を停止し、又は合格の決定を取り消すことができる。

2 税理士試験委員は、前項の規定による処分を受けた者に対し、情状により三年以内の期間を定めて税理士試験を受けることができないものとする。ことができる。
(合格証書等)

第十一條 税理士試験に合格した者には、当該試験に合格したことを証する証書を授与する。

2 試験科目のうちの一部の科目について政令で定める基準

以上の成績を得た者には、その基準以上の成績を得た科目を通知する。

(試験の執行)

第十二條 税理士試験は、税理士試験委員が行う。

2 税理士試験は、毎年一回以上行う。
(税理士試験委員)

第十三條 国税庁に税理士試験委員(以下「試験委員」という。)を置く。

2 試験委員は、税理士試験の執行に関する事項その他この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項をつかさどる。

3 試験委員は、委員長及び常任委員二人をもつて組織する。

4 税理士試験を行う場合には、税理士試験の問題の作成及び採点を行わせるため、臨時委員十五人以内を試験委員に加えることができる。

5 委員長及び常任委員は、租税に関し学識経験のある者のうちから大蔵大臣が任命する。

6 臨時委員は、税理士試験を行うについて必要な学識経験のある者のうちから試験委員が推薦した者について、大蔵

大臣が任命する。

7 委員長は、試験委員を代表し、その事務を総括する。

8 試験委員の事務に関する決定は、委員長及び常任委員の過半数の議決による。但し、税理士試験の問題の作成及び採点は、試験委員の定めるところにより、委員長、常任委員及び臨時委員が分担して行う。
(委員長等の任期)

第十四條 委員長及び常任委員の任期は、二年とする。但し、欠員が生じた場合の後任の委員長又は補欠の常任委員の任期は、それぞれ前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は、税理士試験の執行ごとに任命し、その事務が終つたときは、退任するものとする。
(委員長等の勤務)

第十五條 委員長、常任委員及び臨時委員は、非常勤とする。
(試験委員の庶務)

第十六條 試験委員の庶務は、国税庁長官官房においてつかさどる。
(試験の細目)

第十七條 この法律に定めるものの外、税理士試験の受験に関する細目については、大蔵省令で定める。

第三章 登録

(登録)

第十八條 税理士となる資格を有する者が、税理士となるには、税理士名簿に氏名、生年月日、事務所のあるその他大蔵省令で定める事項の登録を受けなければならない。
(税理士名簿)

第十九條 税理士名簿は、国税庁に備える。

2 税理士名簿の登録は、国税庁長官が行う。
(変更登録)

第二十條 税理士は、第十八條の規定により登録を受けた事項に変更を生じたときは、遅滞なく変更の登録を申請しなければならない。

(登録の申請)

第二十一條 第十八條の規定による登録を受けようとする者は、大蔵省令で定める様式によつて作成した登録申請書を、その住所を管轄する税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。

2 前項の規定による登録申請書には、その副本二通を添附するものとし、税務署長は、当該申請書を受理したときは、遅滞なく当該副本一通ずつを当該申請者の住所を管轄す

る市町村(特別区及び全部事務組合を含む。以下同じ。)及び都道府県の長に送付するものとする。
(登録に関する決定)

第二十二條 国税庁長官は、前條第一項の規定による登録申請書を受理した場合においては、当該申請者が税理士となる資格を有し、且つ、第二十四條各号の規定に該当しない者であると認めるときは税理士名簿に登録し、当該申請者が税理士となる資格を有せず、又は同條各号の一に該当する者であると認めるときは当該登録の申請を却下しなければならない。

2 国税庁長官は、前項の規定により登録の申請を却下しようとするときは、あらかじめ当該申請者にその旨を通知して、相当の期間内に自ら又はその代理人を通じて弁明する機会を与えなければならない。

3 国税庁長官は、第一項の規定により税理士名簿に登録したときは当該申請者に税理士証票を交付し、同項の規定により登録の申請を却下するときはその理由を附記した書面によりその旨を当該申請者に通知しなければならない。

4 国税庁長官は、第一項の規定により登録の申請を却下する場合において、当該申請者が登録を受ける資格に関する

重要事項について、記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をして前條第一項の規定による登録申請書を提出した者であるときは、前項の規定による通知の書面においてその旨を明らかにしなければならない。
(国と地方公共団体との間の通知)

第二十三條 市町村及び都道府県の長は、第二十一條第一項の規定による登録申請書を提出した者が税理士となる資格を有せず、又は第二十四條各号の一に該当する者であると認めるときは、その事実を国税庁長官に通知しなければならない。

2 国税庁長官は、前條第一項の規定により登録の申請を却下したときは、その旨を当該申請者の住所を管轄する市町村及び都道府県の長に通知しなければならない。
(登録拒否事由)

第二十四條 左の各号の一に該当する者は、税理士の登録を受けることができない。

- 一 懲戒処分により、弁護士、公認会計士、計理士、弁理士、司法書士又は行政書士の業務を停止された者で、現にその処分を受けているもの
- 二 報酬のある公職(国会又は地方公共団体の議会の議員

2 第二十二條第二項の規定は、前項の規定による処分をする場合に準用する。

(登録の取消)

第二十五條 国税庁長官は、税理士の登録を受けた者が、登録を受ける資格に関する重要事項について、記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をして第二十一條第一項の規定による登録申請書を提出し、その申請に基づき当該登録を受けた者であることが判明したときは、当該登録を取り消すことができる。

- 一 職及び非常勤の職を除く。以下同じ。)についている者
- 二 国税又は地方税を免かれ、若しくは免かれようとし、又は免かれさせ、若しくは免かれさせようとした者で、その行為があつた日から二年を経過しないもの
- 三 国税若しくは地方税又は会計に関する事務について刑法罰法令にふれる行為をした者で、その行為があつた日から二年を経過しないもの
- 四 心身の故障により税理士業務を行わせることが適正を欠く虞がある者
- 五 税理士の信用又は品位を害する虞があり、その他税理士の職責に照らし税理士としての適格性を欠く者

3 国税庁長官は、第一項の規定により登録を取り消すときは、その理由を附記した書面により、その旨を当該処分を受ける者に通知しなければならない。

(登録のまつ消)

第二十六條 国税庁長官は、税理士が左の各号の一に該当することとなつたとき、遅滞なくその登録をまつ消しなければならない。

- 一 その業務を廃止したとき。
- 二 死亡したとき。
- 三 第四條第二号から第六号まで又は第八号の一に該当することとなつたとき。

四 前條第一項の規定による登録の取消又は第四十五條第一項若しくは第四十六條第一項の規定による登録の取消の処分が確定したとき。

2 税理士が前項第一号から第三号までの一に該当することとなつたときは、その者、その法定代理人又はその相続人は、遅滞なくその旨を国税庁長官に届け出なければならない。

(登録及び登録のまつ消の公告)

第二十七條 国税庁長官は、税理士の登録をしたとき、及び

当該登録をまつ消したときは、遅滞なくその旨及び登録をまつ消した場合にはその事由を官報をもつて公告しなければならない。

(税理士証票の返還)

第二十八條 税理士の登録がまつ消されたときは、その者、その法定代理人又はその相続人は、遅滞なく税理士証票を国税庁長官に返還しなければならない。税理士が第四十三條の規定に該当することとなつた場合又は第四十五條第一項若しくは第二項若しくは第四十六條第一項の規定による税理士業務の停止の処分を受け当該処分が確定した場合においても、また同様とする。

2 国税庁長官は、前項後段の規定に該当する税理士が税理士業務を行うことができることとなつたときは、その申請により、税理士証票をその者に再交付しなければならない。

(登録の細目)

第二十九條 この法律に定めるものの外、登録の手續、登録のまつ消、税理士名簿、税理士証票その他登録に関する細目については、大蔵省令で定める。

第四章 税理士の権利及び義務

(代理の権限の明示)

第三十條 税理士は、税務代理をする場合においては、その行為について代理の権限を有することを明示する書面を税務官公署に提出しなければならない。

(特別の委任を要する事項)

第三十一條 税理士は、税務代理をする場合において、左に掲げる行為をするときは、特別の委任を受けなければならない。

- 一 再調査若しくは審査の請求、異議の申立又は訴訟の取下
- 二 過誤納税金の還付の請求及びその受領
- 三 代理人の選任

(税理士証票の呈示)

第三十二條 税理士は、税務代理をする場合において、税務官公署の職員と面接するときは、税理士証票を呈示しなければならない。

(署名押印の義務)

第三十三條 税理士は、税務代理をする場合において、租税に関する申告書、申請書、請求書その他の書類を作成して税務官公署に提出するときは、当該書類に署名押印しなければならない。この場合において、当該書類が租税の課税

- 標準若しくは税額に関する申告書又は所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第三十六條若しくは第三十六條の二若しくは法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)第二十六條の三の規定による金額の還付の請求に関する書類であるときは、当該書類には、あわせて本人が署名押印しなければならない。
- 2 税理士は、税務書類の作成をしたときは、当該書類に署名押印しなければならない。
- 3 税理士は、前二項の規定により署名押印するときは、税理士である旨を附記しなければならない。この場合において、当該税理士が弁護士又は公認会計士であるときは、弁護士たる税理士又は公認会計士たる税理士である旨を附記しなければならない。
- 4 第一項又は第二項の規定による署名押印の有無は、当該書類の効力に影響を及ぼすものと解してはならない。
- 5 第一項後段の規定は、法人税法第二十五條の二又は地方税法第四十條の規定(法人の代表者等の自署押印)の適用を妨げるものと解してはならない。

(調査の通知)

第三十四條 税務官公署の当該職員は、青色申告書の提出を

認められている者について、当該申告書に係る租税に関しあらかじめその者に日時場所を通知してその帳簿書類を調査する場合において、当該租税に関し第三十條の規定による書面を提出している税理士があるときは、あわせて当該税理士に対しその調査の日時場所を通知しなければならない。

2 前項において「青色申告書」とは、所得税法第二十六條の三第一項、法人税法第二十五條第一項又は地方税法第五十二條第一項に規定する申告書をいう。
(意見の聴取)

第三十五條 国税庁協議団又は国税局協議団の協議官は、所得税法、法人税法、相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)又は富裕税法(昭和二十五年法律第七十四号)の規定による審査の請求に係る事案について調査する場合において、当該審査の請求に関し第三十條の規定による書面を提出している税理士があるときは、当該税理士に対し当該事案に関し意見を述べる機会を与えなければならない。
(脱税相談の禁止)

第三十六條 税理士は、脱税につき、指示をし、相談に応じ、その他これらに類似する行為をしてはならない。

(信用失墜行為の禁止)

第三十七條 税理士は、税理士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第三十八條 税理士は、正当な理由がなくて、税理士業務に関し知り得た秘密を他に洩らし、又は窃用してはならない。税理士でなくなつた後においても、また同様とする。

(報酬の制限)

第三十九條 税理士は、何らの名義をもつてするを問わず、税理士業務に関し、国税庁長官が定める額をこえて報酬を受けてはならない。

2 国税庁長官は、前項の報酬のうち地方税に関するものの額を定めるときは、地方財政委員会に協議しなければならない。

3 国税庁長官は、第一項の報酬の額を定めるときは、これを告示しなければならない。
(事務所設置の義務)

第四十條 税理士は、税理士業務を行うための事務所を設けなければならない。

2 税理士は、税理士業務を行うための事務所を二以上設け

てはならない。但し、特に必要がある場合において、大蔵省令で定める手続により国税庁長官の許可を受けたときは、この限りでない。
(帳簿作成の義務)

第四十一條 税理士は、税理士業務に関して帳簿を作成し、左の各号に掲げる事務の区分に応じて当該各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 税務代理 一件ごとに、委嘱者の住所及び氏名又は名称、委嘱を受けた年月日、事件の要領及びそのてん末、報酬金額並びに事件の終了年月日
- 二 税務書類の作成及び税務相談 一件ごとに、委嘱者の住所及び氏名又は名称、委嘱を受けた年月日並びに報酬金額

2 前項の帳簿は、閉鎖後五年間保存しなければならない。
(業務の制限)

第四十二條 国税又は地方税に関する行政事務に従事している税理士は、在職中自己の関与した事件について税理士業務を行つてはならない。
(業務の停止)

第四十三條 税理士は、懲戒処分により、弁護士、公認会計

税理士法

士、計理士、弁理士、司法書士又は行政書士の業務を停止された場合においては、その処分を受けている間、税理士業務を行つてはならない。税理士が報酬のある公職につき、その職にある間においても、また同様とする。

第五章 税理士の責任

(懲戒の種類)

第四十四條 税理士に対する懲戒処分は、左の三種とする。

- 一 戒告
- 二 一年以内の税理士業務の停止
- 三 登録の取消

(脱税相談等をした場合の懲戒)

第四十五條 国税庁長官は、税理士が、故意に、真正の事実にして税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は第三十六條の規定に違反する行為をしたときは、一年以内の税理士業務の停止又は登録の取消の処分をすることができる。

2 国税庁長官は、税理士が、相当の注意を怠り、前項に規定する行為をしたときは、戒告又は一年以内の税理士業務の停止の処分をすることができる。

3 第二十二條第二項の規定は、前二項の規定による処分を

する場合に準用する。

4 国税庁長官は、第一項又は第二項の規定による処分をするときは、その理由を附記した書面により、その旨を当該処分を受ける者に通知しなければならない。

(一般の懲戒)

第四十六條 国税庁長官は、前條第一項又は第二項の規定に該当する場合を除く外、税理士が、この法律又は国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したときは、第四十四條各号に掲げる懲戒処分をすることができる。

2 第二十二條第二項及び前條第四項の規定は、前項の規定による処分をする場合に準用する。

(調査の申出)

第四十七條 何人も、税理士について、第四十五條第一項若しくは第二項又は前條第一項の規定に該当する事実があると認めるときは、国税庁長官に対し、その事実を報告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

(懲戒処分の公告)

第四十八條 国税庁長官は、第四十五條第一項若しくは第二項又は第四十六條第一項の規定による戒告又は税理士業務の停止の処分が確定したときは、遅滞なくその旨を官報を

(臨時の税務書類の作成等)

第五十條 国税局長(地方税については、地方公共団体の長)は、租税の申告時期において、又はその管轄区域内に災害があつた場合その他特別の必要がある場合においては、申告者等の便宜を図るため、税理士以外の者に対し、その申請により、二月以内の期間を限り、且つ、租税の税目を指定して、無報酬で課税標準若しくは税額に関する申告書、申請書、請求書その他税務官公署に提出する書類又は租税の減免若しくは徴收猶予に関する申請書の作成及びこれに関連する税務相談に応ずることを許可することができる。但し、その許可を受けることができる者は、地方公共団体の職員及び民法第三十四條の規定による法人その他政令で定める法人その他の団体の役員又は職員に限るものとする。

2 第三十三條第二項及び第四項、第三十六條並びに第三十八條の規定は、前項の規定による許可を受けた者に準用する。

(税理士業務を行ふ弁護士)

第五十一條 弁護士は、所属弁護士会を経て、国税局長に通知することにより、その国税局の管轄区域内において、随

もつて公告しなければならない。

第六章 雑則

(税理士会及び税理士会連合会)

第四十九條 税理士は、各国税局の管轄区域内の区域を基礎としてその区域内に事務所を有する税理士を会員とする税理士会と称する民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四條の規定による法人を設立することができる。

2 税理士会は、各国税局の管轄区域内の区域を基礎として設立された税理士会を各国税局について一以上会員として含む税理士会連合会と称する民法第三十四條の規定による法人を設立することができる。

3 税理士会連合会は、定款で定めるところにより、税理士会以外の者をその会員とすることができる。

4 税理士会及び税理士会連合会は、税理士の職責にかんがみ、この法律の規定による税理士の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

5 税理士会及び税理士会連合会は、税務行政その他国税若しくは地方税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。

時、税理士業務を行うことができる。

2 前項の規定により税理士業務を行ふ弁護士は、税理士業務を行ふ範囲において、第一條、等三十條、第三十一條、第三十三條から第三十九條まで、第四十一條、第四十三條前段、第四十四條(第三号を除く)、第四十五條(第一項中登録の取消の処分に関する部分を除く)から第四十八條まで、第五十四條及び第五十五條の規定の適用については、税理士とみなす。

(税理士業務の制限)

第五十二條 税理士でない者は、この法律に別段の定がある場合を除く外、税理士業務を行つてはならない。

(名称の使用制限)

第五十三條 税理士でない者は、税理士又はこれに類似する名称を用いてはならない。

2 税理士会及び税理士会連合会でない団体は、税理士会若しくは税理士会連合会又はこれらに類似する名称を用いてはならない。

3 前二項の規定は、税理士でない者並びに税理士会及び税理士会連合会でない団体が他の法律の規定により認められた名称を用いることを妨げるものと解してはならない。

(税理士の使用人等の秘密を守る義務)

第五十四條 税理士の使用人その他の従業者は、正当な理由がなく、税理士業務に関して知り得た秘密を他に洩らし、又は窃用してはならない。税理士の使用人その他の従業者でなくなつた後においても、また同様とする。
(監督上の措置)

第五十五條 国税庁長官は、税理士業務の適正な運営を確保するため必要があるときは、税理士若しくは税理士会、税理士会連合会その他の税理士の組織する団体若しくはその連合体から報告を徴し、これらの団体に対しその行う事業について勧告し、又は当該職員をして税理士に質問し、若しくはその業務に関する帳簿書類を検査させることができる。
2 前項の規定による報告の徴取、質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(訴願)

第五十六條 第二十二條第一項、第二十五條第一項、第四十五條第一項若しくは第二項又は第四十六條第一項の規定による処分を受けた者は、当該処分に異議があるときは、当該処分に係る通知を受けた日から一月以内に、訴願法(明

治二十三年法律第五号)の規定により大蔵大臣に訴願をすることができ、

2 第二十二條第二項の規定は、前項の規定による訴願の裁決(却下の裁決を除く)をする場合に準用する。
(事務の委任)

第五十七條 国税庁長官は、第四十條第二項但書又は第五十五條第一項の規定によりその権限に属せしめられた事務の一部を国税局長又は税務署長をして取り扱わせることができる。
2 国税庁長官は、前項の規定により事務の一部を国税局長又は税務署長をして取り扱わせることとしたときは、その旨を告示しなければならない。

第七章 罰則

第五十八條 第三十六條(第五十條第二項において準用する場合を含む)の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十九條 第五十二條の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第六十條 左の各号の一に該当する者は、二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第三十八條(第五十條第二項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

二 第五十四條の規定に違反した者

2 前項の罪は、告訴を待つて論ずる。

第六十一條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第三十九條の規定に違反した者

二 第四十二條の規定に違反した者

三 第四十三條の規定に違反した者

四 第四十五條第一項若しくは第二項又は第四十六條第一項の規定による税理士業務の停止の処分が確定した場合において、その処分に違反して税理士業務を行つた者

第六十二條 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第五十三條第一項の規定に違反した者

二 第五十三條第二項の規定に違反した者

第六十三條 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第四十一條第一項の規定による帳簿を作成せず、又はこれに同項に規定する事項の記載をせず、若しくは虚偽

の記載をした者

二 第五十五條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、質問に答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第六十四條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十九條、第六十一條第一号、第六十二條第二号又は前條第一号若しくは第二号の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため当該業務に関し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

2 税務代理士法は、廃止する。但し、同法第四條第一項の規定による税務代理士の許可に関する規定は、この法律施行の日から起算して三月間は、なおその効力を有し、その期間の満了の日までに同項の規定による許可を申請した者

については、昭和二十七年三月三十一日まで、なおその効力を有する。

3 税務代理士法の廃止前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 左に掲げる者（弁護士及び公認会計士である者を除く。）は、第三條の規定にかかわらず、税理士となる資格を有するものとする。但し、これらの者は、第二十二條第一項の規定にかかわらず、政令で定める三十時間以上の税法に関する講習又は研修を経た後でなければ税理士の登録を受けることができない。

一 この法律施行の際現に旧税務代理士法の規定による税務代理士の許可を受けている者

二 第二項但書の規定に基づきなおその効力を有する旧税務代理士法の規定による税務代理士の許可を受けた者

5 この法律施行の際現に国又は地方公共団体の職員である者で、もつばら国税に関する行政事務に従事した期間又はもつばら地方税の賦課に関する事務に従事した期間がそれぞれ通算して十五年又は二十年以上になるものは、政令で定める基準により税法及び会計学に関し税理士試験の合格者と同等以上の学識を有する旨の試験委員の認定を受けた

場合に限り、第三條の規定にかかわらず、税理士となる資格を有するものとする。

6 前項に規定する者は、同項の規定による試験委員の認定を受けようとするときは、この法律施行の日から起算して三月以内に、大蔵省令で定める手続により、その認定を試験委員に申請しなければならない。

7 試験委員は、前項の規定による申請に基づき第五項の規定による認定をしたとき、又はその認定をしなかつたときは、その旨を申請者に通知する。

8 昭和二十六年六月三十日以前に実施された公認会計士第三次試験又は特別公認会計士試験に合格した公認会計士は、第二十二條第一項の規定にかかわらず、政令で定める三十時間以上の税法に関する講習又は研修を経た後でなければ、税理士の登録を受けることができない。

9 左に掲げる者については、この法律施行の日から起算して三月間（その期間内に第二十一條第一項の規定による登録の申請をした場合には、当該申請に基づき税理士の登録を受けた日又は当該申請の却下の処分が確定した日までの期間）は、この法律施行の日において税理士となつたものとみなして、この法律の規定（税理士の登録及び税理士証票

に関する規定を除く。）を適用する。この場合において、これらの者がこの法律施行の際現に税理士業務を行うための事務所を二以上設けているときは、この法律施行の日においてその設置について第四十條第二項但書の規定による国税庁長官の許可を受けたものとみなす。

一 第四項第一号に掲げる者

二 この法律施行の際現に税務代理業を行っている弁護士

三 この法律施行の際現に旧税務代理士法の規定による税務代理士の許可を受けている公認会計士

10 前項前段の規定は、第四項第二号に掲げる者に準用する。この場合において、前項前段中「この法律施行の日」とあるのは、「旧税務代理士法の規定による税務代理士の許可を受けた日」と読み替えるものとする。

11 前二項の規定は、第四條の規定の適用を妨げるものと解してはならない。

12 旧税務代理士法に基く税務代理士会は、この法律施行の日において第四十九條第四項に規定する事務を行うことを目的とする法人となつたものとする。

13 前項の法人（以下「旧税務代理士会」という。）の組織及び運営に関しては、旧税務代理士法及び旧税務代理士法施

行規則（昭和十七年大蔵省令第十三号）の規定（国税庁長官及び国税局長の監督に関する規定を除く。）の例による。但し、旧税務代理士会の会員は、同会を退会することができるものとし、税理士は、新たに同会の会員となることができるものとする。

14 旧税務代理士会の会員が同会を退会した場合のその退会した者に対する財産の分与については、この法律施行の際現に同会の会員である者の三分の二以上の多数をもつてする決議によつて定めるところによる。

15 旧税務代理士会は、第五十三條第二項の規定にかかわらず、税理士会又はこれに類似する名称を用いることができる。

16 旧税務代理士会は、法人税法の規定の適用については、同法第五條第一項に規定する法人とみなす。

17 旧税務代理士会は、その組織を変更して税理士会となることができる。

18 旧税務代理士会は、前項の規定によりその組織を変更して税理士会となるには、この法律施行の日から起算して三月以内に、会員の三分の二以上の多数をもつてする決議により定款を作成し、大蔵省令で定める手続により、その定

- 19 大蔵大臣は、前項の規定による申請に基きその認可をしたとき、又はその認可をしなかつたときは、その旨を申請者に通知する。
- 20 第十七項の規定による組織変更は、第十八項の規定による大蔵大臣の認可に因つてその効力を生ずる。
- 21 第十七項の規定による組織変更がその効力を生じた場合においては、第十八項の規定による大蔵大臣の認可をもつて税理士会の設立の許可とみなして民法第三十四條の規定による法人の設立の登記に関する同法及び非訴事件手続法（明治三十一年法律第十四号）の規定を適用する。
- 22 旧税務代理士会は、第十八項に規定する期間内に定款の認可の申請をしなかつた場合又は当該認可の申請をしたがその認可を受けることができなかった場合においては、当該期間の満了の日又はその認可をしない旨の通知を受けた日において解散する。
- 23 前項の規定により旧税務代理士会が解散したときは、会長がその清算人となる。但し、会長が欠員のとき、又は会長に事故があるときは、副会長がその清算人となる。
- 24 前項の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算

- 25 人が欠けたとき、若しくは清算人に事故が生じたときは、総会が選任した者が清算人となる。
- 26 旧税務代理士会の残余財産の処分については、会員の三分の二以上の多数をもつてする決議によつて定めるところによる。
- 27 旧税務代理士会の清算は、国税庁長官が監督する。
- 28 民法第七十三條、第七十八條から第八十條まで、第八十三條及び第八十四條第六号（同法第七十九條の公告に関する部分に限る。）の規定（法人の清算）は、旧税務代理士会の清算に準用する。
- 29 当分の間、第四條第五号中「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）」とあるのは、「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）又は旧地方税法（昭和二十三年法律第十号）（地方税法附則第三項において旧地方税法の規定の例によるものとされた場合を含む。）」と読み替へるものとする。
- 30 昭和三十二年において実施される税理士試験に關しては、第六條第一号中「地方税法のうち附加価値税に關する部分」とあるのは、「地方税法のうち附加価値税に關する部分又は事業税（特別所得税を含む。）に關する部分」と読み替へるものとする。

替へるものとする。

- 30 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四百四十四号）の一部を次のように改正する。
- 第四條第二十二号を次のように改める。
- 二十二 税理士試験並びに税理士の登録及び監督を行うこと。
- 第九條第一項第二号を次のように改める。
- 二 税理士に關する制度を調査、企画及び立案すること。
- 第三十條第十三号を同條第十四号とし、同條第十四号を同條第十五号とし、同條第十二号の次に次の一号を加える。
- 十三 税理士の登録及び監督を行うこと。
- 第三十一條を次のように改める。
- （直税部の事務）
- 第三十一條 直税部においては、直接国税の賦課に關する事務（調査査察部の所掌に屬するものを除く。）をつかさどる。
- 第三十五條第一項の表中税務代理士せん、衡議會の項を削り、

31

弁護士法の一部を次のように改正する。

種類	目的
税務代理士せん、衡審議會	国税庁長官の諮問に應じて、税務代理士の許可に關して調査審議すること。
税理士試験委員	税理士試験を行うこと。

- 31 附則第六項を次のように改める。
- 6 昭和二十七年三月三十一日まで、国税庁長官官房においては、税務代理士の許可に關する事務をつかさどる。
- 7 昭和二十七年三月三十一日まで、国税庁の附屬機關として左の表の上欄に掲げる機關を置き、その設置の目的は、同表の下欄に記載する通りとする。

第三條第二項中「稅務代理士」を「稅理士」に改める。
 第六條第三号中「稅務代理士であつて許可を取り消され」を「稅理士であつて登録を取り消され」に改める。
 第八十三條中「公認會計士の登録をまつ消された者」とみなし」の下に「従前の稅務代理士法（昭和十七年法律第四十六号）の規定により稅務代理士の許可を取り消された者は、懲戒の処分により稅理士の登録を取り消されたものとみなし」を加える。

32 登録稅法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第七條ノ二の次に次の一條を加える。

第七條ノ三 左ノ事項ニ付稅理士名簿ニ登録ヲ請フ者ハ左ノ區別ニ從ヒ登録稅ヲ納ムベシ

- 一 稅理士法第十八條ノ規定ニ依ル登録 金二千円
- 二 稅理士法第二十條ノ規定ニ依ル登録 金百円

33 法人稅の一部を次のように改正する。

第五條第一項第二号中「弁理士會並びに稅務代理士會」を「並びに弁理士會」に改める。

34 地方稅法の一部を次のように改正する。

第二十三條第四項第十一号中「稅務代理士業」を「稅理

士業」に改め、第七百七十六條第三項第六号中「稅務代理士業」を「稅務代理士業及び稅理士業」に改める。

35 公認會計士法の一部を次のように改正する。

第四條第七号中「稅務代理士法（昭和十七年法律第四十六号）」を「稅理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）、旧稅務代理士法（昭和十七年法律第四十六号）」に、「許可の取消、」を「登録の取消、許可の取消、」に改め、第五十七條第二項第一号中「計理士」の下に「稅理士」を加える。

36 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第二條第二項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 稅理士となる資格を有する者

信用金庫法（昭和二十六年六月十五日法律第二百三十八号）

目次

- 第一章 總則（第一條—第九條）
- 第二章 會員（第十條—第二十一條）

第三章 設立及び事業免許の申請（第二十二條—第三十條）

第四章 管理（第三十一條—第五十二條）

第五章 事業（第五十三條—第五十四條）

第六章 經理（第五十五條—第五十七條）

第七章 合併及び事業の讓渡又は讓受（第五十八條—第六十二條）

第八章 解散及び清算（第六十三條—第六十四條）

第九章 登記（第六十五條—第八十五條）

第十章 雜則（第八十六條—第八十九條）

第十一章 罰則（第九十條—第九十三條）

附則

第一章 總則

（目的）

第一條 この法律は、國民大衆のために金融の円滑を図り、その貯蓄の増強に資するため、協同組織による信用金庫の制度を確立し、金融業務の公共性にかんがみ、その監督の適正を期するとともに信用の維持と預金者等の保護に資することを目的とする。

（人格）

第二條 信用金庫及び信用金庫連合會（以下「金庫」と總稱す

信用金庫法

る。）は、法人とする。

（住所）

第三條 金庫の住所は、その主たる事務所所在地にあるものとす。

（事業免許）

第四條 金庫の事業は、大藏大臣の免許を受けなければ行ふことができない。

（出資の總額の最低限度）

第五條 信用金庫の出資の總額は、左の各号に定める金額以上でなければならぬ。

- 一 東京都の特別区に存する地域又は大藏大臣の指定する人口五十万以上の市に主たる事務所を有する信用金庫にあつては一千万円
- 二 前号に規定する信用金庫以外の信用金庫にあつては五百万円

2 信用金庫連合會の出資の總額は、一億円以上でなければならぬ。

（名称）

第六條 金庫は、その名称中に左の文字を用いなければならぬ。

- 一 信用金庫にあつては信用金庫
- 二 信用金庫連合会にあつては信用金庫連合会
- 三 この法律によつて設立された金庫以外の者は、その名称中に信用金庫又は信用金庫連合会であることを示すような文字を用いることができない。
- 四 金庫の名称については、商法（明治三十二年法律第四十八号）第十九條から第二十一條まで（商号）の規定を準用する。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係）

第七條 左の金庫は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の適用については、同法第二十四條各号に掲げる要件を備える組合とみなす。

- 一 信用金庫であつて、会員たる事業者の常時使用する従業員の数が百人をこえないもの
- 二 前号に規定する信用金庫をもつて組織する信用金庫連合会

（登記）

第八條 この法律の規定により登記を必要とする事項は、登

記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（監督機関）

第九條 大蔵大臣は、この法律の定めるところにより、金庫を監督する。

第二章 会員

（会員たる資格）

第十條 信用金庫の会員たる資格を有する者は、左に掲げる者で定款で定めるものとする。但し、第一号及び第二号に掲げる者にあつては、その常時使用する従業員の数が百人をこえる事業者を除く。

- 一 その信用金庫の地区内に住所又は居所を有する者
 - 二 その信用金庫の地区内に事業所を有する者
 - 三 その信用金庫の地区内において勤務に従事する者
- 第十一條** 信用金庫連合会の会員たる資格を有する者は、その連合会の地区の一部を地区とする信用金庫であつて、定款で定めるものとする。

（出資）

第十二條 会員（信用金庫及び信用金庫連合会の会員をいふ。以下同じ。）は、出資一口以上を有しなければなら

い。

- 2 出資の一口の金額は、均一でなければならない。
- 3 一会員の出資口数は、出資総口数の百分の十をこえてはならない。
- 4 会員の責任は、その出資額を限度とする。
- 5 会員は、出資の払込について、相殺をもつて金庫に対抗することができない。

（議決権）

第十三條 会員は、各々一箇の議決権を有する。

- 2 会員は、定款の定めるところにより、第四十五條の規定により、あらかじめ通知のあつた事項につき、代理人をもつて議決権を行うことができる。但し、他の会員でなければ、代理人となることができない。
- 3 前項の規定により議決権を行う者は、総会における出席者とみなす。
- 4 代理人は、代理権を証する書面を金庫に差し出さなければならぬ。

（加入）

第十四條 金庫に加入しようとする者は、定款の定めるところにより加入につき金庫の承諾を得て引受出資口数に應ず

る金額の払込を了した時又は会員の持分の全部若しくは一部を承継した時に会員となる。

第十四條 死亡した会員の相続人で会員たる資格を有するものが、金庫に対し定款で定める期間内に加入の申出をしたときは、前條の規定にかかわらず、相続開始の時に会員になつたものとみなす。この場合においては、相続人たる会員は、被相続人の持分について、その権利義務を承継する。

2 死亡した会員の相続人が数人あるときは、相続人の同意をもつて選定された一人の相続人に限り、前項の規定を適用する。

（持分の譲渡）

第十五條 会員は、金庫の承諾を得て、会員又は会員たる資格を有する者にその持分を譲り渡すことができる。

- 2 会員たる資格を有する者が持分を譲り受けようとするときは、金庫の承諾を得なければならない。
- 3 持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。
- 4 会員は、持分を共有することができない。

（自由脱退）

第十六條 会員は、何時でも、その持分の全部の譲渡によつ

て脱退することができる。この場合において、その譲渡を受ける者がなくときは、会員は、金庫に対し、定款で定める期間内にその持分を譲り受けるべきことを、請求することができる。

(法定脱退)

第十七條 会員は、左の事由に因つて脱退する。

- 一 会員たる資格の喪失
- 二 死亡又は解散
- 三 破産
- 四 除名
- 五 持分の全部の喪失

2 除名は、定款の定める事由に該当する会員につき、総会の議決によつてすることができる。この場合においては、金庫は、その総会の会日の十日前までに、その会員に対しその旨を通知し、且つ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

3 除名は、除名した会員にその旨を通知しなければ、これをもつてその会員に対抗することができない。

(脱退者の持分の払戻)

第十八條 会員は、前條第一項第一号から第四号までの規定

する七人以上の者が発起人となることを要する。

2 信用金庫連合会を設立するには、その会員にならうとする十五以上の信用金庫が発起人となることを要する。

(定款)

第二十三條 発起人は、金庫の定款を作成し、これに署名しなければならない。

2 前項の定款には、左の事項を記載しなければならない。

- 一 事業
- 二 名称
- 三 地区
- 四 事務所の名称及び所在地
- 五 会員たる資格に関する規定
- 六 会員の加入及び脱退に関する規定
- 七 出資一口の金額並びにその払込の時期及び方法
- 八 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定
- 九 準備金の積立の方法
- 十 役員の数及びその選任に関する規定
- 十一 事業年度
- 十二 公告の方法
- 十三 金庫の存続期間又は解散の事由を定めたときは、こ

により脱退したときは、定款の定めるところにより、その持分の全部又は一部の払戻を請求することができる。

2 前項の持分は、脱退した事業年度の終における金庫の財産によつて定める。

(時効)

第十九條 前條第一項の規定による請求権は、脱退の時から二年間行わないときは、時効に因つて消滅する。

(払戻の停止)

第二十條 金庫は、脱退した会員が金庫に対する債務を完済するまでは、その持分の払戻を停止することができる。

(金庫の持分取得の禁止)

第二十一條 金庫は、会員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。但し、金庫が権利を實行するため必要がある場合又は第十六條の規定により譲り受ける場合においては、この限りでない。

2 金庫が前項但書の規定によつて会員の持分を取得したときは、速やかに、これを処分しなければならない。

第三章 設立及び事業免許の申請

(発起人)

第二十二條 信用金庫を設立するには、その会員にならうと

の期間又は事由

3 金庫の定款については、商法第六十七條(定款の認証)の規定を準用する。

(創立総会)

第二十四條 発起人は、定款作成後、会員にならうとする者を募り、定款を会議の日時及び場所とともに公告して創立総会を開かなければならない。

2 前項の公告は、会議開催日の少くとも二週間前までにしなければならない。

3 発起人が作成した定款の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

4 創立総会においては前項の定款を修正することができる。但し、地区及び会員たる資格に関する規定については、この限りでない。

5 創立総会の議事は、会員たる資格を有する者でその会日までに発起人に対し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席して、その議決権の三分の二以上の多数で決する。

6 創立総会については、第十二條並びに商法第二百三十九條第四項、第二百四十條(特別利害関係人の議決権)、第二

百四十四條（株主總會の議事録）及び第二百四十七條から第二百五十三條まで（株主總會の決議の取消又は無効）の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」とあるのは「信用金庫法第四十八條」と読み替えるものとする。

（理事への事務引継）

第二十五條 発起人は創立總會終了後、遅滞なく、その事務を理事に引き継がなければならない。

（出資の払込）

第二十六條 理事は、前條の規定による引継を受けたときは、遅滞なく、出資の全額の払込をさせなければならない。

（成立の時期）

第二十七條 金庫は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることに因つて成立する。

（商法の準用）

第二十八條 金庫の設立については、商法第四百二十八條（株式会社）の設立の無効）の規定を準用する。

（事業免許の申請）

第二十九條 金庫は、第四條の規定による事業の免許を受けようとするときは、申請書に左の各号に掲げる書類を添附

して、大蔵大臣に提出しなければならない。

一 理由書

二 定款

三 業務方法書（その記載事項は、預金、為替取引その他の業務の種類並びに預金利子及び貸付利子の計算その他の業務の方法とする。）

四 事業計画書（その記載事項は、金庫の事業開始後三事業年度における取引及び収支の予想とする。）

五 創立總會の議事録

六 会員数並びに出資の総口数及び総額を記載した書面

七 登記簿の謄本

八 最近の日計表

九 役員履歴書

十 事務所の位置に関する書面

（事業開始の届出及び免許の失効）

第三十條 金庫が事業を開始したときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

2 金庫が、事業の免許を受けた日から六月以内に、事業を開始しないときは、その免許は効力を失う。

3 やむをえない事由がある場合において、あらかじめ大蔵

大臣の承認を受けた場合においては、前項の規定を適用しない。

第四章 管理

（大蔵大臣の認可）

第三十一條 金庫は、左の場合においては、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

一 定款を変更しようとするとき。

二 業務の種類又は方法を変更しようとするとき。

三 事務所の位置を変更しようとするとき。

（役員）

第三十二條 金庫に、役員として理事及び監事を置く。

2 理事の定数は、五人以上とし、監事の定数は、二人以上とする。

3 役員は、總會の議決によつて、会員又は会員たる法人の業務を執行する役員のうちから選任する。但し、設立当初の役員は、創立總會の議決によつて、会員にならんとする者又は会員にならんとする法人の業務を執行する役員のうちから選任する。

4 信用金庫連合会にあつては、前項の規定にかかわらず、会員たる信用金庫の業務を執行する役員以外の者のうちか

ら選任することができる。但し、その数は、役員定数の五分の一をこえてはならない。

（兼職又は兼業の制限）

第三十三條 金庫の常務に従事する役員及び支配人その他の職員は、他の金庫若しくは会社の常務に従事し、又は事業を営んではならない。但し、大蔵大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

2 監事は、理事又は支配人その他の職員と兼ねてはならない。

（役員任期）

第三十四條 役員任期は、二年とする。但し、定款で三年以内において別段の期間を定めたときは、その期間とする。

2 補欠役員任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

3 設立当初の役員任期は、第一項の規定にかかわらず、創立總會において定める期間とする。但し、その期間は、一年をこえてはならない。

（理事の自己契約等の禁止）

第三十五條 金庫が理事と契約するときは、監事が金庫を代

表する。金庫と理事との訴訟についても、また同様とする。
(定款その他の書類の備付及び閲覧)

第三十六條 理事は、定款及び総会の議事録を各事務所に、
会員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 会員名簿には、各会員について左の事項を記載しなければ
ならない。

一 氏名又は名称及び住所又は居所

二 加入の年月日

三 出資の口数及び金額並びにその払込の年月日

3 会員及び金庫の債権者は、何時でも、理事に対し第一項
の書類の閲覧を求めることができる。

この場合においては、理事は、正当な理由がないのに拒ん
ではならない。

(決算関係書類の提出、備付及び閲覧)

第三十七條 理事は、通常総会の会日の七日前までに、業務
報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処
分案又は損失処理案を監事に提出し、且つ、これらを主た
る事務所に備えて置かなければならない。

2 理事は、監事の意見書を添えて前項の書類を通常総会に
提出し、その承認を求めなければならない。

3 会員及び金庫の債権者は、何時でも、理事に対し第一項
の書類の閲覧を求めることができる。この場合において
は、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

(役員解任)

第三十八條 会員は、総会員の五分の一以上の連署をもつ
て、役員解任を請求することができるものとし、その請
求につき総会において出席者の過半数の同意があつたとき
は、その請求に係る役員は、その職を失う。

2 前項の規定による解任の請求は、理事の全員又は監事の
全員について、同時にしなければならない。但し、法令又
は定款に違反したことを理由として解任を請求するとき
は、この限りでない。

3 第一項の規定により解任の請求は、解任の理由を記載し
た書面を金庫に提出しなければならない。

4 第一項の規定による解任の請求があつたときは、金庫は、
その請求を総会の議に附し、且つ、総会の会日の七日前ま
でに、その請求に係る役員に対し、前項の書面を送付し、
且つ、総会において弁明する機会を与えなければならない。
い。

5 第四十三條第三項及び第四十四條の規定は、前項の場合

に準用する。

(民法及び商法の準用)

第三十九條 理事及び監事については、商法第二百五十四條
第二項(取締役と会社との関係)、第二百五十八條第一項
(取締役の退任の場合の処置)、第二百六十六條(取締役の
責任)、第二百六十七條(取締役に對する訴)及び第二百八
十四條(取締役及び監査役の責任の解除)の規定を、理事
については、民法(明治二十九年法律第八十九号)第五十
五條(代理権の委任)及び商法第二百六十條から第二百六
十二條まで(取締役の業務の執行及び会社代表)の規定を、
監事については、商法第二百七十四條(報告を求め調査を
する権限)及び第二百七十八條(取締役と監査役との連帶
責任)の規定を準用する。この場合において、商法第二百
八十四條中「前條第一項」とあるのは「信用金庫法第二十
七條第二項」と読み替えるものとする。

(支配人)

第四十條 金庫は、支配人を置くことができる。

2 支配人については、商法第三十八條第一項及び第三項、
第三十九條、第四十一條並びに第四十二條(支配人)の規
定を準用する。

信用金庫法

(支配人の解任)

第四十一條 会員は、総会員の十分の一以上の連署をもつ
て、理事に対し、支配人の解任を請求することができる。
2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を
理事に提出しなければならない。
3 第一項の規定による請求があつたときは、理事は、その
支配人の解任の可否を決しなければならない。
4 理事は、前項の可否を決する日の七日前までに、その支
配人に対し、第二項の書面を送付し、且つ、弁明する機会
を与えなければならない。

(通常総会の招集)

第四十二條 理事は、定款の定めるところにより、毎事業年
度一回通常総会を招集しなければならない。

(臨時総会の招集)

第四十三條 理事は、必要があると認めるときは、定款の定
めるところにより、何時でも、臨時総会を招集することが
できる。

2 会員が総会員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的
たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出し
て、総会の招集を請求したときは、理事は、その請求のあ